

謹呈

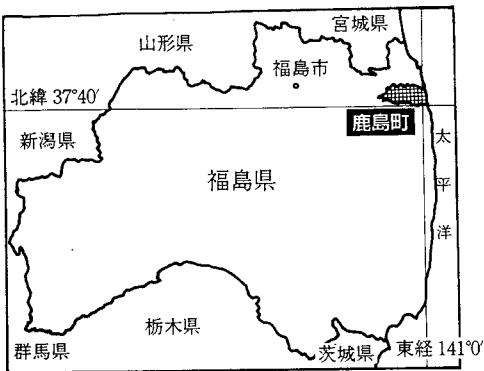
鹿島町

鹿島町史・第六卷

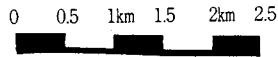
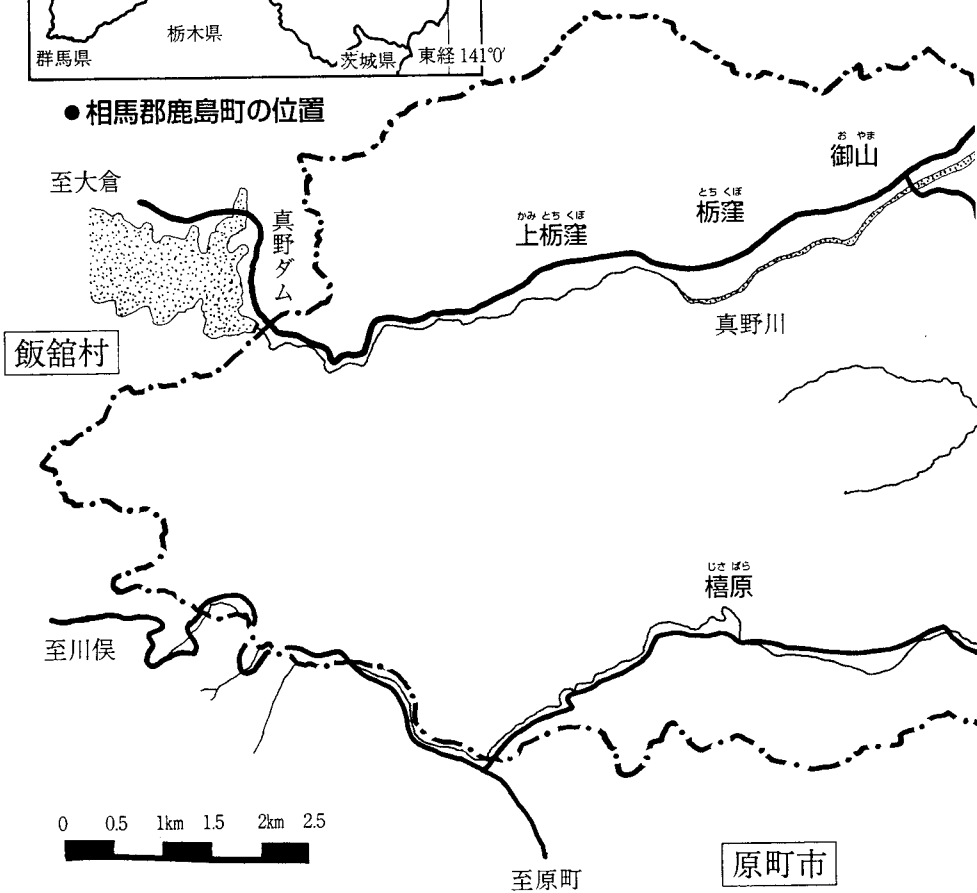
文学博士 岩崎敏夫 監修

民俗編

鹿島町史編纂委員会編

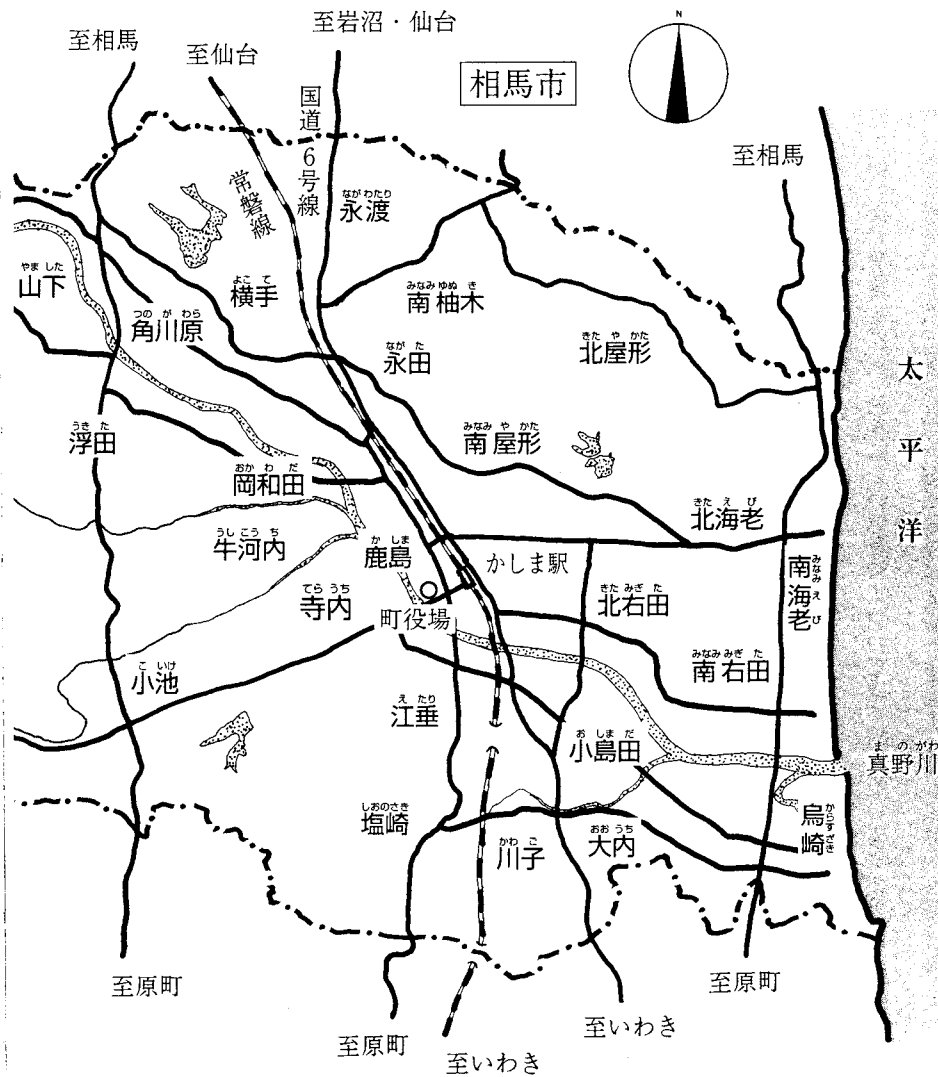


●相馬郡鹿島町の位置



福島県相馬郡鹿島町

●図中の地名は大字（藩制村）



目次

鹿島町史 第六卷 民俗編

口 絵

発刊のことば

鹿島町史民俗編の監修にあたって

凡 例

福島県相馬郡鹿島町地図

総 説

鹿島町の沿革と民俗の特色…………… 3

第一章 衣・食・住

第一節 衣 生 活…………… 9

一、仕 事 着…………… 9

二、ふだん着・よそゆき着…………… 17

三、晴 れ 着…………… 20

四、髪型・化粧…………… 23

五、染 織…………… 24

第二節 食 生 活…………… 25

一、日常の食事…………… 25

二、ハレの食物…………… 31

三、ハレの食習俗…………… 35

四、食物及び作物栽培の禁忌、俗信等…………… 41

第三節 住 生 活…………… 42

一、村の立地…………… 42

二、屋敷構えと附属屋…………… 44

三、間取りと生活…………… 50

四、家作と建築儀礼…………… 60

五、住生活に関する民具…………… 66

第二章 一生の儀礼

第一節 婚 姻…………… 75

一、サダメのころ…………… 75

二、ゴシユウギとその後…………… 77

第二節 出産にかかわる習俗

- 一、妊娠のころ……………81
- 二、出産からヒアキまで……………90
- 三、産婆さんのこと……………95

第三節 子どもの成長

- 一、さまざまな儀礼……………97
- 二、赤ちゃんの生理や身体……………99
- 三、赤ちゃんの日常生活……………100
- 四、子どもの病気のことなど……………104

第四節 厄年、年祝い

第五節 葬送の習俗

- 一、葬式組と葬式の準備……………107
- 二、葬式……………116
- 三、葬式後の供養と墓……………125

第三章 年中行事

- 一、鹿島町の年中行事……………131
- 二、正月行事……………133
- 三、春の行事……………144
- 四、夏の行事……………151

第四章 生業

第一節 農業

- 五、盆の行事……………152
- 六、秋の行事……………157
- 七、冬の行事……………161

一、稲作の環境……………169

二、稲作の準備……………173

三、田うないと肥運び……………180

四、田植えと除草……………184

五、稲刈りと脱穀……………195

六、初摺りと米つき……………201

七、畑作……………205

第二節 漁業

一、漁業と漁船……………210

二、主な漁法と漁具……………218

三、漁業知識と漁民信仰……………231

四、八沢浦の漁法と製塩……………237

五、真野川の漁法……………247

六、堤その他の漁法……………256

第三節 林業と狩猟

- 一、薪とり……………259
- 二、炭焼……………262
- 三、狩猟……………266

第四節 養蚕と家畜

- 一、養蚕……………268
- 二、畜産……………273

第五章 諸職

第一節 マチの職人

- 一、染屋……………283
- 二、畳屋……………284
- 三、唐傘屋……………286
- 四、鋸屋……………287
- 五、鉄杵屋……………289
- 六、髪結……………290
- 七、菓子屋……………291
- 八、醸造業……………293
- 第二節 ムラの職人……………296
- 一、鍛冶屋……………296

第六章 交通と交易

第一節 街道と町並

一、浜街道と鹿島の町並……………337

二、相馬街道(奥州西街道)の集落と八木沢峠……………343

第二節 往来する人と物……………344

一、交通と運輸……………344

二、通信……………352

- 二、籠屋……………300
- 三、ザル作り……………304
- 四、桶屋……………306
- 五、菅笠作り……………310
- 六、紙すき……………313
- 七、屋根葺……………316
- 八、瓦屋……………321
- 九、船大工……………324
- 十、亜炭掘り……………328
- 十一、砂鉄採り……………330
- 十二、その他の諸職……………331

第三節 マチとムラの交流…………… 353

一、鹿島と真野、原町との往来…………… 353

二、鹿島と相馬、他地域との往来…………… 356

三、鹿島と上真野、飯館との往来…………… 358

第七章 社会のしくみ

第一節 むらのしくみ…………… 367

一、むらの組織と運営…………… 367

二、むらのなかの地縁組織…………… 372

三、むらの共有財産と管理…………… 375

四、年齢に応じて構成される集団と機能…………… 379

五、休み 日…………… 382

六、むらの互助…………… 383

七、家格や社会的地位…………… 385

八、水にかかわる組織…………… 386

第二節 家のしくみ…………… 396

一、隠 居…………… 396

二、相 続…………… 399

三、家、家族について…………… 400

第八章 信 仰

第一節 民間信仰…………… 407

一、氏神信仰…………… 407

(一) 氏神…………… 407

(二) 氏神祭り…………… 417

(三) 家の内外に祀る神々…………… 419

二、講…………… 423

(一) ムラの講…………… 423

(二) 代参講…………… 427

(三) 宗教的な講…………… 434

三、その他の諸信仰…………… 438

(一) 鹿島御子神社の「火伏せの神事」と「天燈籠の神事」…………… 438

(二) 雨乞い…………… 442

(三) ハヤマと東照権現壇…………… 447

(四) 相馬三十三所観音信仰…………… 450

(五) 海に関わる信仰…………… 455

第二節 社寺信仰…………… 457

一、神 社…………… 457

鹿島御子神社・日吉神社・葉山神社

第九章 昔話と伝説

第一節 鹿島町の昔話と伝説…………… 513

第二節 昔 話…………… 516

一、本格昔話…………… 516

1、子育て幽霊…………… 516

2、猿婿入…………… 516

3、蛇婿入…………… 518

4、継子いじめ…………… 520

5、三人兄弟…………… 521

6、夢見小僧…………… 522

7、人魂が黄金になった話…………… 523

8、若返り水…………… 523

9、三枚のお札…………… 524

10、むじな…………… 525

11、むじな…………… 526

12、食わず女房…………… 527

13、食わず男…………… 527

14、猫檀家…………… 529

15、絵猫と鼠…………… 530

16、地藏浄土…………… 531

17、姥(親)捨山…………… 532

18、和尚と小僧…………… 533

二、派生昔話…………… 534

1、ドンチャカチャ…………… 534

2、屁つたれ嫁…………… 535

3、屁ひり爺…………… 537

4、長い名の子…………… 538

第三節 世間話

5、田之久……………538

6、南山の馬鹿婿……………540

7、かつこ鳥……………543

8、時鳥と兄弟……………543

1、芹沢の千羽の鳥の一羽……………544

2、門馬のぼんぼ茶釜……………545

3、海老原家の乙姫椿……………545

4、桜平山のお万狐……………546

5、カナメ石……………547

第四節 伝説

一、御山……………549

二、枳窪……………551

三、上枳窪……………552

四、山下……………557

五、檜原……………559

六、小池……………563

七、小山田……………566

八、牛河内……………568

九、浮田……………569

第十章 遊びとわらべ歌

第一節 子どもの遊び

十、横手……………572

十一、寺内……………575

十二、鹿島・江垂……………578

十三、江垂……………579

十四、小島田……………581

十五、鳥崎……………582

十六、北海老……………584

十七、南屋形……………590

十八、南柚木……………596

十九、永渡……………601

一、遊びのいろいろ

(一) 口遊び

(二) 軒遊び

(三) 外遊び・辻わざ

(四) 児童演技、子どもたちの楽しみ

第二節 わらべ歌

一、わらべ歌の起こりと種類

605

605

606

607

612

614

617

617

第十一章 民俗芸能

第一節 民俗芸能の特色と種類

二、町内のわらべ歌……………619

一、民俗芸能の特色

二、民俗芸能の分類

三、町内の民俗芸能

第二節 神楽

一、神楽の起こりと特色

二、出雲流神楽

(一) 南柚木の十二神楽

三、獅子神楽

(一) 南柚木の大神楽

(二) 江垂の神楽

(三) 小島田の神楽

(四) 鹿島御子神社の神楽

(五) 北屋形の神楽

(六) 枳窪の神楽

四、大蛇神楽

(一) 南柚木の大神楽

627

627

628

629

635

635

639

639

645

645

653

658

665

669

673

676

676

第三節 田楽

一、田楽の起こりと特色

二、田植踊

(一) 上枳窪の田植踊

(二) 山下の田植踊

(三) 南屋形の田植踊

(四) 小山田の田植踊

(五) 塩崎の田植踊

(六) 南海老の田植踊

(七) 鳥崎の田植踊

(八) 南柚木の田植踊

(九) 南右田の田植踊

(十) 北右田の田植踊

(十一) 北海老の田植踊

第四節 風流

一、風流の起こりと特色

二、鞆鼓獅子舞

680

682

688

693

693

693

695

695

702

712

712

728

736

744

750

755

759

764

770

775

775

総説

鹿島町の沿革と民俗の特色

第十二章 民俗資料

(一)	小池の獅子舞	778
(二)	塩崎の獅子舞	786
三、風流踊	792
(一)	江垂の宝財踊	792
(二)	万作踊	796
(三)	大内の綾踊	799
(四)	手踊	801
第五節 民謡	809
一、民謡	809
(一)	民謡の起こりと種類	809
(二)	民謡どころ相馬	810
(三)	町内の民謡	812
一、旧修験・日光院資料	837
宛行状・補任状	
【峰中記】	
【羽黒山往復】	
二、浜下り列帳	860
三、雨乞いの記録	868

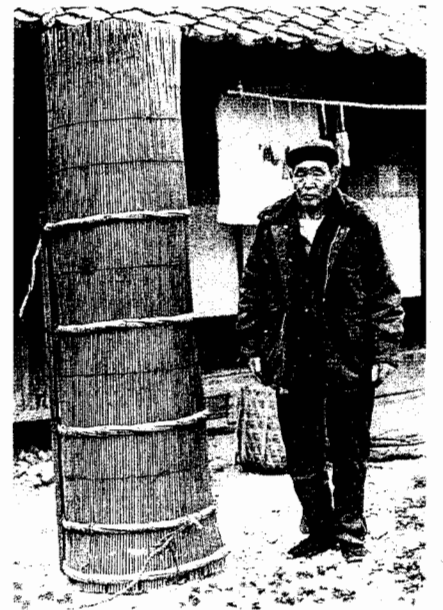
巻末

四、川子の民俗	872
五、『奥相志』にみる社寺小祠一覧	883
鹿島町史第六巻編纂専門委員及び執筆者	911
話者一覧	912
協力者一覧	916
鹿島町史編纂委員会委員	918
鹿島町史出版委員会委員	918
鹿島町教育委員会	918
引用文献・参考文献一覧	919
編纂のあとがき	922

次にドウ以外のウナギ漁について記述する。夏の節に笹竹に笹葉を結わえて、籠状に作って水中に沈めておく。そこへウナギが涼みに入ってくるのを捕ったという(大内)。八沢浦と同じように、ステバリで捕る方法もある。ダイリヨウメズを餌につけて堤や堀にかける。またカラバリといって、大きな籠の縁に、何本もの釣り糸をつけダイリヨウミミズをつけて、堀などにかけておくと、ウナギがよくかかったという。

『奥相志』の山下村の記述には、大ウナギの伝説が書き上げられている。「山下川(略)大鰻深淵の

中に居りしばしば人を害す。一時童子川水に浴して沈没す。其父之を聞き大に怒りて曰く、これ鰻の為す所なりと。直に水底に入る。果して大鰻その子を呑む。即ち刀を以て之を刺殺す。その形大にして耳あり。爾来淵変じて浅流となると云ふ。」とあり、このような伝説の背景には、ウナギが堤や堀などに多くいたことを示している。



大型のドウ

第三節 林業と狩猟

一、薪 と り

林業と環境 鹿島町の西端は阿武隈山地に位置し、檀原・上栃窪・小山田など旧上真野村は、山村の景観もみられる。しかし、会津地方のような高い山や深い沢は見られない。その林も、かつてはナラやクヌギなどの雑木も多かったが、近年は杉林に変貌しつつある。それは燃料としての雑木が必要なくなり、その反面木材価値の高い杉が植栽されるようになった。

このような環境にある鹿島町の林業は、主に燃料採取を目的とした薪とり、炭焼きが主であったといえる。『奥相志』によると、檀原村の人々は薪とりを主にしていたことが記され、江戸末期の山仕事のようにすうかがい知ることができると。以下紹介しておきたい。

(檀原村) 川洞 往古より当郷の者川洞を越え中郷の深山に入り、薪を採る。故に天明以後河洞の吏五人あり。諸村役夫を出し以って路を造る。天明以後邑々衰微し路を作る能はず。故に檀原奥地に於て薪を採る。数年を経薪木己に尽く。近來古昔の如く中郷山に入ると蛙も馬足通ぜず便利を得ずと云ふ。

薪 と り 右田をはじめとする旧鹿島町地区、小島田・鳥崎などは、村に山らしい山がなく、薪や柴の燃料を確保するため、檀原や小池・小山田などの山の木を買い求め、薪や柴を束ね運んだ。『奥相志』の小島田の記述には、「邑に山村なく柴薪を遠山に採る」とあり、江戸時代のころから山の木を買い燃料を求めていたことがわかる。

鹿島町の農家では、稲刈りが終り田の仕事を一段落すると、上真野地区の山に薪切り・柴とりに連日入り、伐採の仕事を行った。十一月から三月ごろがその期間で、種子初蒔きまで山に入った。小山田では、「下山（八沢・真野・鹿島地区）の人たちが、山にくる」というような言い方をしている。山に入り、ネダオシ（根倒し）といって伐り倒しておく。これを切つて薪にしたり、柴にする。主に個人所有の山の木を賣う。これを棚木をといつて、長さ六尺、幅三尺に積みあげる。春まで乾燥させ、三月ごろに馬の背に積んで運ぶ。昭和になり馬車が普及すると、馬車で運ぶようになった。南海老では、男の人たちは秋の田うがないが終わると、「とまり山」といって薪伐りに山に入った。主に檜原の奥で、薪が多くあると小屋をかけて山に泊ることもあった。小屋は茅でかこつて作る。泊りのとき、若い人たちは飯たきをさせられる。山の木は三人から四人ぐらいの仲間うちで買うことが多かった。

山仕事や蒔切りの道具は、鋸・鉋・マサカリなどである。鋸は横挽きでテンノウジ（天王寺）と呼ぶ。鉋はカギ（鉤）のあるものを使用する。カギは柴まるきに使つたり、束ねるのに用いたり蔓や柴をひっかけるのに使用する。また柴切りには、「柴刈り鎌」とか「野掛鎌」と呼ばれ、刃の厚い鎌を用いる。マサカリは木を割るのに使用する。刃先がせまく、蛤刃のものが多い。木を切るマサカリは、刃の広いものを用いる。

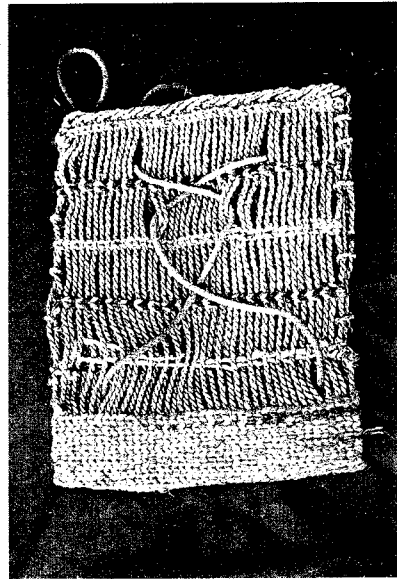
角川原や山下など山に近い村の人たちは、ダンギリといつて、馬に積む量の一駄（六把）きつていった。

上栲塗などでは、炭木のウラ（木のこずえ）を柴まるきにして、鹿島などの町へ売つた。薪伐りなどの山仕事には、オカタビといつて、底のあついタビをはいて、ワラジ（草鞋）ばきであった。雪が降つたときは、ジンベイをはいた。

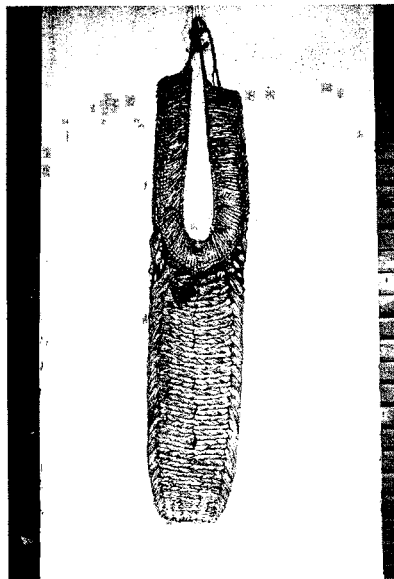
山仕事と運搬具 山仕事に行く時、コシゴ（腰籠）といつてコテナワ（小手縄）で編んだ背負い袋に弁当や山仕事道具を入れていく。シヨイゴシゴ（背負腰籠）ともいい、幅一尺五寸、長さ二尺ぐらいである。底の角から紐をとつて道を通し、ひっかけてしばり背負う。また、腰につけるコシゴはツケコシゴ（着腰籠）とよんで、縄で袋状につくる。栗ひろいとかくるみひろいや、きのこ狩りにもつていった。鉋や砥石なども入れたりした。コシゴを大きく作つたものを

スカリと呼んでいる。これはゴソノ（落ち松葉）などを入れ背負う。大きさは幅四尺、高さ二尺五寸ぐらいである。セナカアテ（背中当）をつけて、モトチ（荷縄）で背負う。コシゴは小さいもので、縄で編んで作る。一尺ぐらいに編んで紐をつけて腰に下げられるものである。

山での運搬にはヤセウマを多く用いる。平坦地では足の長いものを使い、檜原や小池など山仕事の多いところでは、丈の短いヤセウマが使用された。山から柴、茅など背負うのにはセナカアテを着け、モトチとか荷縄と呼ばれる背負縄を用いる。モトチは主に藁でつくるが、藤つるの皮をなつて作る場合もある。モトチの長さは、ヨツシヨカタケといつて、四ヒロぐらいになる。首から肩にあたる部分は太く三ツぐりになる。山から木をおろす時は、古くは馬の背で運んだ。薪や柴を一段六把づつつけて運ぶ。後に馬車で運ぶようになった。馬のない人は、荷車で運んだという。



コシゴ



セナカアテ

二、炭 焼

炭焼の変遷 鹿島町で炭焼を最もさかんに行ったのが、上栃窪である。上栃窪から飯館村大倉の真野川溪谷およびその流域は雑木が多く炭焼には適した地域である。上栃窪は水田よりも養蚕・炭焼による生計が、かつては大きかった。このような上栃窪の炭焼のさかんなころの様子を『奥相志』では次のように記述している。「山村もとより深村に富む。故に夥しく薪炭を出す」とある。また隣の上栃窪村でも、「多く薪炭を出す。且つ地味に、煙草宣し名葉を出す」と、タバコ栽培のようすも記している。

上栃窪では炭を焼くとき、自分の持山で間にあわせる。山の少ない人は、「買い山」といって、多く山を持っている人から木を譲ってもらい炭焼を行った。小山田では、原町市大原や飯館村の方まで行き、官有林を払い下げて黒炭を焼く人たちがもいた。炭焼は年中焼く人もいるが、秋の稲の取り入れが終わってから焼く人が多かった。

上栃窪の場合、炭の原木で一番多いのはナラの木で、一部クヌギなどの雑木があった。日なたのよい所は、ナラの木が多く、北側の日のあたらないところは雑木が多かった。一番質のよい炭はクヌギの炭で、上栃窪はクヌギの炭が生産の多くを占めていた。終戦前は、木炭組合を組織して業者に売ったが、後に農協に売るようになった。



炭焼き小屋 (檀原)

木炭の種類 炭には、黒炭と白炭とがある。黒炭は数日間焼くが、白炭は一日で焼く方法である。上栃窪は、白炭が多く、小山田は黒炭を焼く人が多かった。また、「小炭焼」といってくず炭焼きがある。これは栗のねっこ(古株)などで、鍛冶炭を焼いた。土を掘って、細かく栗の枯れ木を割って焼き、土をかけて消し、炭を作る。自分の持山がない人たちがよく焼いたという。

明治以前、上栃窪では「岩竈」といって、土を掘って炭を焼いたという。江戸時代後期の「御仕法」のとき、石川春吉という人が「石竈」を作って炭を焼いたという。カマバといってクヌギが多く自生する「クヌギ山」もあった。

黒炭の炭焼 小山田では、「八割竈」といって、縦一〇尺、横八尺の大きさに竈を作った。一俵四貫目俵で二〇俵ぐらい焼く人がいた。黒炭の炭木は二尺二、三寸に木を切る。黒炭の場合、ナラの木が一番よいが、雑木も多く焼く。

黒炭は原木を竈の中に入れて、竈の入口から燃していく。火がついたころ、口を整えて完全に火がついたときに、煙の状態でわかる。二日ぐらいおいてから出す。

遠い場所で炭を焼く人は、小屋を建てて、泊りがけで炭焼を行った。これをとまり小屋という。炭焼竈を作るときに、とまり小屋を一緒に作る。

白炭について 上栃窪では全戸六五戸で炭焼をしていたが、そのほとんどが白炭を生産していた。白炭は、白く焼き上がることからそう呼ばれる。白炭は黒炭に比べて堅く、たたくと金属のような音がする。白炭竈は、一人焼用で三五、すなわち幅三尺奥行五尺、高さ五尺ぐらいの大きさである。四貫目俵で四俵焼かないとだめで、上手な人は五、六俵を焼く。クヌギを厚木に焼くと七俵焼く人もいたという。クヌギが多くある山を、「ひなた山」という。クヌギやナラの木は、炭にしても折れないし、また割れないので、炭では最高といわれる。

炭木を伐るときは山分けは、秋の落葉のころ行う。ひとつの山を、五、六人で分けて焼く。山分けの方法は、木に鉋で傷をつけ、番号をうつ。それをクジ引きで分ける。木をみて、炭が何俵できるかを見る。「山分けしつぺえ」という。

炭焼は個人の山を焼く。多い人で一五〇俵ぐらい持っている。

炭竈造り 炭竈は、木を集めるのに便利なところに竈を造る。また沢で水の便利なところ、風が吹きこむ場所を見つめる。風がたき口から入って、煙突から抜けていくような場所で、吸いこみのよい場所に竈を造るのがよい。反対に煙突から風が入り、たき口がでるのを「ぶつけえし」という。こういう場所に竈を築くと、山火事になる時もあるという。

炭竈を築くには、まず、「ドバ掘り」といって、山を削って石を集める。次に石と土で下から積みあげていく。まず最初に石だけを積んで、土（粘土）をねって石の間にに入れていく。これを「めぬり（目塗り）」という。石や土は吸いこみが悪い。ヒキが強いとか弱いという。石を積んでたき口の口石をつける。口石の上に下石また二番石をつける。高さによっては三番石までつける。

「ハチあげ」といって竈の天井部分を造るには、粘土をよくねって腐植土でないものを使う。砂まじりでは竈が焼けて悪く悪い。石を積んでいかないと、落ちてしまう。カナメイシ（要石）といって、まん中に三角になるように入れ、石でぎっしりとしめる。だんだん上の方へ狭めてゆき、そこにぼつとりと石を入れてしめる。ハチは石でたたく。ハチあげはユイ（共同作業）をして、大人数でやる。この日は、「ハチあげ祝い」といって家に帰り、餅をついてご馳走を作り、酒をのんで祝う。ハチあげはユイをした人たち、手伝いにきてくれた人たち招いて祝う。

ハチあげの後は、カマブチ（竈ぶち）といって、上手な人をたのんでやる。自分でぶたれるのは半分くらいである。竈をぶちおえた夜、空竈の中にいっぱい木をつめて、火を燃やして乾燥させる。次の日は、メヌリ（目塗り）をする。粘土で石のすき間を平らに塗る。枯れ木をくべながら、次に焼く炭の木を切る。炭木は、三尺五、六寸から四尺に切って焼く。太い木は割って焼く。

細い木は藤つるで束ねてから焼く。火をたくのは、竈ができてから三日目から四日目になる。竈に屋根をふくのは、

炭を焼きながら行う。

白炭焼の工程 白炭を焼くには、まず炭木を竈の中に投げ入れておいて、タテマタで炭木をひっかけ立てる。細い木は、藤つるで束ねる。太い木ばかりではいい炭はできない。三分の一あれば、すき間あつてよい炭ができる。木を立てると、すぐにたき口をふさいで焼ける竈もある。また口だきをしてやる竈もある。たき口の前に火を燃やして木に移す。これは勘である。口石を立ててふさぐ。口の下の穴をあけて空気を入れる。「スカシをくれる」という。スカシの穴の大きさを、空気の調整をする。焼ける竈は、びっしりとふさぐ。

炭木に火がついた状態である。「煙は裏をひく」といって、どこから見極められる。よほど遠くからでもわかるという。なると火がついた状態である。「煙は裏をひく」といって、どこから見極められる。よほど遠くからでもわかるという。クド（煙突）から煙がでて、煙がすき通つて見えるときを「モトすんだ」という。モトすんだら、だいたい七分通り焼け、次に浅黄色になる。浅黄色の煙が多いうちは、よくない。大燃えのときは、からい煙になり、「黄はだの煙」ともい、一番燃えである。クドから煙がもんでるうちは、からい味がする。浅黄色の煙にならないうちは、煙をいじってはいけない。クドの石を少しづつ、あけてやる。炭が焼けると、だいたい煙がなくなり始める。たき口（口石）は粘土でふさぐ。

中がてらに真赤になるまで、おかねばならない。早くあげれば、炭にひびがはいってしまい、くずれてしまう。遅くだと、炭が軽くなりつやがなくなる。「とかげ色の炭」をだすには、金の音のする炭を焼くことである。あらかじめスバイといって、灰まじりの土を作っておき、これに水をかけて湿らしておく。焼きあがった炭をたき口から出し、スバイをかけて消しとめる。炭はだいたい五回ぐらいに出す。回数が多くなるほどよい炭ができるという。スバイをかけて消える間に、次に焼く木を竈の中に立てる。午前中木を切つて、竈に集める。そして午後から炭だしをする。

白炭焼きの道具

主な炭焼道具には、炭木を立てるタテマタ、炭おこし鉤、焼けた炭を引き出す金カッター（または

大カッター)、スバイを集める木のカッターなどがある。炭焼には、ワラジヤアシダカをはき、雪がふったときはジンベイをはいた。

炭俵は、茅で編んで作る。一俵四貫目俵につめる。角の炭すこ。炭俵を作る。俵の蓋には、あて柴とか「すこたば」といって、しなっこい木の枝をぐるりとまわした。柴をおいた上に炭をいれ、一番上に「ふた炭」といって長い炭をおき、柴をおいて体裁をよくした。ふた炭で焼の善し悪しをみたという。炭すこ編みは、女性の仕事であったが、子供たちも手伝ったりした。炭すこは、秋に茅を刈っておき、細くなった縄で編んで作った。

炭の運搬と交易

焼いた炭は、背負って家に持ってくる。一〇貫目俵だと一俵、四貫目俵は三俵ぐらい背負ってくる。また、「焼け出し」といって主に女の人がしよい出しにきた。

炭は、自分の家で鹿島や中村の町へ売りに行っていたが、その後、「駄賃とり」といって、馬車やリヤカーで買いにきた。その後は共同販売組合を作って、販売した。

三、狩 猟

鉄砲ぶち

鹿島町では、狩猟は専門的ではなく、なかばレクリエーション的に行われる程度である。戦前までは、旧上真野地区の檜原や上栃窪などでは、狩猟をする人々をテッポープチ(鉄砲ぶち)と呼び、冬期間になるとなかば専門的に猟をする人が数名いたという。主に山鳥・キジ・カモなどの鳥類と、キツネ・タヌキ・ウサギなどの小動物などを鉄砲でうち捕るものであった。小動物類は、毛皮をとり販売するもので、かつてはイノシシも多少は捕ったという。

ウサギ猟

野ウサギとか山ウサギと呼ばれ、山には多くのウサギがいる。ウサギは、ツボと呼ぶ針金の輪を作って、

ウサギの通り道にかけておく。ウサギは笹を食べて、きれいにして歩く習性がある。ウサギは夜に歩くので、通り道にひとこぶしほどの大きさの輪を作り、夜に下げておくと、輪の中に頭を刺しこんでかかっている。

またウサギの習性を利用した捕獲に、タワラボッチを、ウサギのいる上空に投げつける方法がある。タワラボッチは、丸い円盤状のもので、俵の両端にあて蓋にするものである。ウサギはタカやトビなどが空から襲いかかってきたものと思ひ、木の根もとなどに逃げこんでしまい、動かずにいるところを捕る方法である。会津の山間部では、「ベイ投げ」と呼びベイすなわち木の棒を投げつける。岩手県などではワラダと呼び藁で円盤状に作ったものを投げつけるもので、小山田で行われていたタワラボッチと類似している。これは雪が降ったのち、晴れた日がよい。特に初雪が降った翌日の風のない日がよいという。

また、「ウサギ追い」といって五、六人の共同で捕る方法がある。タツミ(立見)として、三、四人がウサギが逃げてくるのを待っている。そこへ一人の者がウサギの足跡を追って、タツミのいる方向へ大声をあげて追っていく。一種の巻狩りであり、雪が降ったあとに行う。これらの方法は、主に戦前に行われたものである。

カモ漁その他

堤や八沢浦には、十月になると多くのカモが北国から飛来してきた。八沢浦にはマガモが多くやってきた。カモはうるさいものは口でつついて、背おう習性がある。この習性を利用して、「流し餅」といってトリモチに糸をつけて流すと、カモがくつついてしまう。またカモの形をした一〇羽ぐらいのおとりのカモを作り、糸をつけて水面に浮かべておくと、夕方になると仲間がいると思ひ、カモが泳いでくる。そこを鉄砲でうち捕る。こうした方法で捕ったカモは、てんびん棒でかつぎ、売りに行ったという。

その他、生業というより子供たちの遊びとして、小鳥とりが行われた。ゴンボチといって、竹を曲げて稲穂をおく。そこに稲穂を食べようと鳥がきて仕かけの上にあがると、曲げておいた竹がはずれ、鳥をたたき捕る仕組みになっており、スズメやアカジなどの小鳥を捕った。その他、トリモチをつかって捕る方法など、主に冬の遊びとして行われた。

畳表の張り替えなども多かった。

三、唐傘屋

唐傘屋の推移 竹を骨組にして油紙を張った傘を、「唐傘」とよんでいる。一般には、番傘などとよばれている。昭和三十年代まで鹿島町内の小・中学校などに、校名入りの唐傘が一クラスに一〇本ぐらいづつ備えられており、児童や生徒に貸し与えた。昭和初期ごろまで、鹿島町にも唐傘を作る数人の職人がおり、唐傘屋とよばれ製作、修理を行ってきた。後には、町外で製作され、また洋傘のこうもり傘の普及とともに昭和四十年代に入ると、唐傘の使用すら見ることができなくなった。現在では、傘は、使い捨てのものなどもあり、修理すらなくなった。こうもり傘の修理も、昭和三十年代まで、村をまわって修理する職人もいたが、こうした話すら忘れ去られようとしている。

唐傘製作技術 唐傘屋の修業は、一五、六歳ごろから行い、一人前になるには、五、六年かかる。兵隊検査に行くころまで行く。唐傘屋は、新しいものばかりでなく、修理をして作る場合が多い。古い傘の紙をむいて、「通し返し」といって、糸も張り替え、紙を貼り替えるものである。骨を綴るので、新しく作るよりも、手間もかかったという。こういう作業をくり返し行っていくなかで、傘作りの技術を覚えていったという。

唐傘の骨は、真竹を使う。まわり八寸ぐらいの筋のよい竹を使う。二、三年生ぐらいの竹を、秋に切る。切ったらすぐ、竹割をして使用する。竹割は、一本の竹を、五〇本ぐらいに細く割る。幅は二、五ミリメートルほどに、肉厚はほとんどけずらずに使う。竹割が一人前にできるまでに、二年ぐらいかかる。

竹を割って骨を作ったら、炭火であぶり、竹の油を取ったり、くせを取る。この作業は、柄にしつけてから行う。竹

割は、普通の両刃の鉋を使う。大人の傘の大きさは、直径約二尺で、骨の数は五〇本である。子供用は一尺六寸八寸ぐらいで、骨の数は四〇〜四六本ぐらいである。傘の骨は、上の骨を「親骨」といい、下の骨を「腰骨」という。また柄の入る部分を、ロクロ（轆轤）という。ロクロは二つ合わさって一組となり、木地師が製作したものが販売されていた。柄は、川原にはえているような細い竹を用いる。柄の竹も購入し、三、四年生のもを使用する。火にあぶって曲がりをとったり、節は鉋で削り表面を平らにする。ロクロに入れて、すべるようにする。ロクロの穴は、柄の太さにあわせて、削っておく。ロクロには、骨をとめる刻みが五〇本入っている。小骨は小骨で、ロクロに縫いつける。まん中の節のあるところで、小骨の上方を二つに割り、これを親骨の節にあわせて、また木綿糸を通して縫う。ロクロを止める金具を、ハジキといって柄につける。

傘に貼る紙は、「傘紙」といって楮を原料として作る。地元産でなく、岐阜県の方から取り寄せたものである。紙を貼る糊は、ワラビの根からとったものを使う。塗刷毛は、馬の頭の下毛で作ったものである。糊が強く、刷毛が自由にきかないという。貼り終わったら家の中で乾燥させる。名前や家印などを書き入れる場合は、墨をすって書く。次に、傘の紙にじゅうねん（荏胡麻）油を塗る。一斗缶に入っているものを購入していた。油をいったん煮たててから、さましてポロ布に浸して塗る。乾いたら、もう一度塗る。油を塗ったら天日で乾かす。二日ぐらいで乾燥する。

唐傘一本を作るのに、竹切りから始まって約一週間ぐらいかかり、一ヶ月に二〇本ぐらいしかできなかったという。

四、鋸屋

鋸屋の開業 S氏は、昭和十年（一九三五）に鹿島に工名「二見」という鋸屋を開業して鋸製作を始めた。それまで

鹿島町には鋸の目立てはいても、鋸製作は行われていなかった。S氏は小高町で生まれ、浪江町の鋸屋で修業した。一五歳で弟子に入り、二八歳のとき鹿島で鋸屋を開業したという。

鋸製作技術 主に製作した鋸は、「山鋸」とよばれる天王寺式鋸で山仕事用である。このころは、山で薪採り、柴切り、炭焼きなど山仕事が多く、鋸を多く使用していた。鹿島には鋸屋が一軒しかなかったため、大変忙しく、朝早くから仕事に励んだという。

鋸の鋼は、洋鋼の「東郷鋼」を東京から取り寄せ製作した。販売されていた鋸もあつたが、ブチノコ（打ち鋸）といって、地元で作った鋸は人気があり、注文も多かったという。S家では、弟子もおり忙しく製作にあつたという。昭和四十年代になつてからは、ガスの普及などにより薪も少なくなつたため、山仕事も少なくなり、鋸の需要も少なくなつた。このころには、新潟県三条より鋸を仕入れ、販売とあわせて目立てを行うようになった。

旧曆十一月八日は、フイゴ（鞆）祭りを行う。お得意様や親類を招き、盛大に祝う。おふかしを作り、お神酒や魚をフイゴにお供えして祝う。また、弟子の時代には、フイゴ祭りが楽しみであつたという。



鋸作り

五、鉄 沓 屋

鉄沓屋の推移 昭和三十年代前半に耕運機が使われ始まるまで、農家では牛や馬を飼ひ、農耕に使用してきた。馬は馬車を引くようになる、カナグツ（鉄沓）とよばれる蹄鉄をはくようになった。それ以前は「馬のくつ」とよばれるワラジのようなものをはかせていた。昭和初期ごろからである。蹄鉄を装蹄する職人を、「鉄沓屋」と一般によんでおり、鹿島町では五、六軒あつた。鹿島町ではA家が古くからの鉄沓屋で、その弟子筋にあたる場合が多い。鹿島町では、昭和五十年ごろまで鉄沓屋が活躍していた。

相馬地方は、野馬追祭があるため、遅くまで鉄沓屋が存在し、現在原町市に一軒あるという。鉄沓屋が一番忙しかった時代は、終戦後、南海老や右田・烏崎浜で塩とりをしていた時で、その運搬に馬があつた。鉄沓屋が忙しくなるのは、野馬追祭と春の農作業が始まる時期、三月から四月にかけてである。田うない・代掻きと馬も一番働く時期である。冬期間は、「ずり引き」などとよばれる、山から木材の搬出がさかんに行われるため、蹄鉄の交換も多くなる。

鉄沓は、馬の足の爪の部分に釘を打って、止めるものである。馬の足に平らにあてるのが大切で、これを



蹄鉄の装蹄

第一節 民間信仰

民間信仰とは 民間信仰は民間に伝承されている信仰をいうが、ここにいう「民間」とは農山漁村や都市の区別なく、「伝承」を保持しているあらゆる人々を指すと考えてよい。またこの種の信仰は、そこに住む人々が行なう宗教活動だけではなく、祭りや年中行事、冠婚葬祭のような儀礼、あるいは意識のなかに沈潜している俗信のようなものにも表現されている。宗教活動や意識といっても、仏教やキリスト教のような成立宗教のそれとは違い、地域社会を基盤にしなから自然発生的に生まれ、長い生活の歴史の中ではごくまれてきた宗教的实践であり、意識なのである。とはいえ成立宗教と無縁ではなく、講のように仏教行事が民間に取り込まれ民間信仰化したものもあり、両者には相互に交流があり、成立宗教と民間信仰を判然と区別することもできない。ここでは鹿島町の氏神信仰や講などを中心とした民間信仰について取り上げてみたい。

一、氏神信仰

(一) 氏神

氏神の分類 氏神は、集落に住む人々を氏子とする地域の守り神としての「村氏神」と、屋敷の一隅や裏山に祠を作って祀る、ひとつの家の守り神としての「屋敷氏神」、本家を中心にした同族によって一門の安寧を願う「一門(マケ)

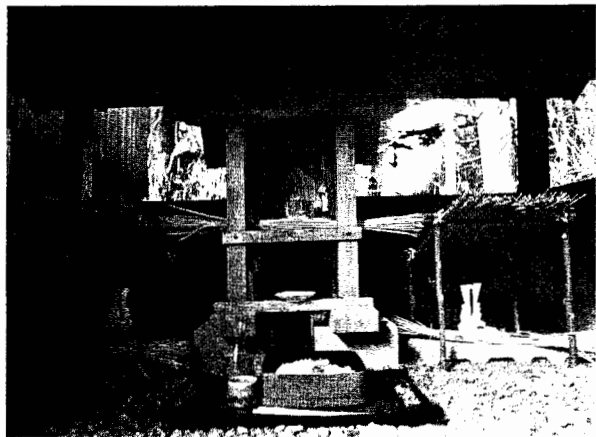
氏神」とに区別できるといわれている。鹿島町では「村氏神」のことをオボスナ、オボスナ（産土神）あるいは鎮守などと称したり、現在では社名そのもので呼ぶことが多く、「うじがみ」といった場合は「屋敷氏神」をさしている。町内に見られる「氏神祭り」に関する伝承事例をいくつか挙げ、「氏神」についてみていきたい。

事例一 大内地区 岡 一統家 氏神祭りを「節供」と称し、祭りは旧暦の九月九日に当る日に行う。前日の夕方一家の主が新藁で祠と苞を作る。祠は篠竹や細木で骨組みし、新藁で屋根を葺いた家型のものである。幣束は前日に区長が日吉神社から受け、当日の朝に部落の公会堂で区長から貰い受け、箕に苞ともに入れておく。

氏神は熊野、日吉、蛇類、他に水神、釜神を祀る。鞘堂の中に氏神を祀る木製の小祠があり、その両隣に藁の祠があり、受けて来た幣束と赤飯を入れた藁苞を箕から取り出して供える。木製の祠の前には、御神酒、赤飯を入れた重箱、それに箸を添えた膳を供え、作の豊穰を感謝する。釜神は「へつつい」の隅に幣束を立て、釜の上に藁苞をおく。

事例二 大内地区 佐藤秋我家 旧暦九月八日に藁の祠（おふくらさま）を作り、これを氏神様とも呼んでいる。幣束は十一本受け、熊野、氏神（おふくらさま）、蛇類、釜神、水神に各一本、氏神の側に建っている石仏、石塔に四本、それに古井戸に二本を納め、栗ぶかしを入れた藁苞とを供えお参りする。

なお、熊野、氏神、蛇類様は同じ地内の大日如来堂（講）参照の西北（戌亥）に、西には石仏、石塔各二基、東



大内地区・岡 一統氏宅の氏神

には地蔵の石像三昧が建立されている。

事例三 江垂地区 木幡亀二郎家 旧暦九月八日、新藁で祠（ツツコワラ）を作り、翌九日の早朝、日吉神社にでかけ幣束十二本を貰い受け、戻ると古い幣束と切り替える。ゆえに氏神祭りを「切り替え祭り」ともいう。前年の古い幣束は、大晦日に氏神の脇で燃やす。

十二本の幣束は、氏神、井戸、古井戸に各三本、釜神、神棚、馬屋跡に各一本を納め、赤飯を入れた苞を供える。幣束は氏神には包幣、水神には裸幣の大、釜神には裸幣の小の三種類になっている。なお馬屋跡も整地したので幣束は現在神棚に上げている。他に三月、六月の二十日も「氏神祭り」を行うが、この時は赤飯と桑（水に浸した生米を搗き砕いて固めたもの）を青葉にのせて供えた。



南屋形地区・泉川善雄氏宅の氏神

事例四 南屋形地区 泉川善雄家 旧暦九月八日、

もち藁の祠（オツツムロ）を作る。祠に納める幣束は、夕方区長が鹿島御子神社から受けて来たものを、九日貰い受け箕に入れておき苞とともに氏神などに供える。氏神は稲荷と熊野神。稲荷には他に生卵一箇供え、幣束は他に神棚、水神、釜神にも供える。

事例五 浮田地区 遠藤雄幸家 奉納する幣束は前日の旧暦九月八日の夕方、区長が男山八幡神社から受け、翌九日に各自受け取り苞とともに箕に入れて床の間に飾っておく。氏神として祭祀している熊野、八幡、妙見、春日の各社と蛇類、それに神棚、水神に幣束と苞を

奉納し参拝する。その折苞を持参して浮田の観音にも参拝にでかける。

木製の氏神は三つの部屋に分かれ、タガ注連を下げ、幣束と苞を供える。側に篠竹を曲げて円錐形を縦に切った形につくり、新藁で屋根を葺いた祠〔雨屋〕とも呼ぶを造り同様に幣束と苞とを奉納する。



浮田地区・遠藤雄幸氏宅の氏神



上栃窪地区・浜名一郎氏宅の水神

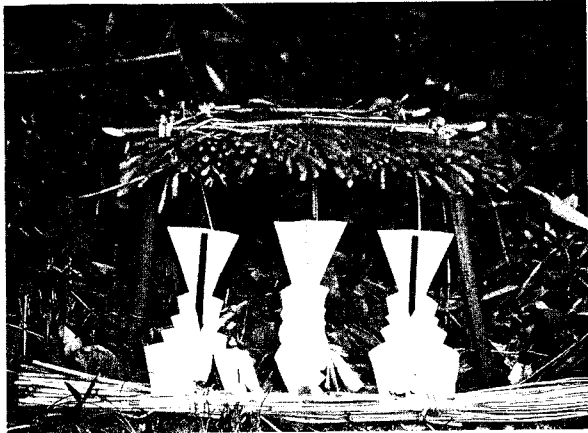
事例六 上栃窪地区 浜名一郎家 九月節供には、氏神の稻荷、水神と神棚、それに屋敷からや、離れたところの蚕神とを祀る。氏神のお宮(祠)を作ってから、新藁の祠は作らないが、現在では前日の八日、井戸の側に主人がもち藁で水神の祠のみを作る。以前は部落内の法印から幣束を受けたが、現在は継承した磯部(相馬市)の妙楽寺(天台宗)から受け、箕に入れておく。水神の祠は、一握りの新藁を揃えて上端を折り曲げて結び、下方を開いて円錐形に地上に

立て、一方を開けて入口のようにしたものである。祭りには、もち藁で作った苞に赤飯を入れ幣束とともに供えて参拝する。節供まで稲が稔らず赤飯を作るのが無理な場合、新藁だけは刈り取り祠は必ず造るものとしている。分家した人は、祭りの当日、苞を持参し自家の氏神を参拝していたが、今はその習慣も薄れてきている。

正月には水神へ、餅と米とを早稲、中稲、晩稲に見たてて三か所へ供え、旧年の作の豊穰を感謝し、本年の豊作を祈念する。

蚕神は、大正時代、古峯原へ代参に出掛けた折、その帰途十王町(茨城県)の蚕神を勧請したものという。祭日は四月二十二日。この日近隣の女性が集り講を開き一日を過ごしたが、養蚕が衰微してからは講に代り花見となったが、それも、止めてしまった。しかし、今でも氏神祭りには参詣しているという。なお、養蚕の全盛の頃は、四月八日の大井(小高町)の大黒様(益多嶺神社・小高町)のお祭りには必ず参詣し、護摩札とにんにくを受けて来てお札は神棚に、にんにくは玄関に刺しておいたものという。

事例七 上栃窪地区 伏見秀雄家 事例(一)と同型の新藁の祠を、前日の旧暦九月八日に一家の主人が作る。幣束は鹿島御子神社から冠嶺神社の側の猪狩氏に届けられ、八日の夕方各自受けてくる。幣束は氏神、水神、釜神、それに西の古屋敷に納める。藁の祠には九日の朝、三本の幣束と赤飯を入れた苞を供えて参拝する。氏神は藁で作るもので、木製などのお堂は作るものではないといっている。



上栃窪地区・伏見秀雄氏宅の氏神

1、「氏神」の名称

「氏神」は屋敷内に祀るので「うちがみ(内神)」とも称するが、普通は「うじがみ」と濁って呼び、そこに家の一族の守護神との印象がその名称から伺うことができる。また、「氏神」の多くは背戸に祀るので「背戸氏神」とも氏神祭りに藁苞(わらつと)を供えるので「ツトコ氏神」とも「ツトコ・ツツコ」とも、他に氏神は祖霊神であることから「先祖祭り」とも称している。他に真野辺では「オフクラサマ」とか「オホコラ」とも呼称している。

2、祭祀場所

祀る場所 祀る場所は屋敷構えによって異なるが、まれに屋敷の東南(巽)の方角や屋敷続きの小高い持山などに祀ることもあるが、その多くは「背戸氏神」の名称に見られるように背戸の西北(乾)の方角の杉などの大木の下に祀られることが多い。真北は避けた方がいいともいう。

方角の意味 乾(戌亥)の方角に氏神を祀るのは、多くの民俗事象から類推し、古来から乾は特別に神聖視された方角であった。それは先祖の霊が鎮まる彼方であり、子孫の手厚い供養によって一定の年忌が済むと祖霊神に昇華し、その家の守護神となって時を定め



浮田地区・遠藤雄幸氏宅の氏神で自宅の西北(乾)に祀る

てこの世に去来する方角であると人々に信じられてきたからであろう。

3、形態

氏神の形 屋敷の乾(西北)の方角に祀られてある「氏神」は、現在では木製や石造りの祠が多いが、鹿島ではそれらの傍らに藁の、あるいは独立した藁の小祠が多く見られるのも特色と思われる。藁の祠は古い形式を残し、木製の祠は明治以降のものが多く、国家神道の影響のもと神職によって祭神ともども作られたと考えられる。氏神祭りは、持ち田の中で一番早く立派に稔った稲を刈り取り、特に糯の新藁で祠と藁苞を造るのを常とした。北屋形地区では、早稲の品種で藁の丈の長い香りのするものを用いたといい、赤飯を入れると香が移るので「匂い糯」ともいった稲藁を用いたところもある。木製の常設の祠の傍らの新藁の祠は、祖先の精神的伝統を継承したものである。

新藁の意味 「氏神祭り」に先立って潔斎し身を浄めた一家の主人が、氏神すなわち祖霊を迎えるために新藁の祠を造って神々の降臨を願い、新穀を供え、後、神人共食して作の豊穰を感謝して送るといふ「新嘗祭り」の本義がその底流にあり、祭りが終われば氏神は去ってしまう。故に祭りに毎に新たに祠を作る理由はそこにあると考えられる。

三種の形 藁で作る氏神の形態も鹿島町では三種に区別できる。

第一型は事例(六)の、一握りの新藁を揃えて上端を折り曲げて結び、下方を開いて円錐形に地上に立て、一方を開いて入口のようにしたもの。

第二型は事例(五)の、篠竹を曲げて円錐形を縦に切った形につくり、新藁で屋根を葺いたもの。

第三型は事例(二)・(七)の、篠竹や細木で骨組みし、新藁で屋根を葺いたもの。

どれも古い型か明確ではないが、第一型が古く、次に第二型へ、そして祖霊に昇華した氏神が、生前住んでいた家型の第三型へと変化していったと思われる。

4、氏神の祭神

鹿島の氏神を概観するに、(ア)、祭神不明のものと、(イ)、勧請神かんじょうしんとに大きく分けることができる。

祭神が不明な氏神 三十三年忌、五十年忌などの最終年忌の法要の折に、僧侶に杉の先端を残し、下の部分を削って戒名を書いてもらい墓所に立てる。この時点で、すべての供養は終わり仏が神に昇華し氏神として祀られるのが一般的な風である。

大内では、仏が三十三年すぎると神様になる。位牌は持仏堂の隅に片付けておく。神には毎朝水とオブツク(御仏供飯)を上げ、仏には茶を上げるといい、小池では三十三年忌を「用いあげ」といい、そのあとは神様の分だという(『本邦小祠の研究』)。上栃窪地区では三十三年忌をブツトメ(仏止め)といい、それが過ぎると先祖だから氏神様になる。墓に立てる柱は氏神周辺の木を用いるものとしている。

このように最終年忌を済ませるとホトケと呼ばれていた靈魂は浄化し個性を失った「神」に昇華し、その家の守護神である祖霊の集合体にとけ込む。後述の勧請神を祀る氏神よりも古く、また仏教以前の古態をそこに見ることができ

る。

勧請神の氏神 有名な社の祭神を勧請した氏神も多く、その中でも講の代参の折などに信者個人で勧請した「信者勧請神」と、神職や旧修験者が関与した「行者勧請神」とに分けられる。

相馬中村藩士の系譜を記した『衆臣家譜』から藩領全域を通して、小祠についてまとめた岩崎敏夫先生の『本邦小祠の研究』によると、小祠の種類は一六二祠、延べ一四九〇祠となっている。祭神の多い順に山神、東照権現、稲荷、田神、熊野、牛頭、葉山、雷神、八幡、妙見と続く。各家の祀る氏神の祭神数は必ずしも一柱ではなく、これは藩士に限らず、現在の氏神を奉斎している人すべてに言えることである。現在、各家を調査してみても祠があつてその祠の祭神

が不明のものも多く、判然としない場合が多い。信仰心が希薄になったなどの要因も考えられる。

町内では熊野、稲荷神を祭神とした氏神が圧倒的に多く、『衆臣家譜』の分析とはやや異なる。「熊野神」は作神として喧伝され、特に農民に信仰されていた。その背景には、藩領本山派修験総本司上之坊とその配下の、法印さまと呼ばれた里修験の影響が考えられよう。「稲荷神」は、三十三年という最終年忌の供養を済ますと祖霊神に昇華するという固有の信仰が当地方にあり、その祖霊は祭祀してくれる子孫の「田作り」を守護するという田の神的要素が認められ、神格(神名)のない氏神が作神としての「稲荷神」の神名を付与されたものと考えられ、そこには人々が素直に神名を受け入れることができる基盤があつたものと思われる。

このように現在神名のある氏神すべてを祖先が勧請したものと考えすることはできない。その多くは、近世の終りから明治の初めにかけて、国家神道の普及等の影響のもと、漠然たる名もない氏神では具合が悪いので、神官や還俗した里修験の神官が神名を付与し形式を整えていったもので、それに明治五年(一八七二)の「壬申戸籍」の作成の折に郷社内の全住民を氏子として氏子籍を作り氏子札を発行する(「氏子札」の項参照)が、これらも神名を付す要因となった、などの影響も考えられよう。

『衆臣家譜』には、氏神に「山神」や「東照権現」などを祀る例はなく、両者とも村氏神に近い性格を有し、「講」という形で信仰されている。「東照権現」は徳川家康を神格化したと考えるより、出羽三山の御師が村々で塚を築き、そこに湯殿権現を奉斎し作の豊穰を祈念して歩いたもので(「東照権現壇」の項参照)、「稲荷神」と同様に作神的要素を具有していたため人々から信仰された、と考えられる。

妙法院の記録 参考までに、氏神祭祀に関わる神名と奉幣について、妙法院の記録を通してみたい。近世には相馬中村藩領本山派修験上之坊の配下で山下の安倉山観音寺妙法院(宝積院)は、旧降居権現、千倉権現、山王権現などの別当を勤めた歴史ある里修験であつた。明治五年(一八七二)、修験宗廃止の折に天台宗に帰入し、地域の人々から「法

印さま」として檀家の日待祈禱や、九月節供の氏神祭りに幣束を作つて渡すなどの宗教活動を行つていた。三代前で廃業し現在では希望する人々に九月節供には幣束を作り、天台宗の僧侶に祈禱してもらつて配布している。ここで妙宝院最後の里修験であつた渡部清栄（後、積と改名）の「神幣帳」から、奉斎する氏神と幣束についてみていきたいと思う。

表紙には、明治三十四年（一九〇一）旧九月、『幣束并日待扣 法印清栄』とある。この「神幣帳」には「式本包 水神壹本 メ三本 栢窪 鈴木直之助」というふうに書かれてある、これは氏神に奉斎する包幣束式本と、水神の幣束が壹本と合せて三本という意味で、注意しなければならないのは、祭神名が記載されていないことである。後述のように祭神の分かるのは神名が書いてあり、ここでは不明故に書かなかつたと考えるべきであろう。次に部落名と受ける人の氏名と続く。

神名のある場合は、「一、氏神 熊野大権現、稻荷明神、包式本、水神壹本 メ三本 白坂 八郎」と記載されている。これは白坂の八郎家に、熊野、稻荷神二神の包幣束と水神の幣束壹本の合せて三本ということである。

他に「包式本 釜壹本 水神壹本 メ四本」とか、手前分として「拾式本、内、拾式本包、外、水神式本、外、蛇類式本 メ拾六本」と記載している。ここで新たに釜神、蛇類が書かれ、他の熊野、稻荷、水神と合せて五神が奉幣帳に載っている。手前分として拾六本の多くの幣束を奉斎している法印清栄は、里修験として古い家柄故に祭祀する神も、その場所も多いためと考えられよう。

幣束は氏神の包幣（竹二本を根元を紙で包んだもの）、水神幣（平幣ともいい、竹一本の幣束）、釜神の幣束と三種である。

以上五十二軒分で二三六本 内、本包（苞幣・包み）が一三八本、水神が六八本 平幣が二四本、釜神が六本と記載されているが、蛇類神はどこに入るのか不明である。十年後の明治四十三年（一九一〇）には六十七人分、三二八本と大幅に増えている。

(二) 氏神祭り

前述の事例等から、次に「氏神祭り」についてみていきたいと思う。

氏神祭りの名称 主に「節供」、「氏神祭り」などと称するが、神官や通称法印さまから幣束を受け木製などの、また新薬の祠に奉斎するので、「幣束祭り」、「幣束入れ」、また前年の幣束と新しい幣束とを切り替えるので「切り替え祭り」とも、新穀の赤飯を苞に入れて奉納するので、「つつこ祭り」とも称している。前述のように、最終年忌を済ますと祖霊になるということから「先祖まつり」ともいい、注目すべき呼称である。

氏神の祭日 現在でも旧暦の九月九日を祭日に行っているところが圧倒的に多い。新暦の九月では米の収穫にはまた早いという事情によるのが旧暦で行う要因であろう。

祭り方（祭祀方法） 前日の旧暦九月八日の夕方、持ち田の中で最も良く稔つた稲藁（もち藁が良いという）で祠を作る。以前は齋戒沐浴して一家の主人が作ったという。幣束は神社か、地元では法印さまと呼ばれるところから直接に、あるいは世話人の区長を通して受け取り、九日の朝、それを氏神に納め、新穀の赤飯、栗ぶかし、あるいは黍（米の粉を水で練って作る）を藁苞に入れて供える。

真野あたりでは、氏神祭りに糯とも、梗ともつかぬ極早稲を少しつくり、新米は赤飯にし、藁一把で氏神をつくつた（「本邦小祠の研究」という）。

氏神祭りの意味 「氏神祭り」は、まずは新薬で祠を作り、氏神すなわち祖霊神の降臨を願ひ、新穀を供え、作の豊稜を感謝し、神と人とが共食し終われば神を送るといふ「新嘗祭り」と考えることができる。「氏神」に参詣するのは氏神祭りの日よりもとより、初詣で、小正月の注連送りなど、他に諸々の祭りなどの折り目毎に、赤児が誕生したお七夜

の日、嫁いで行く日などの人生儀礼の折に、また家を離れる時には参詣するものとしている。これも家や一族を守護する氏神の性格がそこに見られよう。

氏神の祀り手(祭祀の型) 氏神を祀り手からみると三つの形になる。すなわち(ア)一門・本家氏神、(イ)各戸氏神、(ウ)地縁的氏神である。

一門・本家氏神 氏神の中でも古い形式をもつもので、マケ氏神とか同族神ともいわれ、分家のものが本家の氏神祭りに参加するという、同族で祀るものである。分家とか、新立ちの家には氏神はなく、本家だけにあり祭りには参詣にだけける、という一種の共同祭祀の型であり、同族結合の強固なものである。

上栢窪の鎌田氏は本家、分家の三軒で本家の氏神を祀る。本家の当主が糯もちの新藁で事例(五)のような型の祠を作り、鹿島御子神社から受けた幣束と赤飯を入れた藁苞わらぼとを供える。二分家の人も同様な苞ぼとを持参し参詣する。同様に小池の鈴木氏は、氏神祭りの九日には家から出た近間の人の分まで苞を作り箕に入れおき、分家の人はそれを氏神に供え参拝していくという。

このように分家した人や嫁いだ人が、氏神祭りには実家に戻りお参りするので、本家では苞を多く用意するものとしていたり、または苞は各自持参して参詣するともいい、まちまちである。

各戸氏神 同族の強い絆が緩んだり、分家した者が社会的に発言力を得てくると、本家から独立して氏神を祀るようになるのが一般的な傾向である。

地縁的氏神 個人で祭祀していた神々を、その霊験を求めて地域の人々まで信仰する例も見られる。大内の佐藤氏の屋敷内に祀られている「大日如来」は佐藤家の氏神ともいい、個人的な信仰から地縁的な村氏神に変容したのはこの例に入るものと考ええる(「大日如来講」の項参照)。

個人の氏神から地縁的村氏神へ移行した場合には、祖霊神的要素を持つ氏神ではなく、以前の里修験といわれていた

法印さまが祀っていた祠堂の仏さまや名のある神々に限られている。

一家移転の際の氏神の扱い 一家転住の際の「氏神」についてみていきたいと思う。『奥相志』には相馬氏が下総から氏神を御輿に乗せて遷したり、背負って遷したという伝承がある。家が没落して屋敷を離れる場合、氏神を背負っていくという伝承もあるが、屋敷にそのまま残していくことが多い。転住後の氏神や潰れ屋の氏神は血縁に関係なく、近所の人が祀るものといひ、元屋敷とか古屋敷分の幣束を受け苞とともに奉斎する例も見られ、また買った屋敷内の氏神に熊野神社の棟札が見つかったので自分の氏神として祀っているところもある。

門徒の家の氏神 近世末、加賀などから移住して来た浄土真宗門徒の家は、氏神を祭祀しないのが普通であるが、旧真野村の明治二十三年(一八九〇)の日吉神社の氏神台帳に、「幣束二本」を門徒に配っている記録も見られ、これは土地の慣習に同化した一例と考えられよう。

近年の氏神の祀り方 近頃では同じ屋敷内に新築したり、または新たに分家し屋敷を構える場合、そのほとんどが氏神の祠を作ることが多くなっている。その折、落成の祓いと同時に祭神を書いた棟札と幣束を新しい祠に奉斎し「宮立」と称する祭祀を行う。

(三) 家の内外に祀る神々

明治以降の急速な近代化、特に「神仏分離令」や「宗門改め」の廃止など宗教制度にも大きな変革が見られた。しかし、地方にあって信仰の面でムラと深い関わりをもった里修験(法印様)は、改宗して天台宗や真言宗の僧侶や復飾して神職になったものの、氏神祭りなどを見ても近世以来の信仰形態を維持しており、家の内外に祀る神の祭祀方法もそれほど変わってはいない。しかし、生活の利便性を求めて昭和四十年代の高度成長の下、人々の生活基盤は変容し、伝

統的な生活様式は簡略化されながら家の内外に祀る神々の祭祀は消滅の一途をたどっている。

屋敷内には氏神様を初めとして井戸や洗い場には水神様、便所には厩神、馬屋には安養寺の馬頭観音や妙見神、蒼前神を祀り、家の中には大黒柱を境に上炉のある中の間と、下炉のあるシタンドとかシタロ（ウエドともいう）という部屋に神棚、仏壇、釜神様、荒神様を祀った。

神棚に祀るもの 中の間の南に面し納戸に側した鴨居の上のあたりに神棚が常設され、その下に仏壇があるのが普通である。近世末に移民として新軒取立を受けた浄土真宗門徒の多くは、仏壇を座敷の上段に置き、日々仏壇中心の生活を送り、神棚を設けないのが普通である。

神棚には皇太神宮を中心に、ムラの鎮守、尊崇する神社や講や旅行などで参詣した折に受けてきた神札を祀る。神札や護摩札がたまと小さな俵を作りそれに入れ火災に遭わないとか、福がくるとかいつて屋根裏とか梁に吊るしておく。今は建物の構造上収納するところもなくなり小正月の時燃やしてしまうことが多い。家を新築すると今でも古峯原神社に火伏祈禱にでかけ受けてきた神札、農業神として信仰している出羽三山の神札、山仕事に携わる人は佐須の山津見神社、海の仕事に従事する人は小高の蛭沢稲荷神社や遠く鶴岡の善法寺の神札といったように、多くの神札を神棚に祀る。しかし、上枳窪では佐須の山津見神社の神札を受けると、縁側の柱に貼っておく。火災、災害、盗難除けになるといい、野火があった場合、神札をはがして竹に刺して屋根に立てるといいという（『相馬市史』）。火災の折は古峯原神社の神札を立てると難がのがれるという伝承は相馬地方には多い。正月には、「歳徳神」の神札を神棚の前に貼り、中の間やかまど神、氏神、倉などには注連を張りめぐらし、あるいはたが注連を張り聖なる空間を作り神を迎え祀る。拝ん松は十一日の「農立て」に田畑に刺し作の豊穰を祈る。他の注連などの飾り物は小正月に氏神に結えつけるなどして送る。

釜神様 下炉のあるシタンドには竈があり、ヘツツイとも呼ばれ、その上に棚を作り釜神様（荒神様、さなぶり

様ともいう）を祀る。囲炉裏の鍵にも釜神様を祀る例がある。荒神様は気性が激しく祟り易い神であり、「上げ下げは荒神様から」といわれ、何事につけても最初に供え物をしたという。釜神様をさなぶり様と別称しているのは、田植のしまいの苗一束を主婦（家長ともいう）がきれいに洗って持ち帰り釜神様に供え作の豊穰を祈るからであろう。さなぶり様は田の神とも作の神とも称し、釜神様に折目毎に主婦が供物を与えるのは、家の田の神祭りの古い姿といふことができよう。なお供える苗に泥がついていると病人が絶えないといつて、よく洗うものとしている。

庚申繩 下炉や中間の梁に、初庚申の晩に盗難除けと称して繩を巻きつけるところもあった。これを庚申繩と称していた。

屋敷内に祀る神 屋敷内には、氏神様、井戸神様、厩神、廁神を祀る。

井戸神様 井戸神様は井戸のそばに祠を建てて祀るところもあるが、その多くは祠を持たない。九月のお節供（氏神祭り）には新藁で祠を作り、幣束を立て、赤飯を入れた苞を奉納する。現在井戸を使用する家は皆無に等しく、かつて使用していた井戸や洗い場などに幣束を立て苞を奉納する。氏神祭りの他に、正月や盆などの折目にも餅などを供える。

馬屋に祀る神 馬屋には馬の守護神として、小池安養寺の馬頭観音や他に妙見様、相善様などを祀る。馬が農業にとって欠くことのできなかつた時には、馬は家の大きな財産でもあり、家族同様大切



井戸神様・大内岡氏宅

に扱われた。守護神の神札を馬小屋の入口に貼り、牛馬の安全を祈った。以前は馬屋祈禱する人々が各家を回って歩いたというのがその様相は分らない。「古より猿丸大夫なる者居り。常に猿を飼ひて之をひき、農家に至りて厩をまつる。人呼んで猿引きといふ」(『奥相志』百槻村(相馬市))というように、猿引きが近隣の農家を廻り、厩神を祀り歩いていたと思われるが、北海老の羽黒派日光院末の旧修験の葉山院には、「鳥居の前の猿駒曳き」と一頭の「走駒」の版木が現存する。版木から「猿駒曳き」の神札を起こし、それを持って馬を飼育している家々を馬屋祈禱して回ったことは推測できるが、その祭祀方法など詳細なことも葉山院の関与も今となっては分らない。

便所に祀る神 便所には厩神を祀るが、鹿島ではその伝承を聞くことはできなかった。参考までに相馬市内の事例を紹介しておく。厩神は手足がなくなきれい好きな神で、便所は何時もきれいにしておかなければならないという。汚くしておくの良い子が育たないとか、子どもに癪ができるとかいう。また、かつては子どもが生まれたあとのお七夜には、祖母か産婆に抱かれて厩神をお参りし、無事の成育を祈ったという(『相馬市史』)。厩神に再生の力を認めてのことと思われる。

出入口に祀るものなど 玄関などの入口には元山大師の絵札や万才の神札を逆さに貼り、またはあわび貝、小高町の大黒様(益多嶺神社)から受けきたニンニク、猿の腰掛けなども飾って疫病除けとする。

屋敷の入口には、大きな手で財を集めるとか、客を呼ぶなどといって八手を植え、また難を転ずると称して南天、魔除けとして柵の木を植える。

二、 講

「講」とか「講中」とよばれるものは、伝統的な地域社会にあつて人々の社会生活を円滑に進めるため重要な機能を果たしてきたが、これも生活環境の変化によって次第に形骸化し、消滅しようとしている。

講とは 「講」の起源は法華八講会のように仏典を講義研究する法会から出たものといわれ、それが民間に浸透し、日常生活の安寧と豊穰豊漁を願う、そうした信仰で結ばれた人々の願いを達成するための集まりに変容し、さらには信仰を抜きにして経済的にお互いに助け合う無尺講などの集団へと変遷をたどる。

部落内で日を定めて定期的な宿に集まり、神仏を信仰して各自の信仰心を満足させ、飲食をともにして慰安、娯楽の機会を通して相互の親睦を図る地縁的な性格をもつ部落講と、講金を出し合い、籤や順まわりで他郷の名社名刹に代参してお礼を受け講員に配る代参講、それに同信者が集って講事を行う宗教的な講とに区別してみていきたい。

(一) ムラの講

山神講 町内の多くの部落で隣組十四、五軒の戸主が中心になって構成する講であつたが、現在はほとんど消滅してしまつた。正月と十月の十七日、順番の回り宿に集り、山仕事の安全を祈願する講事である。

大内では、十月の講事には前日宿の主人が佐須の山の神様(飯館村佐須の山津見神社)に代参にかけ、夜籠りから祭りに参加し講員分の神札を受けて戻る。代参者が戻る頃講員は宿に集まり講事となる。宿では山神の掛物を掛け神酒・餅を供える。講事には餅はつききもので必ず腹一杯食べるものとし、白を洗った水まで飲んだという。初めて講に参

加した人が、餅を残すことができず苦しくなつて着物の裾に入れて戻つたものの、着物を駄目にしてしまったという笑話も残っている。終ると講員に神札が渡される。

上栞窪では隣組十一軒の男で構成。古くは新立ちは加入できなかつたという。講員は十月十六日に宿に集まり夜籠りし、代参者は佐須(飯館村)の山の神様にでかけ夜籠りをし翌日の祭りに参加し、神札を受けて昼頃戻る。餅を搗き講事を行い、その席で講員に神札を配る。

念 仏 講 北右田の薬師堂で、地元の婦人達が念仏を唱える講。

この薬師堂は、恵心僧都作という薬師如来を本尊とし、真野川沿いに建立されていたので人々は川端薬師と呼んでいる。

元禄中(一六八八〜一七〇四)に、五代藩主相馬昌胤が尊崇し堂宇を再興したという伝承をもつ(『奥相志』)。別当は宝蔵寺。

念仏講は例大祭の八月八日と春秋の彼岸。それに盆にもたれ、地区の人々の供養と講員の諸々の祈願をこめて行われる。講員は七名で、ご本尊の前に十三仏の掛軸をかけ、香華を手向け、鉦叩きを中心に他の講員が輪になり、最初に鉦を叩きながら十三仏の念仏を申し、次に南無阿弥陀仏と左回り(時計の逆回り)に数珠繰りをしながら唱える。数珠の房が手元に回つて来ると拝礼しそれを百回繰り返す。現在は三百回行っている。講員の一人は算盤に念仏を唱えた回数をおき、他の一人は香を足し継ぐ。

念仏箱の表には、「明治十四年旧十一月九日、念仏箱寄進、行方郡北



川端薬師念仏講

右田邑 草野市郎治、「その側面には「寄進珠数 北右田邑 草野市郎治」とある。この薬師様は眼病に靈験があるとい、眼病を患うと願をかけ癒えらるとお礼参りをし、その時北寄員に穴をあけそれを紐で通し、堂宇きよほしの階に下げる。

他に、南屋形の阿弥陀寺や小島田、塩崎などでも念仏講が行われている。なお、阿弥陀寺念仏講では、地区内で死者が出るのと宗派に関係なく出棺時に合わせて、寺で念仏を申す。

地藏・大黒講 大内部落内の地藏様・大黒様を信仰している近隣の人々約二十名で講を組織している。この地藏様・大黒様については、近世の末頃まで真野川沿いの浮洲神社の周辺を袋村といい、そこには真野川が頻繁に氾濫し洪水に見舞われたため、村を挙げて現在の大内部落に移住したが、そのおり西氏の近くに祀っていた地藏様と大黒様とを、新しい集落の見晴らしのよい現在地に移したという伝承をもつ。あるいは別に部落内に深沢の溜池を作った時にそこにあった地藏様、大黒様を現在地に移したともいう。

縁日は三月二十二日と六月二十四日。現在は新暦だが、十五、六年前までは旧暦で行い、現在でも病氣回復、諸々の合格祈願などをするという。袋村時代から西氏は世話役を勤め、祭り日だけ講員から「神主」と呼ばれる。縁日が近づくと世話役は祭り日を知らせ、あわせて講費を徴収して歩く。また、前日には管理保管してあった「奉獻大黒天地蔵尊」銘の幟り旗二本を入口の道路の両側と、参道の両脇に同様の小旗を立てる。旗は祈願の叶った人や講員が奉納し



大内・大黒様

仰 たものである。旗を立てると必ず雨が降るとの伝承もある。

縁日の夕方、地蔵様、大黒様の尊前に神酒を供え講員が参詣する。特に僧侶が供養することはない。終ると常宿の伏見氏宅に集まり、お供えの神酒で直会となる。以前は重箱持参であったが、縁日が農繁期と重なるので用意するのも大変、という事情から講費を徴収し宿で準備するようになった。最近では酒三升、刺身などを購入し、宿では煮しめ、吸い物を用意する。

近くの人々は初詣でとして、除夜の鐘が鳴り終えると各自の氏神と、この地蔵様、大黒様も参詣するものとしている。この講は信仰によつて結ばれた講信仰に、地縁的な親睦的要素が加わつたものと考えられる。

大日如来講 大内部落内の未・申歳生まれの人が中心になって二十四、五人程度で講を組織している。「大日如来」は部落内の佐藤秋市氏の屋敷内に祀られ、佐藤家の氏神ともいうが、大内部落には廃寺になった滝沢寺、万福寺、蓮花寺などがありそのいずれかの寺のものかともいい、後、個人的に祭祀したのが部落の人々から尊崇されるようになり、ムラ氏神的な性格をもつようになったものと思われる。「大日如来」は、最高位の仏で生涯一度必ず願い事を叶えてくれるとも、信仰すると金に不自由しないともいつている。人々は病氣回復など現世利益を求め信仰し、元朝参りや受験の合格祈願などの参詣者も多いという。

縁日は四月八日（三十年くらい以前は旧暦の四月八日）。前日、佐藤氏宅への道路と堂宇の入口とに「奉納大日如来」と書かれた旗を両脇に二本ずつ、他に参道に講員や願主名の入った小旗を立てる。祭りは昼頃から始まる。まず、堂内で佐藤氏世話人参列のもと日下石（相馬市）の法印様（天台宗僧侶渡部有玄氏）が、梅の若枝で塩水を如来様と膳の供物（米・塩・水・酒、それに俵型に握つたお茶二箇）に振り掛けてお祓いをした後、祈禱。以前は部落内の法印光福院多田氏が勤めていたが、廃院後渡部氏となる。講員が参詣しお札が配られる。終ると宿の佐藤氏宅で酒宴となる。以前は赤飯、煮しめは宿で用意したが、現在は世話人が講費千円を集め準備の手助けをする。

最上講 女性と子どもを守護する神を祀る講とも女の神事ともいい、地元大内部落では母神講とも書き隣組の女性で組織した講。何時の頃か、疱瘡が流行した時に一同が無事で過ごせるように、また厄病を追い払うことを目的に祈願して始めたというがその時期ははっきりしない。

年に一度、正月二十日に回り宿に講員が集まり、宿で餅を搗き精進料理を作り、神酒とともに膳を作つて床の間に供え、子どもの無事の成育を祈願し、御馳走を食べながら楽しく語らいながら一日を過ごしたという。床の間に掛軸など掛けることはなかった。近くの大日堂祠の境内に、子育て地蔵や十九夜の石造物が祀られてあり、以前には最上講と子の成長を願う点で何か共通点があったのではなからうか。この講も昭和四十年代には、男の山神講と一緒に、隣組の行事として一月三日夫妻参加のもと新年会を行うようになった。この新年会も初めは組長宅で催したが、現在は松川浦や岩子（相馬市）など外に出かけて行うようになった。

二十三夜様 さんやさまともいう。南海老の例では、二十三夜様は女性の講で、子どもが丈夫に育つように拝むものであった。夜「さんやさまがお出るまで（二十三夜の月が出るまで）」夜籠りをし、めえづつみ（溜池の前堤）の水面に月が映るようになる」と月を拜んで散会した。

(二) 代参講

伊勢講 「伊勢参り」ともいい、伊勢神宮を参詣するもので、一家の主人が中心となって講をつくり、くじ引きで代参者を送る。「奥参り」と同じく生涯に一度は参詣するものといひ、以前はほとんど部落に存在していたが、近頃は講中での代参というより個人で出掛けることが多くなり、現在では代参を伴わない親睦会的な講へと変容している。近世末期には伊勢参宮の「お陰参り」が全国的な流行を見るが、当地方には爆発的なそれはない。しかし旧相馬中村藩



出羽三山参り

湯殿山講 三山講、権現講、奥参りなども称し、出羽の月山、湯殿山、羽黒山に参詣し無病息災、五穀豊穰を祈念する講で、男子は生涯に一度は三山参りをするものといわれていた。他の代参講も同様であるが、社会生活も大きく変容し、また交通機関の発達によって講ではなく、個人や任意のグループでの参詣になり、行屋での潔斎生活を伴う講事は消滅したといつてよい。『奥相志』の上栃窪村、浮田村、横手村、小山田村、南柚木村、上海老村の条などには、村に住む羽黒派修験が村の檀家を出羽三山に先達として案内していたことを示す記述がある。すべてこの里修験は本司日光院（現小山田の日光寺）の配下の者であった。

小池字新山の明治未年生まれの高老の伝承では、代参者は出発の前二日間行屋に籠って水垢離をとりながら別火生活を送ったという。現在でも行屋前という地名があり、その土台石があったのを記憶しているという。出発の早朝水垢離をとり、部落内の薬師如来、妙見さまと呼ばれる子安大明神（『奥相志』記載の合祀された子安明神と妙見菩薩のことか）、それに寺内の男山八幡神社に道中の無事を祈願して出

でも元禄九年（一六九六）や明和五年（一七六八）などに禁令が出される。これは伊勢参宮が純粹な信仰心からだけではなく、物見遊山の要素が加味され出費が嵩むなどの要因によるものと考えられる。

文政年間の伊勢参宮 現存する北海老村肝入田代万右衛門が同行三人で伊勢参宮を主目的とした「旅日記」（表題など前欠、『鹿島町史』第四巻、近世資料）を見ると、安政二年（一八五五）二月初旬に出発し四月五日に戻る二か月近い旅行である。前の部分は欠けており、鎌倉の鶴ヶ岡から道中記は始まり、江ノ嶋、大磯、小田原、箱根、沼津、豊川、伊勢、奈良、大阪、京都、中山道を福島、善光寺、軽井沢、高崎、江戸、土浦、香取鹿島、中湊、村松、平湯、湯本、平、四倉、富岡、原町に至る行程をとって鹿島に戻っている。この事例をみても伊勢参宮を目的にしているとはいっても、京、大阪を初め各地の都市をめぐり、鎌倉の八幡宮を初めとして諸々の神社、仏閣を遍歴する旅行であった。その費用も多く費えたことは想像に難くなく、禁令を出す理由もそこにあつたのであろう。

栃窪の伊勢講 栃窪の大正から平成までの「伊勢講」の記録の一部について触れてみたいと思う。

大正六年（一九一七）旧三月十五日の記録から、高野春治など三名が発起人となり講員二十名で「伊勢講」が始まれ、規約には旧三、六月の十五日、宿（回り宿）に正午、会費二十銭、糯米五合を持ち寄って講事を行うとある。平成四年三月十五日の記録の表題には「御伊勢講講員名簿、会則、大字東組」とあり、その会則は、

- 一、毎年新三月拾五日の前の土曜か日曜、宿主にまかせる。
 - 一、時間は午後六時とす。
 - 一、会費は一金式千円とす。但し、不参拝にても出金すること。会費は宿で集金すること。
 - 一、食事はオードブル三個と定める。
 - 一、御酒は壹升と定む。但し、宿主にて供え置くこと。
- 以上
- とあり、講日は勤め人が多くなったため土、日曜かの夕方に変更され、かつては宿で準備した食事などもその一部は

掛けた。代参者の家では、「お山掛け」と称する月山を詣る日には、「近隣結っこ」といって薬師如来などにお参りした。海老では親戚の人も代参者の家に集まり夜籠りして、お山掛けの無事を祈ったという。三山では垢離をとったり代垢離を頼み、先達の案内で山を駆け、作の豊穰や諸々の祈願をして戻り、その足で出発時参詣した寺社にお礼参りをする。南海老では夏の土用の頃に行った。奥参りする時には「お別火」といって、同行の者が一軒の家に五日から七日間ほど一緒に寝泊りする。この間は女性を入れずに煮炊きをしながら生活し、浜で潮水を浴びて身を清めてお参りした。「行衣」といって膝丈の着物に半ズボンをはき、杖と蓑座、笠を持参して出かけた。この山は昔から「あらたな神様」で、奥参りをしている者たちがお山をかけているときは、家族の者などが南海老部落内の天王様、虚空蔵様、鶏足神社、金砂神社に「千度参り」をして無事にお山をかけるように祈願した。

当地方では、四月八日が奥の三山の「山開き」と称し、この日から参詣が始まり、八月八日は「お山しまい」といって三山参りもこの日で終る。



湯殿山石碑

栃窪の湯殿山参詣の史料 栃窪の大谷通泰氏宅には、明治三十年（一八九七）と大正六年（一九一七）の湯殿山参詣時の「祝儀受帳」などが残っており、少し触れてみたいと思う。表題は「明治三十年旧七月一日、湯殿山参詣二付御祝儀受帳、大谷源之進 三十八年」とあり、当主大谷源之進が三八歳の折の奥参りの餞別帳であ

る。三〇名と他に七名から餞別を貰い受けているが、何故別々に記載したのかはわからない。前者は講員からのものだろうか。もうひとつは「明治三十年旧七月八日、湯殿山留守居行御祝儀帳、大谷源之進殿 大字栃窪講中」とあり、代参の大谷氏が旧七月八日の所謂「お山掛け」の折に、残った講員三〇名が祝儀を持ち寄って大谷氏宅に集まり、無事を祈念したもので、表題の「留守居行」はその意味するものと思われる。但し「留守居行」の具体的な内容はわからない。

二〇年後の大正六年（一九一七）の「御祝儀受扣」もほぼ同じ内容であるが、旅程が記されている。それには七月十九日に出発しその日は遠刈田泊、二十日は山形、二十一日は羽黒、二十二日は水沢、二十三日は中州に宿泊し、二十四日正午に帰宅している。同様に「留守居行御祝儀帳」があり、三九名が祝儀を出し清酒五升を購入している。それは代表者のお山掛けの無事を祈る講員の「行」のあとの直会のための酒と考えられよう。この行程からは月山、湯殿山、羽黒山の三山をかけるのは無理と思われる、どのようなコースをとったのか不明である。



古峯神社の石碑・栃窪街道沿

古峯が原講 下野（栃木県）鹿沼にある古峯神社に火伏、盗難除けを折願する講である。現在では講というより、家を新築すると個人で参詣にでかけ神札を受けてくる。古老は火事の時など、古峯神社の神札を屋根に立てると類焼が免れるという。

栃窪の大谷家には、大正五年（一九一六）三月二十七日と大正十三年（一九二四）十月二日の「参詣二付御祝儀受扣」が残っている。

前者の表題は、「古峯神社、加蘇山神社、胡桃下稻荷神社、参詣二付御祝儀扣」とあり、当主大谷源之進五七歳の折の参詣で、二十四日に出発しその日は鹿沼泊、二十五日は古峯ヶ原泊、二十六日は笠間に宿泊し、その間表題にある古峯神社などを参詣し、二十七日に戻っている。この控帳から一七人の講中の代参であったことが分る。

後者の「御祝儀受扣」には宿泊地、金銭の支出についてのメモがあり、それによると十月二日、日立木駅から鹿沼まで汽車、鹿沼の中野屋支店にその日は宿泊し、翌三日は古峯神社に参詣し神札を受けて古峯ヶ原泊り、四日は馬車で鹿沼まで出て、そこから汽車で中村に戻っている。

金華山講 宮城県の金華山へ福徳折願のため参拝にでかける講であったが、現在講組織はなくその名称さえも忘れられようとしている。栃窪の大谷家には、明治三十二年（一九一九）と大正十年（一九二二）の金華山参詣の折の「祝儀受扣」が残っており、それは



金華山の石碑

当主大谷源之進が四〇歳と六二歳の時であり、前者は単なる祝儀控帳で個人で、あるいは講での参詣かわからない。後者の控帳には、「一、金八円七十銭 講中金、一、金二十銭、老人二付四銭、五人分掛増、八円九十五銭」とあり、講の代参で五名で出掛けたことがわかり、前者も講が組織されての代参と考えられよう。前者は旧六月に出発、後者は四月二十六日に出発し、その日は金華山泊、二十七日は塩釜筑前屋泊、二十八日は仙台中央ホテルに宿泊し、翌二十九日に戻るといふ行程をとっている。

波立薬師講 いわき市久之浜の波立薬師を尊崇する、大内部落の人々が中心になって構成する講中である。この薬師如来には、同所の佐藤秋市氏の背戸山の大日如来とともにかつては祭祀されていたという、次のような伝承が残っている。「ある時、お潮垢離のためお薬師様をコシコ（縄で編んだ背負い籠）に入れておおい申し烏浜まで行ったところ、荒波が来てお薬師様が流されてしまった。佐藤氏の先祖が探し歩き、やっとのことで久之浜（いわき市）の海岸で見つけ元の場所へお戻しした。ところが一二年後のお潮垢離の時にもお薬師様が流され再び同じ場所に流れ着いた。二度も同じ場所に流れ着いたのは、何かよほどの因縁がありお鎮みしたい所だろう、と波立の地に堂を建立しお薬師様を安置し、村人に祀ってもらうようにした」というものである。

これが波立薬師で、現在でも海上安全、大漁祈願など漁師の信仰を集めている。古くは鍵持ちの佐藤氏が出掛けなければ祭りはできなかつたという伝承もある。今でも七月二十一日の宵祭りには佐藤氏が世話役になって講中の人達とバスを仕立てて参詣にでかけ、祭りに参加し護摩札を受けて戻る。

青麻様 現在の仙台市宮城野区岩切にある青麻神社に参詣する講。青麻様は中気の神様で、北海老の人たちは病気に罹らないように毎年お参りに行っていた。

(三) 宗教的な講

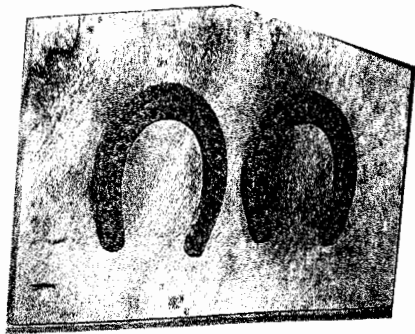
報 恩 講 浄土真宗では、宗祖親鸞の忌日の陰暦十一月二十八日を中心に盛大な追善供養の法会を催す、それが「報恩講」で、宗祖の恩徳に感謝し報いる行事である。東本願寺では陰暦十一月一日から八日まで、西本願寺では新暦一月九日から十六日まで行う。いずれも八日夜となるので「お七夜」といわれている。本山以外の別院、末寺では、この「お七夜」とは重ならないように配慮し、その期日前に催すのが「お取越」である（『日本民俗事典』）。

鹿島町の浄土真宗寺院は、西本願寺派の「勝縁寺」一か寺である。勝縁寺では一月十五、十六の両日を「御正忌報恩講」、十一月二十二、二十三日の両日は「お取越報恩講」として盛大な法会を催す。「お取越報恩講」は寺で、あるいは部落の門徒の各家で輪番制で行う。勝縁寺では十一月二十四日の昼には「逮夜法要」、「御俗姓拜読」と法話、夜は「初夜法要」が執り行われ、翌二十五日の昼には、「満日法要」と法話があり、二日間とも齋食（お齋）が用意され、参会者一同で食する。門徒はこの報恩講に参加し、住職や布教使の法話を聴き、一同で念仏を唱え、部落にあつては親睦を深め法悦に浸り、手作りのお齋の席につくのを無常の喜びとしている。門徒の塩崎組では百年も報恩講が続き、その記録も残っている。報恩講は、門徒にとって秋の収穫後の最大の行事で、仕事じまいのお祝いと収穫祭の意義をもち、仏教法会と習合したものである。

馬頭観音講 小池の安養寺の寺域の観音堂に祀られている十一面観音菩薩の胎内仏である馬頭観音を尊崇する人々によって構成する講中。縁日は八朔、すなわち旧の八月一日、現在は九月一日。戦前までは地元小池青年団が、祭りに先立って参道の整備、幟旗、櫓建てから始まり、夜籠り、本祭りまで一切の世話に当った。夜籠りには、観音堂の前では盆踊り、本堂では代参に酒肴が振舞われたという。現在は行われていない。盛期には参詣者の列がきれない程続き、ま



小池馬頭観音堂の納札



観音堂へ奉納された馬の蹄鉄



馬頭観音の石碑

た代参者で本堂がいっぱいになったとか夜店が並び賑わったという。

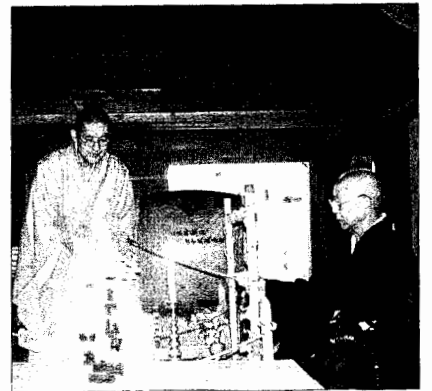
馬が飼育されていた戦前頃までは十二時から護摩祈禱が始まる。地元の信者は稲束一束を持参し祈禱が始まる頃から本祭りにかけて馬を連れてでかけた。一番鐘を搦くとよいといって誰れにも負けないように早くでかけるものとしていた。海老など海近くの信者は海で、他は途中の水無川で馬を洗い浄め、馬の無事の成育と仔馬の誕生を祈願したという。原町、飯館などの代参者はこの夜籠りに参加し、護摩札を受けて戻り講員に配る。お札は厩の柱に貼り、馬の安全を祈った。

馬の飼育の少なくなった現在、野馬追騎馬会の、それに牛を飼育している人達の講中が信仰を継承している。現在の護摩祈禱は午前中に実修され、代参者は本堂で昼食をとり、護摩札を受けて各自戻る。

北海老の妙見講 北海老の田代清一、田代匡一、田代清次の三氏宅で、正月に順次妙見尊を祭祀する講。正月七日に行われる田代清一氏宅の「妙見講」についてみていきたいと思う。

当日の早朝、当主の清一氏が菩提寺である真言宗宝蔵寺にでかけ、妙見尊像の掛軸と祈禱に使用する独鈷など祭祀道具（法具）を借りに行く。戻って床の間に掛軸を掛け、その前に机を置き皿に米と塩、コップに水（朝汲んだ若水）、梅の若ごよの散杖（水を散ずる）しきみ 檀しきみそれに独鈷、六器、鉦、燈明など並べ祭壇を作っておく。

九時頃宝蔵寺住職が来宅。まず、当主が早朝若水を汲み、それで炊いた飯を住職が廊下で二箇握りそれを祭壇に供える（握り飯は三角に尖った形にするものという）。次に燈明を点し、六器に水を注ぎ、檀を入れ散杖で迎りを浄め妙見尊を道場に招来し、「北辰妙見陀羅尼經」の經典を読み、講事は終る。すぐ日待に移り「仁王護国般若經」の讀經。この日待は正月、五月、九月、十二月の四節に家内安全を祈禱するもので、現在は正月のみになった。日待祈禱は宝蔵寺が行っているが、以前は法印様（愛宕山勝軍寺喜法院）が行っていたという。祈禱後、妙見講の「攘災招福祈杖妙見尊護摩宝蔵寺」、「御祈禱護摩供札」、それに日待の「仁王護国般若經家内安全攸」のお札が渡される。終って家族一同で供物御飯を食べ、後七草粥を食する。翌八日が田代匡一氏宅、九日が田代清次氏宅で同様の行事を行い、後三軒で寄り合った。田代家は天正年間には相馬氏の家臣であったといい、江戸時代は北海老の在郷給人とし明治を迎えた古い家柄である。



安養寺の護摩祈禱



妙見講の掛け軸



如意輪観音の石仏



庚申塔



二十三夜塔

「講」に関わる供養塔 鹿島町には路傍や社寺の門前に石仏や石碑が多く現存し、これを通してその地域の信仰形態を垣間見ることが出来る。たとえば、庚申講の人々が六十年毎の庚申の歳に建立する「庚申（供養）塔」や「青面金剛塔」、出羽三山の参詣を記念して建立した、「湯殿山、月山、羽黒山」の石塔、如意輪観音を信仰し子どもの無事の成長を祈った婦人達の二十三夜講の「二十三夜供養塔」、など枚挙にいとまがない。

鹿島町では昭和六十三年（一九八八）、町内の石造物を悉皆調査し「鹿島町の石造遺物」としてまとめ発刊している。内容は多岐にわたり詳細を極めているので、「供養塔」についてはその報告書に譲りたいと思う。

三、その他の諸信仰

鹿島町は、主に農業、漁業それに商業を営む人々によって形成されてきた。そうした農山漁村や商業を営む人々の間の信仰の多くは、周期伝承である年中行事や農耕儀礼、漁撈習俗などの中に求めることができる。それらの中から特色のある信仰を取りあげてみよう。

(一) 鹿島御子神社の「火伏せの神事」と「天灯籠の神事」

この二つの神事は町の鹿島御子神社で小正月に行われる一連の神事で、昭和四十三年（一九六八）の調査記録に基づく。

1、火伏せの神事

神事の起こりに関する伝説 町に鎮座する鹿島御子神社の「火伏せ」の神事（現在は「鎮火祭」と改称）は、社伝によると「天足別命が奥州平定のための下向の時、浜街道を討攘しながら鹿島の真野郷にたどり着いたが、この地には大六天魔王を頭とする乱臣賊徒が多く、この賊徒が命の仮宮に放火した。この時数頭の鹿が現れ、付近の川から笹を濡らして持ち寄り、命の本陣に水を掛け四方に拡大した火を鎮め併せて賊徒を征伐した。この故事によって、鹿島御子神社が勧請されて以来鎮火祭、火伏せの行事を伝承してきた」という。また一方、文政十一年（一八二八）、天保四年（一八三三）、慶応三年（一八六七）、明治十五年・四十年（一八八二・一九〇七）、そして昭和五年（一九三〇）と町はたびたび大火に遭い、その都度町内が焼野原になったので、火防の意味をこめてこの神事が継承されたともしいう。火伏せの神事は小正月の一月十四日の晩に火伏せを念じて行われる小正月の行事とみなすことができる。現在は新暦で行われるが以前は旧暦であった。

十四日の夕刻に氏子は前年の神札、注連縄門松を持参し、神殿前の大櫓の前で神官がお祓いの後点火する。午後六時、火花を合図に参加者（厄歳の男・町消防団員・青年団員・信者）が仕度を整えて集まる。以前の仕度は白の下帯、厄歳の人は赤い下帯、半纏を着用し、足袋裸足に豆絞りの手扱いで鉢巻をして、各自柄杓子を持参する。現在消防団員は



鹿島御子神社の「火伏せ祭り」昭和期

ハッピ、青年団は神社名の入った半纏を着て、足袋も白足袋に統一している。柄杓子の柄には、幣束形の判を押した白紙を巻きつけ紅白の水引で結んである。現在は鹿島御子神社の名入れの半纏、柄杓子などは四、五十名の参加者の数だけ神社側で用意する。

一同揃ったところで柄杓子を神前に供え、神官のお祓いを受ける。その折神社からお守りが配られ鉢巻きに挟んで神事に参加する。神人が浄水を柄杓子に入れる。神人は神社の近くに居住し、現在五名で構成し例祭の折幣束、神・太鼓などを持つ役割を世襲で勤める。

神人がお先払いの神幣を奉持し、高張提灯を先頭に神官、総代、区長、消防団幹部、世話人、お神楽などが続き火伏せ行事に参加する消防団員、厄歳の人々、それに信者と続く。道筋の各家には門札かどと称してご神燈を掲げ行灯提灯あんどんちゅうもんを掲げ一行を迎える。

行列は北の方角の下町まで練り歩き、そこで神官の修祓、祝詞奏上、火伏せの神事が始まることを神々に報告し、町内の安全を祈り一通りの神事を執り行う。下町は鹿島の町のもっとも下手に当たる町で、町への入口であった。最後に町の北方の旧相馬中村藩本陣跡に向かって一同で礼拝し、神人から柄杓子に受けた浄水を用堀ほり（昭和二年まで街を貫流していた水路）に流し、街全体を浄め、全員で「霜柱、氷の縁に雪の桁、雨の垂る木に露のふき草」という火伏せの唱え詞を三回唱和する。そのあと火伏せを念じ柄杓子で「火伏せ」と掛け声をかけながら各家の屋根を目掛けて水をかけて回る。かつては堀の水をかけたというが、今は各家の前に用意しておく桶の水を使う。表通りだけではなく裏通りまで掛けて回る。

火伏せを念じ水を掛けながら南の上町まで町筋を進む。これは翌日旧社地から迎える神の道筋を浄める意味を持つという。上町では下町と同様な神事を執行し、終ると近くの秋葉神社に一同で出向き、神官が祝詞を奏上し一連の神事を執り行ない、一同で火災の決して起こらないことを祈念する。

一方、旧鹿島町（通常は字地区と称している）の隣組長は、神事の始まる六時まで集合し神事に参加し、神だれ（四手）をつけた榊、浄めの塩、神酒を受けて組に戻り、各家を廻り榊で水をふりかけながら、各々の隣組でも回り火伏せの行事を行なう。

2、天燈籠の神事

「火伏せの神事」の翌日の一月十五日の早曉に、総代、世話人、神人、一般の信者が社前に集合する。神人（現在は神官）の太鼓の打鳴らしで一連の行事は始まる。神官の祈禱後、社前で神楽（通称「おろち」が神官に向って、「ゆるぐるとも、ゆるぐとも、よもや抜けじの要石、鹿島の神の、あらむかぎりは」の神歌で悪魔払いをする。神官の奉持する榊の葉に神楽が食いつき、一枚でも多くの葉を落とそうとする。後の行事で神官により多くの水を掛けるためという。

神官は三名。十五日の神事を「天燈籠」とも称するように、「御神燈」と書いた長竿の天燈籠をたて、神官を先頭に現在地より真野川に向って約五百米離れた旧社地（鹿島町字町一五八、今村氏宅地で現在は旧社地を示す石柱が立てられ、注連が張られている）に向う。古くは各家の軒毎に天燈籠が立てられたという。現在地に移る前の旧社地は、四方に竹を立て注連を張りめぐらし、膳を供える。この膳は神人である近隣の川又、今村家で供えるものとしている。



鹿島御子神社の「天燈籠の神事」平成期

神官が出発すると「天燈籠、天燈籠、御鹿島さまの天燈籠、天上通る小鳥は、ざるの縁叩いて、未だ尾びつくびく」という火伏せの歌を唱和しながら送る。ここでの神事は、打鳴し、修祓、祝詞奏上、神楽舞と続く。一連の神事が終ると神官が神霊を奉じて旧社地から現社地に戻る。

上り太鼓とともに旧社地に戻るが、その途中崇敬者、厄歳などの氏子が長柄杓子でもつて街の人々が家の前に用意していた桶の水を神官に向つて「ご祝儀、ご祝儀」と掛け声とともに浴びせかけてお祝いをする。このとき衣冠の水結の状態で作の豊凶を占う。水結が多ければ豊作と称して喜ぶ。神楽の悪魔払いの折、奉持する榊の葉が少なければ、神官により水がかかるので、一枚でも多く噛みとろうとしたものであろう。

神官は衣冠水結のまま神殿に戻り護摩を焚き、罪穢を祓い、火伏せを祈禱し、家内安全、五穀豊穣、身体堅固、厄難消除、海上安全、大漁など氏子崇拜者の無事を願つての一年の祈禱を執り行なう。氏家である旧鹿島町、上真野村、真野村、八沢村、他に講中の人々には護摩札を配り、この神事は終了する。

(二) 雨乞い

雨乞いの背景 農業を、とくに稲作を生活基盤とした当地方では、農耕生活の段階すなわち作物の成育に応じた年行事が暦の中に組み込まれてきた。稲作は多くの量の水を使用する。水は必要欠くべからざるものであり、特に成育期における水不足は収穫に大きな影響を与え、農民にとっては死活問題にもつながる重大事でもあった。農民は井戸とか水辺には水神さまを祀り、水を何よりも大切にし粗末にしないことを信条に毎日を送っていた。

水不足で旱天が続く場合は、雨の神である龍神に降雨を祈る「雨乞い」は、「雨呼び」、「雨呼びい」、「雨たんもれ」などと呼ばれ、村落生活の中でも共同で祈願する大切な行事でもあった。故に、村落に生活している者は、この「雨乞

い」の行事には参加が義務づけられ、不参加の場合はそれ相応の制裁を受けるのを常とした。灌漑用水路が整備されていなかった時代は、早魃に悩まされムラを挙げての「雨乞い」が行われるの通例であった。

近世末、二宮尊徳の門下生で北郷代官に就いた荒至重は、会得した測量の術のすべてを駆使し、一方郷民の協力を得て堰堤を作り水路を開削するなど、多大の功績を残した。真野川から取水した七千石掛入れは、旧鹿島、上真野、八沢の一町二か村に恩恵を与えたのもそのひとつである。しかし、これですべて早魃が解消されたわけではなく、「小池、小山田、辛いのは浮田、情け知らずの下横手」と自然と人々の口に上ったように、水利の便のよい下横手と、逆に早の時に水の不足する浮田と、地理的には近くても地形によって水の管理には苦勞し頻繁に「雨乞い」がおこなわれたようである。

海老浜での雨乞い 今から七、八十年前、現在八十代から九十代の年齢の人達が、十代半ばの頃か、それより小さい頃に同行し参加したり、見たという記憶が最後の「雨乞い」だったようである。中でも鹿島全域だったといわれるくらい大掛りに行われたのが、昭和初年（七、八年頃ともいわれる）に海老浜での「雨乞い」であった、とその人々はいう。鹿島の全地域の農家一軒から一人ずつ衰笠姿で海老浜に集まり、地元の人々が海辺に建てた櫓に声のよく通る音頭取りが上り雨たんも、龍王（ようよう、いようよとも）よ、沖に雲ささえて、ざあざと、降ってこよう

と手に持った笠で雨を招きよせるしぐさをしながら大声で唱えると、参集した人々も一斉に笠を手にして同様にして、「ざあざあと降ってこよう」と唱和し、それを三回繰り返した。その帰途、雨がポツポツ降ってきたという。

各地区の雨乞い 各地区毎に行われた「雨乞い」の伝承はあるものの、その記憶は薄れ時期、方法等詳しいことは定かではないまでも聞き取りすることができた。雨を乞う唱え詞と衰笠姿という恰好は必ずしも同じであるが、行う場所は異なっていた。浮田では樅木沢堤、小島田では檜原で最も高い杜々木山、上真野地区では立石、小山田では大日山、南屋形では陣場山の頂上の田神社、鳥浜では浜辺であった。

小山田では大日山（おおかやまと呼ぶ）に薪を背負って登り、山頂で火をどんだん燃やして「雨乞い」をしたという。

その時「血を見るもの」という言い伝えがあったというのがその意味は今でも分からない。

南屋形では昔、田の神様は田圃の中にあつたのを、雨が降らずに困り果てた村人が、天空に最も近い陣場山の山頂に移して「雨乞い」をしたと伝えている。

最も新しい例は、昭和四十年代の前半の旱魃の時に、農家の人々は蓑笠姿で鹿島御子神社に集まり、境内に祀られている雷神社を海老まで遷し、そこで音頭取りが笠を持って雨を招く恰好をして大声で「雨たんもう、龍王よ」と唱え、集まった人々が唱和し降雨を祈念したという。

「年々万書附帳」に見る雨乞い 近世史料を通して、現在廃絶してしまった「雨乞い」の行事をみていきたい。ここでは大内の佐藤良雄家文書、嘉永五年（一八五二）の『年々万書附帳』（『鹿島町史』第四卷近世資料）を取り上げることとする。「嘉永六年ハ大旱魃ニテ拳国神明ニ祈り雨乞ヲナシタルアリ」（『相馬藩政史』）とか、「六月十四日、祈雨、この年旱魃となる」（『相馬市史年表』、『相馬市史』）とあるように、嘉永六年は大旱魃で、藩を挙げて寺社に降雨を祈願したものの、その効験も少なく違作となつた年である。まず、前述の『年々万書附帳』から「雨乞い」の記事を拾ってみる。この文書は嘉永五年（一八五二）から明治二年（一八六九）に至る記録で、筆者の佐藤氏は在郷給人で粉奉行を勤めたというのがその閏歴は不詳である。書名から毎年書き綴つた記録、忘備録的なものである。

一、嘉永六丑年四月十四日雨降り其後旱、村々田植可_レ成仕付無_キ仕付_一有

五月時、早が続き水不足で植付けが難しく、五月に入り、

一、五月廿六日、田植雨（乞力）。郷中雷神参詣。

北郷のムラに鎮座する多く雷神に降雨を祈願したと思われるが、その様相も「雨乞い」のこともわからない。

一、六月二日雨乞。栃久保葉山登。郷中、又八日右同断。

二日、八日の両日、北郷の人々が栃窪の葉山（御山村の葉山権現のこと）に登頂し「雨乞い」を行っている。その内

容は不詳。

一、同十五日、海老浜蔵東江天乞。

一、同十六日、烏浜蔵東（天乞力）

どのような人々が、どのような方法で「雨乞い」を行ったかは分からないが、海浜の海老浜、烏浜で行っている。

一、十七日、鹿島妙見社より雷神参詣。神宮寺前二而雨乞。直二屋形阿弥陀寺参詣仕候

降雨を願つて鹿島大神宮（鹿島御子神社）境内に祀られている妙見社、神宮寺境内の雷神を参詣し、そこで「雨乞い」を行う。終つて直に南屋形の阿弥陀寺に向つている。

一、六月十八日、葉山登雨乞。同晩郷中老軒老人。屋形村阿弥陀寺江夕五ツ時、御念仏被仰付候。翌十九日九ツ時迄

二日同様、北郷の人々は老軒老人ずつ出て御山村鎮座の葉山権現で「雨乞い」。次に、前日同様阿弥陀寺で夕五ツ時（午後八時）から翌日の九ツ時（正午時）まで、降雨祈願の念仏を行うことを上から仰せ付かっている。土地の人達が行う念仏と考えられるが、この文言からその内容はわからない。

一、廿一日晩、千駄木火、郷内三ヶ所。寺内新堤東権現山、小山田大火山、屋形利祥寺山

廿一日の晩には北郷の寺内、小山田、屋形で「千駄焚き」が行われた。これは各家から一人ずつ薪（麦藁）を山頂に運び上げ、降雨を願つて大火を焚く行事で、ムラ全体が降雨を願うという大きな決意のもとに行われるものである。

一、同廿八日、烏湊両迎雨乞、南方八九村、海北方ハ拾村、北迎龍王権現村々相下、猪子（獅子）神楽郷内寺院山伏 社家、祈禱前二海老、烏浜雨乞江右之御方御談合猪子神楽右同断、

廿八日には、中郷でも海岸寄りの一九か村（旧真野村中心と考えていいのではないか）の人々が集まり、寺社、修験、社家と談合し、海老浜、烏浜で龍王権現に獅子神楽を奉納し雨を乞うている。降雨を司る「龍王」は、『奥相志』の雷神、水神、八龍権現（海岸寄りでは川子村、小島田村、烏崎村に鎮座）などに比定できるが、後述の文久三年（一八六

三)の「雨乞い」の記事から「八龍権現」を指すものと思われる。

一、晦日四ツ詣（ツツ）、檀原宛木山千駄木火雨乞。郷内一統山何所二而も火付候へハ、青葉焼申候。晦日には、山手の檀原で「千駄焚き」の「雨乞い」が行われたが、檀原一か所ではなく各所で行われたので、野焼きとは異なり青葉の中での火焚き故に「青葉焼」と人々から呼ばれた、というのである。

一、七月十二日朝、俄二雨少々降り申候。悦一先しめり十三日、十四日ハ大根蒔仕付候

七月に入つて、諸々の降雨祈願の効験あつてか、やつと慈雨に恵まれ大根の蒔付けをしたというのである。

文意のとれないところもあるが、以上が「年々万書附帳」の「雨乞い」の記事である。なお、同文書の文久三年（一八六三）五月九日の条にも「雨乞い」の記事がある。それには、

一、九日、烏湊江雨乞。寺院山伏社家、川より南迎ハ姥、小島田八龍権現、川子八龍権現、大内愛宕山羽黒山、烏八龍権現、北向ハ三社御下り。猪子神楽夫より雨乞申候。十一日より少々雨ふり（後略）

とあり、小島田、川子、烏の八龍権現の三社が烏浜へ「浜下り」し、そこで獅子神楽奉納のもとに「雨乞い」が行われている。前述の嘉永六年六月廿八日の条も、これと同様に三村鎮座の八龍権現を烏浜に遷座しての「雨乞い」の行事と推測できる。また、「文書」の中の山頂での「雨乞い」や「千駄焚き」、それに海浜に「浜下り」しての「雨乞い」、寺での降雨念仏会など、種々の祈雨が村人によつて行われているが、その様相について不明な点が多い。次の、宇多郷富沢村（相馬市富沢）の「文久三癸亥年旱り之事」なる地方文書で「雨乞い」についての一端を知ることができるので紹介しておく。

一暮六ツ時より坪田雷神社ニ於て、郷方一同代官衆始として地方諸役人並（ト）獅子神楽各村より相出、老軒老人雨具持参にて参詣仕り候。人々一同音に

雨たんも龍王よ 沖さ雲さつへて ざあざあつと降つてこう くくく

と一応正念にして夜明けまで雨乞仕、（後略）

とあり、六ツ時（午後六時）から夜明けまで夜を通して、坪田（相馬市坪田）の雷神社に役人衆初め周辺の村人一軒一入ずつ、雨具すなわち藁笠姿で参集し、一同で「雨たんも龍王よ」と唱え詞を発し降雨を祈願している。これが典型的な当地方の「雨乞い」の姿であろう。

なお最終章の「民俗資料」に藩の正史『相馬藩世紀』と元家老家に残る『熊川家文書』から、近世の「雨乞い」の行事について触れた箇所を取り上げ一覧にして示したので補完されたい。

(三) ハヤマと東照権現壇

ハヤマ信仰 鹿島町を貫流する真野川の上流に位置する御山辺りの集落から、端麗な山容の葉山が望まれ、その山頂には葉山神が祀られ、ムラ氏神として現在も人々から尊崇されている。その縁起についてはすでに述べた（「杜寺信仰」参照）が、その祭祀方法は他の神社と変わるところはない。この地方のハヤマ信仰を参考にしながら鹿島町内に存在するハヤマについてみていきたい。

ハヤマは阿武隈山地の東側海岸地帯や西側の山裾に多く分布し、奥山に対して里近い端の山をいい、山の姿が端麗で里から一望され、一方山頂からは祭祀するところの集落とその周辺の田圃がよく見渡せるのが特徴である。その典型的な祭りが、真野川の最上流の集落の大倉（飯館村）に現存し、その命脈を保ちながら祭祀が執りおこなわれている。古態を保つこの大倉の葉山祭りは、参加する村人が宿に籠るといふ精進潔斎の生活を送り、清浄な身で祭場にハヤマ神の降臨を願ひ、宣童（神のこばを述べる人）を通して村落生活の禍福、作の豊凶などを伺うものである。

鹿島町で葉山神を祀るのは、『奥相志』によると御山、小池、北右田、塩崎、川子、小島田、上海老の七ヶ所であり、

現在はハヤマ祭りの特質を備えた祭祀は見られないものの、古くは大倉の葉山祭り同様の神事を執り行っていたと考えられている。

御山と上海老の葉山はいずれも出羽国寒川江庄(山形県寒河江市)から葉山神を勧請した伝承をもつのが特徴である。上海老のそれは田中城主相馬郷胤が常々葉山神を信仰し、家来の桑折某を寒川江庄へ代参に遣わし、その折葉山神を勧請し守護神にしたという。桑折某は修験三蔵院と称し葉山神の別当として祭祀を司どり、葉山修験として両海老村の奥参りの先達を勤めるが、後、寛文年間(一六六一―七三)に羽黒派に移り三蔵院を葉山院と改め、明治五年(一八七二)の修験宗の廃止まで続く。当地方に羽黒派以外に葉山修験が存在していたことを示す貴重な例である。葉山院が祭祀する松坂の東照宮二帯の丘陵を地元では葉山と呼称し、この東照宮を五穀成就の作神として信仰しハヤマ信仰の一形態と考えることができる(「権現檀信仰」の項参照)。権現山にある小池の葉山も松坂のそれと同じものといえよう。

町内の葉山祭りの祭日はすべて旧十月八日であり、その祭祀方法は不明であるものの、他のハヤマ祭りの事例に徴してみて、八日は収穫を終えた田の神に作の豊穣を感謝する新嘗祭りを執り行った日でもある。

ハヤマと東照権現壇 北海道地区松坂には北海道の部落はもろろん、太平洋や旧八沢浦までを見渡せる丘陵を土地の人々はハヤマと呼び、また一方では東照権現壇とも称している丘陵がある。その丘陵には松坂古墳群があり、戦時中防空壕に利用し破壊しているが、その山頂の平坦部に盛土をしたと思われるところに小祠が祀られており、それを東照権現と称し、全体を壇と呼んでいる。祠には衣冠束帯姿の神像が祀られ、東照権現の名称から徳川家康の神像と考えられよう。小祠の中には「明治四十一年二月廿五日、風雨順時、五穀成就、愛宕蓮明」と記された棟札がある。愛宕蓮明は、部落の人々から法印さまと呼ばれ、明治五年(一八七二)修験宗が廃止されるまでは愛宕山勝軍寺喜法院と名乗っており、「羽黒派修験日光院派下。愛宕東照宮の別当」(『奥相志』)とあるように羽黒派修験であり、また明治二十六年(一八九三)の「寺社来歴」には「松坂字之内東照権現社有、別当喜法院」(『鹿島町史』)ともあり、明治まで旧里修験喜

法院の系統の人であった。その法印愛宕蓮明が順調な天候のもと、村人のため五穀豊穣を祈願したものであろう。

『奥相志』の東照宮 『奥相志』には、北郷(鹿島町)三十一ヶ村中二十ヶ所に松坂と同様の「東照権現」に関わる記述があるので、どのようなものか、その特色に触れてみたいと思う。

名称は東照宮、東照権現、東照権現壇と徳川家康を神格化しその神号を付してのものである。しかし相馬中村藩では東照権現を祭祀したという記録はなく、藩主が祭祀しないのに多くのムラで祀るとは考えにくく、東照権現信仰とは別系統の信仰と考えるのが妥当であろう。祭祀場所は旧藩領の事例も松坂の東照権現と同様に、高地に手を加え塚(壇)を形成したところに祠を祀っている。これはいわき地方に分布し当地方でも若干の例が見られる。「御塚権現」と同一のものである。

祭祀は横手の場合のように「毎戸一人参拝し新精米を献ず」とあり、祭りには村人達が収穫した新米を精白して供えている。これは作の豊穣を感謝しての新嘗(にいなま)の祭りであり、前述の松坂では東照権現壇をハヤマと呼んでいるように、春には作物の豊作を祈願し、秋には感謝し新穀の赤飯や餅を供える当地方の典型的な作神の一面をもつハヤマ信仰の一形態と見ることが出来る。徳川家康が五穀豊穣の守護神として祀られる例は旧藩領にはない。

奥参りと東照宮の祭日 東照宮の祭日は中郷二十例のうち十一例までが八月八日と庄倒的に多い。当地方では「お山初め」と称する「奥参り」(羽黒山、湯殿山、月山)の始まる日が四月八日で、「お山終い」が八月八日であり、湯殿講が行われた日でもある。一例見られる八月初丑は、湯殿山の縁年が丑年であり、八日同様に湯殿山信仰と関わりがある。他に三月十五日、十七日、九月十五日の祭礼日が一例ずつあることを付け加えておく。徳川家康の忌日に当る四月十七日を祭日にした例は他地区には見られるものの、鹿島にはない。

湯殿山信仰の一形態 人々から羽黒権現、湯殿権現を単に権現とのみ呼称されていた祠に、当時盛況を極めていた東照大権現の東照が付会し、松坂のように神像まで祀られるようになったものと思われる。要するに東照権現信仰は、前

述の「大塚権現」信仰と同様に、湯殿山を中心とした作神的要素をもった出羽三山信仰を唱導する修験の徒が、各地に塚を築き湯殿権現を奉斎し、回国して作の豊穰を祈ったのが多くの土地に定着したものと考えられる。

松坂の東照権現の小祠に「昭和三十三年、別当宝蔵寺」の棟札があり、その年に祠が再建され別当が何時頃からか喜法院から宝蔵寺に移管されたことがわかる。現在では部落での祭祀も絶え、人々から祠の存在も信仰も忘れられようとしている。

(四) 相馬三十三所観音信仰

1、観音信仰と巡礼

観音信仰と巡礼 観音信仰は飛鳥時代に伝来し、当初は現世利益が中心であったが、後に浄土信仰の影響を受けて来世の利益をも説かれるようになり、民間に広く浸透していった。観音菩薩は三十三に身を変えて衆生を濟度する慈悲の仏とされ、庶民の現世利益に応えるものとして尊崇された。そして、三十三ヶ所の寺院に観音霊像を安置し、人々が参詣して回わる風習は平安末頃定着したといわれ、中世を経て、近世に入ってから治安の状態がよくなり、交通機関の整備発達とともに巡礼を容易にし、民衆の行楽を好んだ風潮とあいまって各地に広まった。

巡礼者は、白装束に笈おび、笠、金剛杖といういで立ちで、各自持参の札を納め、ご詠歌を上げ、納経帳に寺印を押してもらい、名を記した木札(紙札)を観音堂の天井や柱などに打ち(貼り)付けて参拝するのが普通の形である。現在の巡礼は車を利用するなどすべての面で簡略化されているが、今もなお観音講中の人々によって観音巡りが行われ、信仰として根強く生きている。

2、相馬三十三観音の成立

相馬昌胤の影響

相馬三十三観音は、歴代藩主の中でも名君とも謳われ、また文人大名として名高い五代藩主相馬昌胤が、正徳年間(一七一〇―一七一五)に相馬中村藩領内の著名な観音菩薩三十三を選び、西国に倣なって霊場として定めたことに始まるといわれている。昌胤は、敬神崇仏の念が強く、社寺に献詠歌を奉納し、名社名刹に代参者を送り、領内社寺の造営修築に努めたことは歴代藩主の誰よりも抜きんでている。その背景には和歌の上達を願うこともあつたが、昌胤自身蒲柳はりやうの質であり、重なる身内の不幸などから自身の息災や一族・領民の平穏と繁栄を祈念してのことも思われる。この三十三観音信仰も、昌胤にとってはそれらの線上にあり、領民に観音信仰を広めることを目的とし、一面では他藩と同じように他郷への名利巡りを制限する意味をもっていたのである。

ご詠歌と藻虫庵雲泉

ご詠歌は打它光軌うたいみつみち(藻虫庵雲泉と号す)によって詠じられたものである。光軌は、昌胤と同じように堂上歌人として著名な中院通茂なかにん・通躬父子に師事し、また京都地下歌壇の北村季吟らと雅交を結び、和歌の奥儀を極めた歌人である。打他家は、越前敦賀で回船問屋を営み、後京都へ上り商活動の傍ら、公家衆など上流社会の人々と交流を深め、和歌など雅みやびの世界でも活躍した豪商でもあつたが、贅沢ぜいぜきな生活と西国の大名貸しによって経済的に破綻をきたし優雅な生活を維持することが困難になった。そのような時に光軌は昌胤の招聘しょうへいに応じ、元禄十六年(一七〇三)、幾世橋(浪江町)に下向し、百石の高禄で和歌所の師範として迎えられた。

ご詠歌は、光軌相馬下向後間もなく昌胤の命で詠まれたもので、「正徳五乙未年仲秋廿一日藻虫庵雲泉」という奥書のあつた「相馬三十三所観音順札和哥」が光軌の子孫打他家に保管されている。

相馬三十三観音の分布は、旧相馬中村藩領の相馬市から双葉町まで広範囲に及び、相馬氏の居城があつた相馬市と、昌胤が隠棲した浪江町に多く見られ、鹿島町は四ヶ所になつてゐる。堂守の宗派は真言宗が多く、二十四ヶ寺を教える。

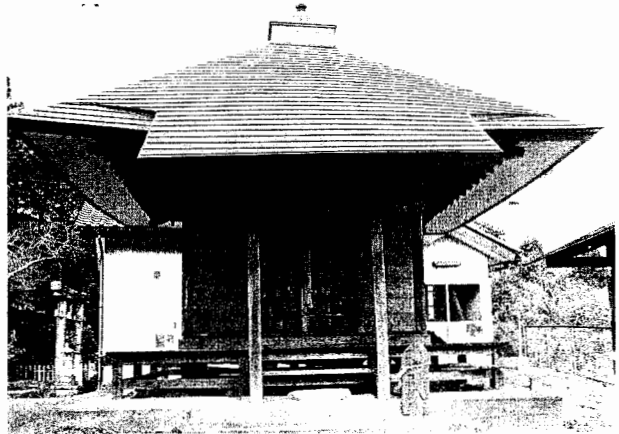
この地方の人たちは「三十三観音参り」といって、「奉納 三十三観世音菩薩 何処の誰々」と書いたお札を作り、お参りしてから三十三の観音堂にそのお札を貼ってくる。

3、鹿島町にある三十三観音

江垂観音堂・

第九番 江垂字

中館。本尊聖観音菩薩。『奥相志』には、「木仏立像二尺七寸、恵心僧都の作」とある。鎌倉末期の作という(『鹿島町史』)。ご詠歌は「受けしその玉の飾りを又分けてほどこす光いやまさるらし」。縁日



相馬三十三観音・九番札所・江垂観音堂



相馬三十三観音・第三十一番札所・小池観音堂

は三月十八日であるが、現在は三月の第二日曜日。この観音堂は山王社(日吉神社)の別当、江垂観音寺内の一堂宇である観音堂に祀られ、古くは大檀那は熊川氏であったという。康永元年(一三四二)、靈山落城の折山王。熊野両神を奉じて江垂の地に鎮座したという伝承をもつ「山王権現」より以前に観音寺が存在し、勧請後に別当寺となったと考えられる。お札・御印の受所 安養寺(小池字御手洗七四)

小池観音堂・第三十一番 小池字御手洗。本尊は十一面観世音菩薩。『奥相志』には、秘仏で胎内には行基作の八寸ばかりの馬頭観世音菩薩像が籠っているという。ご詠歌は「身をわけて人を助くる誓ひとも思はぬ人のいかに迷はん」。縁日は六月十七日、二十七日、七月十日、大縁日が八月朔日、現在は九月朔日。この観音堂は大同二年(八〇七)、坂上田村麿の創建という。貞治(一三六二、六八)年中と寛文八年(一八八七)の二度火災に遭うが、その都度ご本尊は観音の威徳を顕し難を逃がれたという靈験譚もある(「伝説」の項参照)。三代藩主相馬忠胤夫人の帰依もあり、夫人の寄せた浄財で堂宇を再建するなど相馬家とも深い関わりをもっていた。

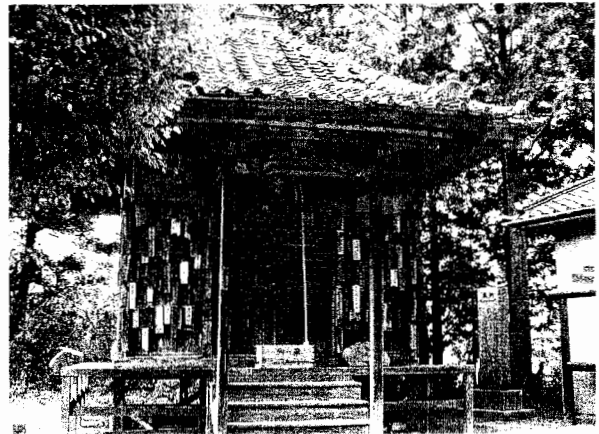
胎内仏の馬頭観世音は、藩政時代から馬の守護神として広く信仰され、旧八月朔日の大縁日には門前に市をなすほど賑わったという。牛馬の飼育が少なくなった現在も、牛馬の安全を願って野馬追の出場者や畜産関係者などの参詣者が多い。藩政時代の別当は、海老の宝蔵寺の末寺普門寺であったが、明治三年(一八七〇)中村城下から移った、かつて真言宗三か寺のひとつの安養寺が普門寺を合院し現在に至っている。お札・御印の受所 安養寺(小池字御手洗七四)

浮田観音堂・第三十二番 浮田字満中。本尊は聖観世音菩薩。『奥相志』には、「木像長五尺八寸、運慶作」とある。調査で像内に貞治五年(一三六六)の墨書銘があることが判明した。ご詠歌は「疲れをも厭はでめぐれ身にめぐる法の車の我を思はば」。縁日は三月十七日。この観音堂の別当の慈眼寺は海老の宝蔵寺の末寺で、初め大田切という南の山にあったが、寛政十二年(一八〇〇)寺堂を岡和田邑細内に、再び文政(一八一八、三〇)中に観音堂を現在地の浮田に移し現在に至っている。慈眼寺は小池の普門寺に、普門寺も明治三年に中村城下から移った安養寺に合院する。

宝蔵寺の虚空蔵菩薩像は松の本木で彫られ、この浮田の観音像は末木をもって作られたとか、またこの観音様を安養寺に移したところ、部落に疫病が流行り再び戻したという伝承もある。お礼、御印の受所 安養寺（小池字御手洗七四）

安倉観音堂・第三十三番 山下字安倉。本尊は聖観世音菩薩。『奥相志』には、「観音堂に、本尊十一面観音、立像五尺二寸、弘法大師の作、正観音、坐像長六尺二寸、慈覚大師の作、馬頭観音、長さ七寸、作者未詳」とし三観音を祭祀しているところ。ご詠歌は

「行なはば妙なる法の花も咲き春に逢はんと猶たのめ人」。縁日は三、六、九月二十日であったが、現在は十月二十日。縁起には、大同二年、坂上田村磨の創建とある。五代藩主相馬昌胤を大檀那に宝



相馬三十三観音・第三十二番札所・浮田観音堂



相馬三十三観音・第三十三番札所・安倉観音堂

永元年（一七〇四）に観音堂が造営され、相馬家の家紋である九曜の紋の使用が認められた。明治二十年（一八八七）旧三月、箕輪山野焼きが大火となり本尊、堂宇ともに類焼し、現在のものはその後のものである。以前は、修験妙宝院（宝積院ともいう）（「氏神信仰」の項参照）が別当であった。明治五年修験宗廃止後天台宗に帰入し別当を継続するが、三代前廃寺となるが、現在も堂守り、鍵持ちとして管理に当たっている。なお現在の祭祀は天台宗常法院渡部有玄氏（相馬市）が行っている。

安倉観音は山下部落で祭祀。縁日は元妙法院の子孫、山下の区長、副区長、総代（三名）の参列のもと、堂内で供養会（古くは護摩祈禱が実修されたという）が行われ、ご開帳となり、一般信者が参詣する。後、旧妙法院宅で直会。御祈禱札は区長から隣組長を通し各戸に配布される。お礼・御印の受所は旧妙法院で鍵持ちの渡部茂美氏宅（山下字安倉一三八）

(五) 海に関わる信仰

海が生活の場である漁師は、危険を伴う仕事柄、特に信仰心が強い。生業（漁業）の項で、海の信仰にも触れているので、ここでは信仰の断片的な事例のみを記しておく。

船霊様 船の守護神として、漁師に信仰されている神霊を船霊様という。船霊様は、妊婦に折ってもらった紙人形をご神体とし、それに紙に包んだ五穀、養子、妊婦の髪の毛などといっしょに新造船の台下し（進水式）に先立って、船大工の棟梁が帆柱の胴のところに、満潮時に人目を避けて嵌め込む。海上の安全と大漁満足を祈願する。船霊様がいるので、船に女性は乗っていけないといい、その理由はわからないという。

安波様 安波様は千葉県から岩手県にかけての太平洋沿岸で信仰されているもので、茨城県の大杉神社の分霊を

勸請したという伝承はあるが、その信仰形態は不明である。

海の安全を守る神というものの、一般的に漁師が「船止め」を強要する「安波様」を意識することが多い。豊漁続きで漁師達が疲れると、烏崎では浜に艫槽を集めて井桁に積み上げ、その上に安波明神の祠を置く。これが飾られると、「安波様が建った」といって漁に出られず「船止め」となる。

この信仰は、スカなどの清浄な祭場に神の降臨を願い、豊漁と漁の安全を祈願して祭りを執行し、終ると神にお帰りを願ったのが最初の形態と思われ、それが次第に休みを強要するものに変容していったものであろう。

豊漁をもたらす神々 真野川に鮭の遡上が盛んだった頃、大内宇袋の浮舟神社のことについて、『奥相志』袋村の条に「明神前にあり。慶長中建立すと。大内、烏崎両邑の鎮守、鮭の豊漁を祈る故、俗に鮭川明神と称す。九月九日、十九日、二十九日神酒を捧げて法楽す」とあり、九月に鮭の豊漁を祈る祭りが盛大に行われていたことがわかる。以前の祭礼は旧暦四月九日と九月九日で、神官が潮水を汲んで神でご神体に振りかけ、また、遷宮祭には海浜に神輿を移し、沖合の清浄な潮水で浄め神事を執り行つたという（『相馬市史』）。前書の大内村の条に「往古、鮭を漁する者、上流上栲窪邑坂上神祇八竜権現を以て真野川の鎮守と崇め豊漁を祈る」とあり、鮭を採る者は上栲窪の八竜権現を鎮守として尊崇し豊漁を祈願したというのである。

また、漁業に携わる人々は南右田や南海老、烏崎の稻荷神社、それに他地域ではあるが小高の蛭沢稻荷とか、松川（相馬市）の川口稻荷とかいうように稻荷神を篤く崇めている。他に、南海老の金砂神社、南右田の川口神社、烏崎の津神社など、また遠くは金華山や鶴岡の善法寺などの諸神社に海上安全、大漁を祈願する。

船 祓 い 漁師は「死より産氣を嫌う」といって、身内にお産があると一週間は船に乗らなかつた。初めて船を出す時は神官の祓いを受けるのが普通であるが、他に「船祓い」と称して、神社から受けて来た幣束を持参して船を出し、波を越したところでまず乗船している人の頭をさすり、次に船の舳先（メオシ）を祓い、艫に來てその幣束を海に流す。死の時も同じで、この「船祓い」をすると清浄な身体に戻るといふ。漁師は穢を極端に忌み嫌い、また漁師は四つ足を口にするものではないといつて固く守るといふように信仰心が特に篤い。

第二節 社寺信仰

一、神 社

近世末成立の相馬中村藩の地誌である『奥相志』に記載されている神祠、仏堂、僧院、社家について別表に示したが、それを通して当時の人々は、多くの神仏を信仰し心の支えとして日々の生活を営んでいたことが推測される。

明治期の宗教政策 明治初期の維新政府は、神道による国民教化を強力に推進するが、それは古代以来の神仏習合、



稻荷様（右）と安波様（左）

現在、宗教法人として登録されている神社の他にも、多くの人々によって信仰されている小祠も多いが、ここでは鹿島町を代表する二、三の神社に触れてみたいと思う。

1、鹿島御子神社

鎮座地と祭神 鎮座地は鹿島町字町一四三番地。ただし、旧社地が西南の方にあり、現在は石柱が立ち注連縄がはらわれている。真野川の氾濫を避けて遷座したという。祭神は天足別命。社伝によると、武道の棟梁神である武甕槌命が、その御子神天足別命とともに陸奥の開拓経営に当り、都に戻る折に後難をおそれて天足別命をこの地に留めて賊徒平定に当らせたという。『奥相志』には、大同元年（八〇六）の創建で、ご神体は衣冠に剣を持った神像とある。

祭 日 元旦の大折禱祭、一月十四日・十五日の鎮火祭（「火伏せ」と「天燈籠神事」）、二月十一日は折年祭、四月二十日が大祭（古くは四月十七日）、十一月二十三日が新嘗祭。鹿島御子神社は、「延喜式神名帳」記載の行方（鹿島町・原町市）八座の中の一社とされ、行方八座とは行方に鎮座している高座神社、日祭神社、冠嶺神社、御刀神社、鹿島御子神社、益多嶺神社、多珂神社、押雄神社をいう。

鹿島御子神社と鹿島神 太平洋沿岸に多く分布する鹿島神と同様に、古代東北開拓の歴史の中で武の神として勧請され、鹿島神の分霊として御子神（苗裔神）が祭祀されたものである。

『三代実録』の貞観八年（八六六）正月二十日の条に

先^レ是、常陸国鹿嶋神宮司云ふ。大神之苗裔神廿八社、在^二陸奥国^一。菊田郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方一、宇多郡七、伊具郡一、…（後略）

とあり、「行方郡一」とは鹿島御子神社に比定され、古代東北の鹿島神の多くは磐城から陸前にかけての太平洋沿岸に分布している。他に「奉建立鹿嶋御子神社 社主鹿島太夫 天歴五^辛八月五日」、「奉造鹿島御子神社 鹿島重太夫 長

元三^庚四月十七日」、「奉造宮鹿嶋御子神社 鹿島清太夫 保延四^戊十月廿一日」などの棟札が現存しており、創建後天歴五年（九五二）、長元三年（一〇三〇）、保延四年（一一三八）に修復された時のものである。また、樹齡千年余といわれる櫻のご神木などもあり、神社の歴史の古さを物語っている。

『奥相志』では、鹿島御子神社を古くは「鹿島大神宮」「鹿島大社」と呼称し、宮司を「大宮司」と呼んでおり、旧社地の近くに「大宮司」が訛ったと思われる「大空司^{だいこうじ}」という地名が残っている。境内には文化十五年（一一八八）四月十五日建立の鳥居があり、西光寺即道上人揮毫の「鹿島宮」の額が掲げてあり、また鹿島神が天降りしたという「要石」もあり、この石の根は土中に広がり地震の鎮めになっているので、鹿島の町では地震の被害は受けないという伝承も残っている。

歴代藩主が尊崇し神田の寄進もあり、その社田は、寛永十六年（一六三九）の検地で三石四斗余、寛保年間（一七四一〜四四）には十二石七斗余であった。別当寺が宮地山神宮寺で真言宗八幡寺派であった（『奥相志』）が、明治初年の神仏分離の際、安養寺（小池）に合祀された。『相馬藩世紀』の慶安二年（一六四九）五月七日の条に「御領分行方郡鹿嶋明神宮御造替、此社ハ大同元年ノ建立ノ由、社家伝説、以前ヨリ及頼破時ハ、御代々御造営、奉行荒川太郎兵衛」とあり、慶安二年に造り替えが行われ、以後造替の折は藩の援助が得られた、というのである。この時は、二代藩主相馬義胤が所願成就のため社殿を建立するが、その時の上棟文には「当社大明神御建立之旨趣者、大檀那平義胤公御子孫繁昌御息災、延命、郡内安全、上和下睦万民豊穰、如意満足、仍而旨如件」とある。また、延宝五年（一六七七）、文政七年（一八二四）などにも時の藩主がこの神社を造営修理し、手厚い庇護を加えていたことが上書によってわかる。

なお、真野川を二〇キロ溯上した上流、飯館村大倉に鎮座している山津見神社が、毎年鹿島御子神社の祭礼日、四月二十日に真野川の河口にある海老浜に神輿の渡御があり潮垢離をとる「浜下り」の神事を執行するが、その日は鹿島御子神社に一泊する。また、正月十四日の夜「火伏の神事」を、翌十五日早晩に「天燈籠の神事」が執り行われる（その他の諸信仰）、「浜下り」の項参照。

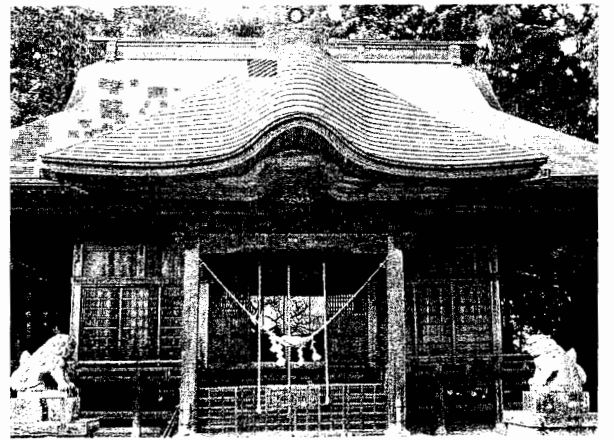
2、日吉神社

鎮座地と祭神 鎮座地は鹿島町江垂字中館。祭神は大山咋命、合祀神として大綿津見神、猿田彦神、熊野神を祀る。

祭 日 古くは四月初申（まゐ）の日であったが、以後変更を重ね、現在は四月二十一日。十三年目ごとの申歳には「浜下り」の大祭を執り行う。

由 緒 日吉神社は明治五年（一八七二）、現在の社号に改める以前は山王権現と称していた。由緒、縁起について『奥相志』に記載されている。それによると、「当社山王権現は往古靈山の鎮守なり。康永元年（一三六〇）三月上旬、国司顕信敗軍靈山城陥る。此時に当り桑折五郎元家山王、熊野両神を勧請し、主従七人、その他六人凡十三人之に扈從し武人の体を変じて七福神に准じ、宝財獅子踊と名づけて皆姿を變じ（中略）戯れをなし権現を当邑に遷し、街路より岐路に轉じ風呂ノ沢に至る。（中略）神託により高地を以て社地となし鎮座す（後略）」とある。

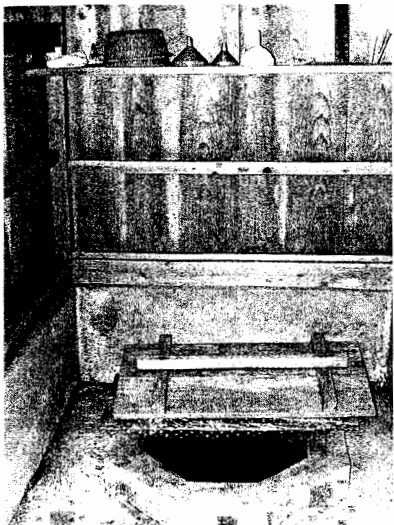
後醍醐天皇の南北朝の時代、北畠顕家が義良親王を奉じて伊達郡靈山城に入った折、顕家が尊崇していた近江国比叡山の山王大権現を靈山に勧請したという。後、顕家戦死後弟顕信が鎮守將軍に任ぜられ、靈山城に入るが北朝方に攻められ康永元年（一三四二）落城となる。その折、北畠氏の一族桑折元家とその扈從の人々が七福神になぞらえて変装を「宝財獅子踊」を踊りながら、山王、熊野の両神を奉じて江垂の中館の地にたどり着き、「高地を以て社地」と定め



日吉神社の社殿



日吉神社に奉納されたサルの人形



日吉神社の御手水

鎮座したという、由緒ある古社である。続いて、烏崎浜に神幸し潮水で垢離する「浜下り」について、『奥相志』は記載するが、別に述べたので、ここでは触れない（「浜下り」の項参照）。

また、「大杉の神木二株あり、烏崎、下海老両浜の漁船山王の神木に注連をかけ網を下すと云ふ」とあり、何故「神木に網を下す」のかその理由は分からない。しかし、烏崎、下海老の漁師達が海上安全、大漁を山王権現に祈願し尊崇していたことは確かで、ご神木は漁の時の「山占め」ではなかったろうか。

ご 神 水 神域に旱魃の折にも水が減ることもない池があり、それをご神水と称し、眼病の人が目を洗うと立ちどころに平癒するといわれ、身を清め参籠しながらお神水（みづ）という涌水で洗眼し治癒を願うもの多く、現在でも信仰されている。治癒すると猿の人形を神社に奉納する。

3、葉山神社

鎮座地と祭神 鎮座地は鹿島町御山字御山下。祭神は大山祇神（倉稻魂秘神）。

祭 日 祭日は十月八日。



葉山神社の遷宮祭

し、祠は栃窪街道の南に当り、日が登ると街道を通行する人馬は葉山神を祀る竹の塚山の影を踏むことになり、踏むと立ちどころに神罰を蒙り、人馬ともども倒れるという災難が度々起こった。そのような中で、永正元年（一五〇四）の四月朔日から七日七夜、暴風雨が吹き荒れ大木が倒れ洪水で人家が流される惨憺たる状態が出来た。葉山の神は他に遷座するためか、また人々を憐れんか、八日目、竹の塚山から光り輝き飛行し北嶽の三本松の峰に止まるのを村人は目撃した。九日目には風雨が止み晴れ上った。村人は光り輝き留まった峰に登り山頂をみると「葉山権現」が厳然として鎮座してあった。人々はその靈異に感動し社を北の山に建立した」といい、現在にいたっている。この時より、別当は宝積院から御山村の同じ本山派修験玉東院（渡部氏）に代っている。縁日は十月八日。以上の縁起伝承から、葉山権現は出羽国寒川井庄からこの地に勧請したことは確かであり、葉山修験との関わりもあると考えられるがよく分らない。

藩主の庇護 葉山権現は相馬家の尊崇篤く、二代藩主相馬義胤は社殿を修復し、家紋の九曜を社殿につけることを許し、次の三代藩主相馬勝胤（後の忠胤）は神田十石を贈る。葉山権現の遷宮すなわち「浜下り」には、藩が長槍十二本、弓十二張、火銃十二挺の兵具と幕一束を貸与するのが恒例となっているなど、藩の庇護を受けている（「浜下り」の項参照）。

石造物の記録 山頂に続く路傍に、多くの祠や石塔が建立されている。「奥相志」には、「葉山権現は郷（北郷）中の鎮守として祀り、右十五祠葉山に在り。葉山の神共に凡そ十六善神を崇す」とあり、

ハヤマとしての御山 真野川の西北、御山の地に山容の端麗な集落の名ともなっている御山。その山頂の平坦部の岩石の上に神社が鎮座している。神社からは御山の集落はもちろん、上は栃窪の集落から下は山下の集落まで眺望でき、社の周辺には樹木が生い茂るという、阿武隈山地に点在する典型的なハヤマの一つである。

御山の葉山神社縁起 『奥相志』記載の「葉山神」に関する縁起には、「昔、千倉庄真野の里（鹿島町）に元都という盲人の者が住んでいた。元都は噂に出羽国村山郡寒川井（寒河江）庄に鎮座する葉山権現の靈験あらたかなることを聞き、杖を曳き寒川井庄にでかけ身を清め社に参籠し六根の罪障を懺悔し、現世、来世の幸せを一心に祈念した。その効験あつてか神殿の扉が自然と開き光明が社頭を照らし衣冠をつけた厳めしいお姿の神が示現し、元都に告げていうことには、『汝の所願は聞き届ける。ついては我を汝の里、真野の入江に勧請せよ』と告げて金のご神像一体を授けた。元都は礼拝して神像を拝受し、それを奉じて真野に戻り、真野川の前より三本松（安倉の竹の塚山、ちなみに元葉山ともいう）祠を建てて祭祀する。時は天長三年（八二六）であった。羽州の葉山権現同様靈験あらたかので、國中から参詣者が絶えることがないほどの賑わいであった」と伝えている。

また『奥相志』の別伝には、「勧請したのは元都ではなく栄法願市という。祠のある竹の塚山には八方に登る道があり、往古は八坊があり、山下の本山派修験宝積院（安倉観音寺妙宝院とも）が別当で、縁日が十月八日であったという。しか



御山の葉山

人々は現在でも御山に登る時には、十五の神々を拝し諸々の祈願をするという。以下、十五神について上段には「奥相志」記載のものと、下段には現在建立の石碑に勒うされたものをあげておく。

15	役ノ行者石像						
14	牛頭天王	小祠					
13	若木大権現神体なし	小祠	縁日十月八日				
12	秋葉大権現神体坐像	小祠	縁日十月八日	秋葉神社	御祭神	火之迦具土神	
11	羽黒山大権現神体坐像	小祠	縁日十月八日	羽黒山神社	御祭神	伊弉波神	
10	月山大権現神体坐像	小祠	縁日十月八日	月山神社	御祭神	月読神	
9	八幡大菩薩神体立像	小祠		八幡神社	御祭神	応神天皇 神功皇后 比売大神	
8	田神	神体立像	小祠	田之神社	御祭神	大山祇神	
7	白山大権現	祠	縁日九月十八日	白山神社	御祭神	伊弉那美大神 伊弉岐大神 菊理姫神	
6	熊野三社大権現	幣体小祠	縁日九月十八日	熊野神社	御祭神	家都御子大神 速玉大神 大須美大神	
5	伊勢神明宮神体立像	祠	縁日十月八日	伊勢大宮	御祭神	天照大御神 豊受大御神	
4	虚空蔵菩薩坐像	祠	縁日九月十三日				
3	千手観音像	祠	女人堂と称す				
2	文殊菩薩坐像	祠	縁日六月二十五日				
1	葉山如来像	坐像堂	葉山神の本地仏				

4、男山八幡神社

鎮座地 鹿島町寺内字八幡林二五六。祭神 誉田別命息長足姫命

祭 日 春季四月五日秋季十一月二十三日 なお「浜下り」と称される式年遷宮大祭は戌年の四月十五日、盛大に執り行われる。

『奥相志』によると、撰社諏訪神社とも藤原興世創建という同じ伝承をもつ。それによると、貞観十一年(八六九)、藤原興世が奥陸、出羽両国の刺史(国司)となり下向し、伊達、宇多両郡境の霊山に居城を構え、まずは賊徒を平げ仁政を敷きその恩恵を蒙り、人々は平穏な日々を送ることができたという。後、興世は冬暖かく水清らかな真野の里に穩棲を希う。この寺内の地は清泉が十余ヶ所から湧出し、興世は理想のところと穩棲の地に定め宏麗な殿宇を建て、余生は仏道に帰依し菩提心を起こし専ら衆人に慈愛の心をもつて接し、人々は興世と真野長者と呼んで敬った、という。

同じ『奥相志』の中の別伝では、記録にないが口碑によればとし、建武中(一二三三―一二三三)、北畠顕家の一族で伊達郡桑折から真野郷に移った真野五郎の三男真野三郎が横手に居を構えていたが嗣子がなく鎌倉将軍に世継ぎを願ひ出、岩松義政が嗣子として下向する。三郎は寺内邑館ノ内に穩棲し、八幡、諏訪両社に神田を寄せ、岩松氏ともども守護神として尊崇する。後、この地を領した寺内、富田両氏とも祭祀を続けたという。但し、『奥相志』の編者斎藤完隆は、仁寿元年(八五一)、興世が陸奥守となるなど古記と縁起とは異なるという、霊山は貞観元年、慈覚大師開山の靈地であり、興世の居城とするのは疑うべきと疑問を呈している。とはいえ、八幡、諏訪両社とも確たる資料はないものの、中世以来の名社であることは確実であろう。

この男山八幡神社は山城国（京都府）の男山八幡宮を勧請し、国土安穩、安産の守護神として地域の人々から信仰されて来た社である。『奥相志』にも、八幡社は「孕婦（妊婦）を守る」といい、「祈る者必ず安産す。故に孕婦皆ここに祈る」とあり、安産の守護神として現在でも妊婦は「おまくら」を借りて祈ると安産である、と広い信仰圏をもっている。

なお、七代藩主相馬尊胤が大檀那として、再建に寄与した正徳元年（一七一）の上棟文の記録も見られ、歴代藩主から尊崇されていたことがわかる。

5、伊勢大御神

鎮座地 鹿島町南柚木字宮前一八。祭 神 天照皇太神

祭 日 九月十六日 縁日は二十六日

地元の人々は上の太神宮と称する。由緒は『奥相志』によると、応永十三年（一四〇六）、岩松義政が行方郡千倉庄（鹿島町）に封ぜられ、鎌倉から海路をとり鳥浜に着き屋形邑に居館を建て居住するようになった。ちなみに、屋形とは義政の尊称がそのまま地名となったものである。

義政は常々伊勢太神宮を尊崇し、荒木田某に命じ伊勢の内宮を勧請、その折伊勢四日市より四日市日光太夫を招請し祠官として祭祀の任に当てらせた。義政が千倉庄屋形に下向し、すぐに太神宮を建立し同行の日光太夫が祭祀の担っている。その経緯は、康正元年（一四五五）の「四日市左門遺書」（『鹿島町史』）に

渡会郡五十鈴川、天照皇太神宮祠官長家行卿末孫にして、伊勢国四日市に住居す、四日市日光太夫、応永十三年当郡に下向、陵所の由緒を見るべし、

右父は四日市太夫なり、子孫へ伝置、以上
右母は荒木田朝臣女

康正元年

四日市左門 八十五歳

とある。

この遺書は、四日市氏二代左門が八十五歳の折、家譜について子孫に伝え置く、という形式をとっている。その内容は、四日市家は渡会郡五十鈴河上に祭られている天照皇太神宮の祠官長を務める藤原家行卿の末孫で、伊勢国四日市に住んでいた。応永十三年、岩松義政の千倉庄下向とともに伊勢皇太神宮の分霊を奉じてこの地に至り、祭祀の任に当たった。由緒は墓所に書き記したところであるが、初代日光太夫の父は四日市太夫で、母は荒木田某の女とともに伊勢皇太宮に奉仕した家柄である、というのである。

この遺書は、応永十三年の下向後五十年の後のものである。後、天正十一年（一五八三）、南柚木字宮前に遷座し現在に至っている。初め奉斎した屋形には、四日市の地名が残っており、歴史の古さを感じさせる。

歴代の祠官は、四日市氏の後孫の鈴木太夫がその任に当り、近世に入り元禄（一六八八〜一七〇三）期には鈴木志摩が、宝永・正徳（一七〇四〜一七一五）期は鈴木下総、寛保・延享（一七四一〜一七五七）期は鈴木主馬・志摩父子が祠官として祭祀を司っていた。鈴木氏は太神宮の祠官として、近世においては社田として一石二升九合三勺を拝領し、作神でもある磯部太神宮（豊年宮ともいう）や同じ稲倉魂命を祭神とする田神、それに熊野社も兼務していた。

この伊勢太神宮は歴代藩主から信仰され、五代藩主の相馬昌胤やその子息で七代藩主の相馬尊胤は材木などを常に寄進しその護持につとめ、特に八代相馬怒胤は敬信の念篤く、安永三年（一七七四）に詠歌を、同五年の折願の折には和

歌及び十二鈴一振を、同七年には諸願成就のお礼として社殿を修復している。天明五年（一七八五）には怒嵐が参詣に訪れて華表（鳥居）を寄進し、再び修復に寄与している。

詠歌を献ずることは、和歌を詠むことによってよい結果が将来されるといふ、歌の靈験を期待する日本文学の伝統に則つての奉納和歌である。

文化十一年（一八一四）正月、大風のため大松が倒れ社殿が崩壊することもあったが、多くの人々の浄財によって再建されている。

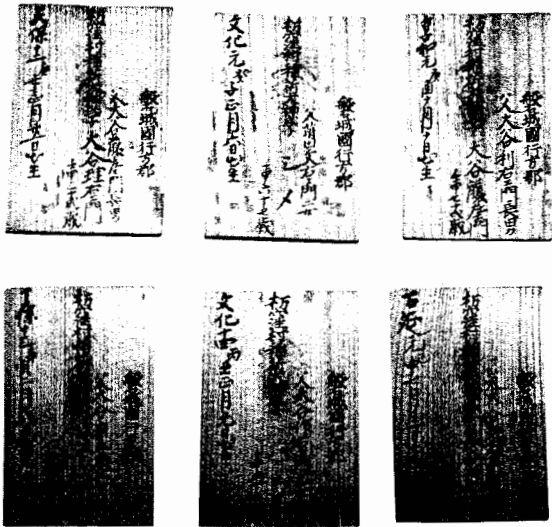
祠官鈴木氏は代々藩領の雅楽所を司る。伝承によると、鈴木氏は雅楽人七戸の太夫家を抱え、明和（一七六四〜七一）の頃藩主より楽料八石を拝領し領内神楽の総帥ともいわれ、大太神楽（十二神楽）、太神楽、大蛇神楽などを演じたという。『奥相志』には、鈴木氏を改め奥下総と称し文政（一八一八〜二九）以降は奥志摩と号し、慶応（一八六五〜六七）中には今下総といった、とあるがこれらは不詳である。

参考までに藩の行事にこれらの楽人達が参加したと考えられる事例をあげておこう。

享和二年（一八〇二）の領内は大旱魃で、降雨を願つて藩を挙げ松川の鵜尾崎（相馬市）での「雨乞い」の大祈禱が行われた。その折「南郷楽人音楽被仰付候。小高郷国王御内陣之納居大蛇相出候様ニ被仰付」（旧相馬中村藩家老熊川家文書 十一）とあるように、南郷の楽人が音楽を奏し、小高郷の大蛇神楽が降雨を願つて舞われたというのである。この「南郷楽人」の「南郷」とは宇多郷より南という意味で、具体的にはこの伊勢太神宮の鈴木氏の率いる楽人を指すものと思われ『奥相志』の「妙見祭祀の時、神楽舞を勤む。鈴木市大夫、森利大夫、森治大夫、森伊大夫、菅野勘大夫（これに断絶した中山・佐藤の二家あり）、是なり」とあり、この妙見祭祀の折の神楽舞を勤めた人たちが、「南郷楽人」と同じ人々と考えられよう。

二、氏子札

氏子調べと氏子札 排仏毀釈の余波として神仏分離政策の延長線上に「氏子調べ」が実施される。それは、明治四年（一八七二）十月、宗門人別改制を廃止し、七月に「氏子調べ」を布告し、出生児はすべて出生国、姓名、住所、出生年月日、父の名を戸長に届け出、その証明書を持参して神社から守りを受ける「神社氏子取調べ」がおこなわれた。その守り札が「氏子札」で身分証明書でもあった。死亡時には戸長を通し神社に返納させ、六年目毎の戸籍改めの際は戸長が確認することであったが、同五年二月から新たな戸籍法が実動化すると意味がなくなり、六年五月には廃止令が出「氏子札」は実効もなくおわつたものの、これは神道主義的発想から公布されたものとして注目される。その大きさは決っており、横二寸、縦三寸である。



氏子札・大谷通泰氏所蔵

氏子札の事例① 当町の「氏子札」の例を若干あげておく。

表

警城国行方郡
父葉山院 長男
北海老村鶏足明神氏子 葉山院
天保三年壬申年六月十三日出生

裏

明治五年甲午四月
神官 森 唯喜

氏子札の事例②

警城国行方郡
父大谷利右エ門 長男
栃窪村稲荷大神氏子 大谷藤左エ門
壬申七十歳
享和元庚酉十月十日出生

氏子札の事例③

警城国行方郡
父薛田文右エ門 二女
栃窪村稲荷大神氏子 シメ
壬申六十七歳
文化元癸子正月六日出生

氏子札の事例④

警城国行方郡
父大谷作右エ門 三女
栃窪村稲荷大神氏子 ハツ
壬申五十五歳
文化十四丙丑正月元日出生

氏子札の事例⑤

警城国行方郡
父大谷藤左エ門 長男
栃窪村稲荷大神氏子 大谷理右衛門
壬申三十歳
天保十二庚丑正月廿二日出生

氏子札の事例⑥

警城国行方郡
父大谷宗五郎 二女
イマ
壬申三十一歳
天保十三壬寅二月八日出生

氏子札の事例⑦

警城国行方郡
父大谷理右エ門 長男
栃窪村稲荷大神氏子 大谷源之進
壬申十二歳
万延元己申七月廿二日出生

氏子札の分析

事例①の葉山院は、上海老村松坂（北海老字松坂）にあった妙照山東臨寺葉山院で、明治五年（一八七二）修験宗が廃止されるまでは羽黒派修験日光院の配下で、地元金の羅権現などを祭祀していた里修験であった。「氏子札」には、葉山院とのみ書かれ氏名が記載されないのは、修験宗の廃止と「氏子札」の発行が明治五年で、制度変更の混乱によるものと考えられる。鶏足明神の祠官は森唯喜で、現鶏足神社宮司森鎮雄氏の祖先である。

事例②から⑦は、栃窪字松森の大谷通泰氏所蔵の「氏子札」である。大谷氏は栃窪の旧家で現在でも東大谷と呼ばれ、「奥相志」には東大谷が大谷作右衛門采地十一石、西大谷が大谷藤左衛門采地六石とある在郷給人であった。なお事例②～⑦の裏面はすべて「明治五年壬申四月、神官渡部實明」となっている。「稲荷大神」は、岩花にあり、宝歴四年（一七五四）に小高郷の蛭沢稲荷を勧請したもので、別当は御山の玉東院であった（「奥相志」）。玉東院は医王山玉東院と称し本山派修験上之坊の末で、渡部實明は修験宗廃止後復飾して神官となる。

三、寺 院

鹿島町の寺院

近世全般にわたって相馬中村藩領の寺院は廃寺、合院の政策が頻繁にとられた。明治元年（一八六八）の神仏分離令、それに同五年（一八七二）の修験宗の廃止によって天台宗に帰入し、中村城下から小山田に移った羽黒派修験本司日光院（後日光寺と改称）などによって、鹿島町の寺院構図が変わり、近世期よりも廃寺、合寺が急速に進んだということができ、以後増減はない。

平成十四年十二月刊の『福島県宗教法人名簿』には、真言宗は安養寺・宝蔵寺、浄土宗は阿弥陀寺、浄円寺、曹洞宗

は陽山寺、浄土真宗は勝縁寺、それに修験宗から天台宗に帰入した日光寺、大蔵寺、光福院、宝成院の七寺三院が登録されている。以下、二、三の寺院の寺歴を概観してみよう。

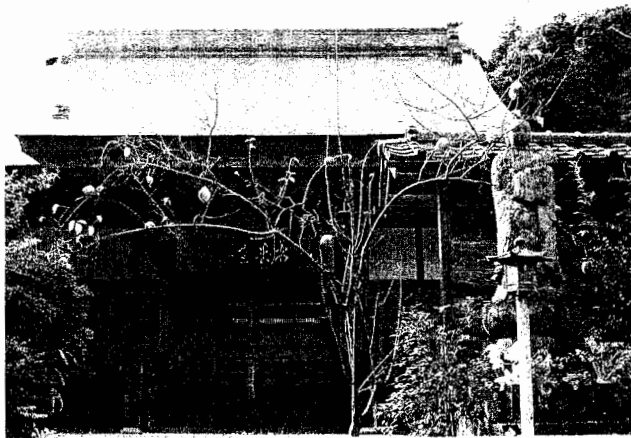
1、久保山地蔵院安養寺

所在地など 鹿島町小池字御手洗七四。宗派は真言宗豊山派、本山は長谷寺（奈良県桜井市初瀬）、本尊は不動明王。

安養寺の歴史 まず『奥相志』によって寺歴を見ていこう。安養寺は元享三年（一三三三）、相馬重胤が下総から行方下向の折随従した古刹で、旧相馬中村藩領真言宗三か寺のひとつで、明治に至るまで相馬氏の祈願寺であった。

相馬氏の小高在城時代には小高郷飯崎邑久保（小高町）にあって、山号はその地名によった。慶長十六年（一六一二）、初代藩主相馬利胤は小高から中村に移城するが、その折安養寺を城下の鷹ノ巣に移し伽藍を造営する。寺域の西に地藏堂を建立し行基作の地藏菩薩を祀り、これによって院号を地藏院と唱えるようになったという。

元禄八年（一六九五）、五代藩主相馬昌胤が涼ヶ岡八幡宮を造営するが、その折長命寺（後、八幡寺に改称し明治になり再び長命寺に戻る）を別当寺にし火ノ沢（後、水沢に改める）から涼ヶ岡に移し、



安養寺本堂

その跡に安養寺が地替えになり火の沢に移る。鷹ノ巣の安養寺伽藍の大門を涼ヶ岡に移し、その寺跡は侍屋敷になったという。その後安養寺は宝永三年（一七〇六）の火災で伽藍とともに什物を悉く焼失し、また明和六年（一七六九）にも野火のために堂舎も灰燼に帰し、続く天明の飢饉で藩財政は逼迫し再建もできなかつた。文化五年（一八〇八）、新馬場の西光院と合院、再び天保六年（一八三五）には田中観音院と合院し安養寺の名跡を継承するが、この時西光院、証覚院など四か寺も合寺となる。明治三年（一八七〇）、真言三か寺筆頭であった歎喜寺が宇多川の南、歎喜寺山から田中の安養寺の寺域に地替えになり、安養寺は小池の普門寺と合寺し、中村城下から移り現在に至っている。

小池の観音 普門寺は小池の観音とも称され、寺域には観音堂があり、十一面観世音菩薩を祀る。この観音像の胎内仏が馬頭観音で、藩政時代から現在に至るまで馬の守護神として広く信仰され、縁日の旧八月朔日には門前市をなす賑（にぎ）きあったという。なお、この観音堂は相馬三十三観音の第三十一番の札所でもある（「相馬三十三観音信仰」・「伝説」の項参照）。他に寺域には文殊菩薩、雷神小祠、白山権現などを祀る。白山様には歯痛の時祈願し、一方女性は参拝するものではないともいつている。

2、平出山摩尼院宝蔵寺

所在地など 鹿島町北海老字北畑二〇。宗派は真言宗豊山派、本山は長谷寺（奈良県桜井市初瀬）。開山は証雄法師、本尊は不動明王、夾侍二童子。

宝蔵寺の歴史 延暦二十年（八〇二）、坂上田村麿が戦勝祈願の後東夷を征して創建したという伝承をもつ古刹である。開山は証雄法印、中興は賢雄法印というが年代は未詳。往古、大和国長谷寺小池坊の直末寺で檀林所（学問寺）であったともいい、十六世秀雄の天正（一五七三〜九二）の頃、相馬氏の祈願寺岩迫山歎喜寺の末寺となる。それ以前は、

江垂邑桜平館主真野（桑折）五郎元家が寺領百石を寄せる檀越として、応永（一三九四〜一四二八）の頃は岩松藏人義政が、そして岩松氏滅亡後は再び桑折氏が檀越となるなど、古い歴史的伝承をもちながらも不明な点が多い。

天正中から慶長（一五九六〜一六一五）にかけて、弾正大弼相馬盛胤の息相馬郷胤が田中城（台田中）主になるに及び、宝蔵寺・五台院・天神堂に同居中の父盛胤とともに寺領を寄せ、祈願寺にしたという。天正中、郷胤は毎年正月四日、堂行と称して宝蔵寺・五台院・天神堂・虚空蔵堂で修行し、領民の安寧を祈願し守札を城中に納めたとか、盛胤・郷胤父子が文安三年（一四四六）銘の古梵鐘を天正八年（一五八〇）に改鑄し宝蔵寺の鐘楼に下げた、など盛胤父子と宝蔵寺との密切な関連を示す伝承が多い。ちなみにその梵鐘は安政元年（一八五四）、異国船防禦のため大砲に鑄造しなおしたとも伝えられている。

近世に入り正保四年（一六四七）、二代藩主大膳太夫相馬義胤は寺領を寄せ、他に仁王門、六角堂を造営するなど寺域の整備に助力している。三代藩主相馬勝胤（後の忠胤）は万治元年（一六五八）、寺田十二石を宛行い、藩領真言宗五か寺とし末寺十三か寺をもつ。五代藩主相馬昌胤は生来病弱で、その故をもって他の藩主より崇仏敬神の念が深く、境内仏の虚空蔵菩薩を一代の守り仏として尊崇し、病の折にはご宝前に病氣平癒を祈り、元禄五年（一六九二）十月に



宝蔵寺の庭・紅葉

奉納したその願文と和歌四首が現存している。昌胤は翌十一月にも、志賀長太夫を遠州秋葉、伊勢神宮、京都北野、祇園社などへ代参として遣わしている（『相馬藩世紀』）。

正徳二年（一七二二）、二十七世堅雄が宝蔵寺に入山し、寺には勿論近郷に「大般若経」がないことを嘆き、檀徒の佐藤弥右衛門、田代弥惣次らに図り、同六年、それらの檀徒の人々が寄せた浄財で京都から「大般若経」六百巻を購入する。享保二年（一七一七）二月二十八日から二十一日間、虚空蔵堂御宝前において真言宗三ヶ寺である歓喜寺、安養寺、長命寺の参列のもと披露が行われた。なお、この「大般若経」は寛文十年（一六七〇）に中野是心が板行し、板木の刻者は藤井六左衛門である。現在でも一月十三日、五穀豊穰、村内安全を祈念して「大般若転読会」が行われ、後に辻札と称し虚空蔵の札が村境に竹に挟んで立てられる。

宝蔵寺の往持は学徳宏才の人が多く、この寺を経て真言宗三ヶ寺すなわち歓喜寺、安養寺、長命寺（八幡寺）に転住することが多かった。

寺域には池があり、その中島には清滝権現、熊野権現、稻荷明神、十二天宮の四祠を祭祀していたが、明治元年（一八六八）以来とられてきた神仏分離政策によって廃社となり、大正七年（一九一八）、代つて弁財天が祀られ現在に至っている。また境内の西の山頂に白山権現、愛宕権現の祠があった。他に、延命地藏尊、子安観音などの石像が立っており、地域の人々から今なお多くの信仰を集めている。その中でも特に村の鎮守のように考えられている「虚空蔵」さまについて触れてみたい。

宝蔵寺の虚空蔵 宝蔵寺の寺号の平出山摩尼院を古くは虚空蔵院とも称し、また当山は「千載の古蹟虚空蔵安置の霊地」ともい、元暦元年（一一八四）、鏡雄法印の創建と伝えられ、本尊能満虚空蔵菩薩を主尊として他に大日如来と文殊菩薩とを祀る。人々からは「海老の虚空蔵さま」として親しまれ、村落生活と密接に結びついて村の鎮守のように

信仰されている。虚空蔵菩薩はすべての人々に広大無辺の利益や安樂を与える仏で、当山のように真言系の祈禱寺院で多く祀られている。

往古、江垂桜平館主真野氏が崇信して仏供田を寄せ、虚空蔵菩薩と右田村の八剣明神とをもつて鬼門の守護としたという伝承をもつ。近世に入っては前述のように、虚空蔵菩薩を一代の守り本尊とした五代藩主相馬昌胤は元禄五年（一六九二）、病氣平癒を祈願し願文と和歌四首を奉納している（『鹿島町史』）。『奥相志』の編者斎藤完隆は、宝永四年（一七〇七）二月二十一日から三月十九日までご開帳をし、参詣者の寄進によって本堂の破損の修理に当たるとし、次の開帳は享保二年（一七一一）三月にもあり参詣者が群集した、とその盛況ぶりを註で説明している。他に『相馬藩世紀』の享保十九年九月二十三日の条に、相馬昌胤は虚空蔵堂が再興しその開帳の折に参詣し白銀三枚を初穂として奉獻したとある。堂宇は文久三年（一八六三）に火災に遭い、慶応元年（一八六五）に再建し現在に至っている。縁日は毎月二十一日で、大縁日は三月二十一日。かつては門前に市が立つほど賑ったというが、今はその面影はない。本尊は運慶の作といわれ、一本の太木の太木で虚空蔵菩薩像と、末木で浮田村慈眼寺の聖観音像が刻されたという伝承をもつ。

虚空蔵信仰 堂の前に池があり、水が澄むと凶事が起るとか、また、池には砂の鮒や鰻が住みそれを捕えると祟りがあるといひ鰻は虚空蔵菩薩の使令とか乗物とかいつて捕えたり、食したりしてはならないという禁忌がある。虚空蔵菩薩は丑寅年生まれの守本尊といわれ、鰻は決して口にするものではないとしている。かつて出羽三山詣の折は、この池で顔や手を洗ってから出発したというが、これは村の鎮守に旅の安全を祈念するという心意からでたことと考えられる。また、十三歳になった男女が、旧三月十三日を中心に厄落をし、開運、智恵授けのため虚空蔵菩薩に参詣する「十三詣り」も行われているが、これは明治以降のことといわれている。

『相馬藩世紀』の享保十八年（一七三三）の条に、会津領柳津虚空蔵別当が継目（相続）のために参上し、藩では虚

空蔵尊と大黒天の二体を進上している記事があり、柳津虚空蔵との深い関わりが見られるが、その内容はわからないし、現在交流はない。

宝蔵寺は地域にとけ込み、村の鎮守的な性格と祈禱寺との性格を合わせ持っている。前者は「浜降り」の行事に見られ、後者は正月に執行する新年の護摩祈禱や村祈禱である大般若会、それに大日如来・勢至八幡講や虚空蔵千人講などに見られよう。

宝蔵寺の什物 古刹ゆえに多くの什物が遺されている。「木像不動明王」など多くの仏像初め、「涅槃画像」、「十三仏画」、「妙見菩薩画像」などの仏画、「牛王宝院版木」、「曳覆曼荼羅版木」、「弘法大師御影版木」などの版木。「大般若経」六百卷などの経典、初代藩主相馬利胤と肥前天草城主で利胤の息女が嫁いだ寺沢兵庫頭などの息災延命の祈願文のある「金剛盤・金剛鈴」、相馬昌胤の願文と奉納和歌など藩主に關わるもの、他に著名人による扁額など一寺にとどまらず当地方の宗教史を考えていくのに欠かせない貴重な什物が多い。

3、中目山岩松院阿弥陀寺

所在地など 鹿島町南屋形字前畑一六八。宗派は浄土宗名越派、本山は知恩院、本寺は梅福山千勝寺。開山は源尊上人、本尊は阿弥陀三尊。

阿弥陀寺の歴史 往古、鹿島村中目にあり、その故をもつて山号を



阿弥陀寺旧本堂

中目山と号す。応永十三年（一四〇八）、岩松義政が行方郡千倉ノ庄（鹿島町）の領主となって鎌倉から海路を下向するが、奉持して来た守仏阿弥陀如来三尊を本尊として、中目で庵を構えていた源尊上人を主僧に招き現在地に阿弥陀寺を開山する。初め院号を道空院と称したが、義政歿後岩松院と改称する。開山源尊上人は、養蓮社良長上人源尊大和尚といひ、浄土宗越派で鎌倉の善導寺良弁上人尊観の末弟で、折木成徳寺（双葉郡広野町折木）の開山良天聖観上人に学び、鹿島地方を中心に布教したといふ。

義政逝去の折、子息義時が父の供養のため阿弥陀寺を建立したとの伝承もあるが、この時義時は三歳であり、後室おはつ御前が関わったともいわれ不詳の点が多い。いずれにしても応永の頃、この地の領主岩松氏の帰依によって栄えた寺で、岩松氏の菩提寺であることは確かである。また、当地方浄土宗草創期に中心寺院として布教につとめ五末寺六供坊をもつ大寺であった。岩松氏滅亡の永正十二年（一五一五）阿弥陀寺の大檀越となった相馬家十四代相馬顕胤は、仏供田として延命前一町六反を、また、九世良周上人に帰依した顕胤は享祿二年（一五二九）、阿弥陀寺に銅鐘を寄進する。その鐘は寛延元年（一七四八）に再鑄されたといふ（『相馬市史年表』）。

近世に入って明暦四年（一六五八）正月、三代藩主相馬勝胤（後の忠胤）が南屋形村のうち寺田として二十石五斗の証印を与えている。五代相馬昌胤は浄土宗に帰依し、藩領浄土三か寺に定めるなど、大檀越としてその保護につとめ、阿弥陀寺に南屋形、南柚木両村の内二十一石五合八勺の加田とその証印を授けている。

本堂は享保二十年（一七三五）の建立で、町内最古の建造物で文化財的な価値が高く、明治六年（一八七三）の小学校令施行の折、寺の本堂を開放し屋形小学校として教育の任に当った記念すべき建物で、旧八沢地区の文教の発祥の地でもある。阿弥陀寺には開基である岩松義政とその子息義時の位牌が安置されており、また寺域には義政の五輪塔、それに初代藩主相馬利胤の弟及胤とその夫人の墓石が建っている。ちなみに近胤は波瀾の一生を檜原で閉じている。



阿弥陀寺日本堂の御本尊

阿弥陀寺の什物 浄土宗の古刹として貴重な什物が残されている。国指定重要文化財の「刺繍阿弥陀三尊来迎掛幅」、同じく県指定重要文化財の「刺繍阿弥陀三尊来迎掛幅」、同じく版木では、「法然上人像版木」他十点、町指定では「善光寺仏像」、「銅鐘」、「高台式唐草模様懸盤漆塗膳椀」などで、他に義政が鎌倉から将来したとの伝承のもつ、春日作の「阿弥陀如来」、「二相對面図」、「十六善神図」、「天神図」など、その什宝は多く、開基岩松義政に関わる資料、当地方浄土

宗名越派の中心的寺院としての資料などが多く継承されており、中世史、その背景となる宗教史を考えていく上で貴重なものである。

阿弥陀寺への信仰 古刹でありながら阿弥陀寺は、地域にとけ込み地域とともに生き続けている。二、三の事例を挙げておこう。

「南無阿弥陀仏」の六字名号を唱えれば、極楽往生できるといふ思想から、葬式の折にも棺のまわりに「六字名号」を書いた和紙を貼りつけて野辺送りをする。また、岩松義政が鎌倉から下向した折「六字名号」を海上航海の守護として信仰し、無事行方（鹿島）の地にたどり着いたという故事から、先の太平洋戦争に出征した兵士達は敵弾を避け、無事帰還できるように寺の護り札を戦場に持参したといふ。このように「六字名号」は死者への供養だけではなく、旅路、山越えなどで遭遇する災難除けとして、また航海安全の守護という幅広く、その信仰が地域と結びついて変容を遂げながら広がりをもつ。

念仏講は宗派に限らず多くの地域で行われていたが、阿弥陀寺を檀那寺とする南屋形、南柚木などでは部落内に死亡者がでると、講中の人々が本堂に集まり念仏を唱え数珠繰りをし供養する。南屋形の場合、上、下の二つの講組があり、それぞれ念仏講と萱無尽講との組織が一体化し宿当番も兼ねていた。後者は萱屋根が瓦屋根となる昭和二十年（一九四五）頃まで続いた。浄土宗の無能上人が阿弥陀寺を中心に巡錫布教したその遺跡も鹿島町内にも見られ、また念仏講なども現代まで行われているのは、その思想が住民にまで浸透していた証左であろう。

阿弥陀堂内に岩松氏縁の子安観音が祀られており、特に地元南屋形では安産、子育ての観音さまとして最近まで、「子安観音講」を中心に篤く信仰されていた。

他に、阿弥陀寺檀家の中、南屋形を中心に北屋形、南柚木など数軒ぐらゐの家で「黒仏」と称し七、八寸ぐらゐの仏像を秘蔵している。それらの家では「仏の餅」と称して旧暦の十一月二十七日に餅を搗いて供える。

4、要石山勝縁寺

所在地など 鹿島町字町一一五。宗派は浄土真宗本願寺派、本山は西本願寺、開基は廓然、本尊は阿弥陀如来

寺の歴史 明治二十一年（一八八八）書写の「寺伝」によると、



勝縁寺

勝縁寺は文化三年（一八〇六）、越中国礪波郡麻生村（富山県高岡市下麻生）の最円寺の二男廓然が、二女を連れて光善寺（相馬市）に一時滞在し、後、行方柚木邑（鹿島町）に移り、五ヶ年にわたり山野を四町歩を開墾する。時の十代藩主相馬樹胤は、その功績を称え賦役を免じ、廓然はその利米二百俵をもって北越の人を六ヶ年間、毎年十戸ずつ六十戸を招致した。新田の開発と六十余戸の新檀家を設けたその功によって、天保五年（一八三四）、本山から賞状と寺号「勝縁寺」が授けられた。天保十一年（一八四〇）、廓然の二男僧宝が鹿島町下町に堂宇を移し、檀家も八十戸となり、後、現在地に移ったとある。

『奥相志』には、南柚木村と、鹿島村の条に勝縁寺の記事が見え、「寺伝」と少し異なる。まず、越路山と山号が異なり、また西本願寺派の勝縁寺は「浄土真宗東門跡派八幡山正西寺派下」とあり、東本願寺派の正西寺派下といい、『奥相志』の中の両村の記述にも、最初に庵を開いたのは南柚木で相馬清水と違っている。それに文化七年（一八一〇）「加越（加賀、越後）の来民百余戸」をもって檀家とし、その功によって「永年貸地三石の田を受けて寺料」として開山したといい、開山時も異なる。異伝の生じた理由は判らない。今後移民史を調査する中で解明されるであろう。

相馬中村藩では、天明、天保と大飢饉が続き領民の死亡、逃散が続出し人口が激減し耕地も荒廃、藩経済も疲弊し切った。その藩領の復興策のひとつが浄土真宗門徒農民の移民の招致であった。藩では、教線拡大を図る浄土真宗教団との連携のもと北陸中心にその門徒を移民として招致し、藩の政策として新軒（新百姓）取立を行う。その嚆矢は享和二年（一八〇二）、越後国蒲原郡の一家三人が中村城下浄土真宗光善寺の家抱となり、後、新軒取立を受けている事例であろう。開基廓然も一寺光善寺に滞在しており移民招致に光善寺は深く関わっていたことが考えられる。廓然も門徒招致の施策に同調し、門徒とともに新天地相馬に移って開拓に当り、その功によって本山から「勝縁寺」の寺号を、藩からは寺領を受けたのである。

5、田中山旧号島月山陽山寺

所在地など 鹿島町鹿島字二〇〇。宗派は曹洞宗、本山は永平寺、開基は田中忠次郎郷胤、開山は新祥寺五世喜庵俊擎和尚、本尊は釈迦如来。

山号は、天正年間（一五七三〜九二）から相馬氏の一族田中忠治郎郷胤の居城となった田中城からの命名で、寺号は慶長六年（一六〇二）に死去した郷胤の法号陽山青公大居士による。郷胤は初め南屋形の求門院に葬られるが、後、鹿島に後世功德のために仏寺を建立し田中院殿陽山青公大居士を追贈し菩提を弔い、初代藩主相馬利胤は寺田を寄進し、二代藩主相馬義胤も事あるごとに遺徳を偲んでいる。

七代藩主相馬尊胤の寛延三年（一七五〇）には百回忌の、九代藩主祥胤の寛政十二年（一八〇〇）には百五十回忌の法会を行い卒塔婆を立て供養している。

寺には六百巻のうち八巻欠けた大般若経を所蔵する。伝承によると天明の大飢饉の折、真野川畔で大般若経八巻を焼き餓死者を供養し、攘災を祈ったという。その場所はもとの鹿島橋の南側で、現在でも「八巻川原」という地名が残っている。

文政十一年（一八二八）十月、九十余軒が焼失した鹿島町大火で陽山寺も類焼したものの、元禄（一六八八〜一七〇四）以降の過去帳が現存する。なおこの文政の頃、烏林山専法寺が陽山寺に合院している。

昭和十七年（一九四二）六月、曹洞宗管長の高階瓏仙ろうせんによって山号を祥雲山と改め、同三十四年には本堂が再建され、格天井の絵画は現住職石井孝明師によるものである。

6、朝日（旭）観音堂

朝日観音堂の歴史 朝日観音堂の創建について、『奥相志』には、「中右田にあり。縁日は九月十七日。別当真言宗大悲院。縁起不詳」とあるものの、縁起書には「観音妙智力、能救三世間之苦」と観音の靈力を説き、「貞享三年（一六八六）、相馬弾正少弼君ヨリ為レ堂領高巻石御寄附アリ」と五代藩主相馬昌胤より一石の寺領を拝領したとある。

別当 別当は部落内の法印宝成院であったが、明治五年（一八七二）修験宗が廃止されその後真言宗に帰属するが、昭和二十二年（一九四七）頃廢寺となる。その後を承けて陽山寺が一時的別当を勤めたが、昭和四十八年（一九七三）より宝蔵寺が別当として九月七日の祭礼を執行している。宝成院なる修験は『奥相志』に見えず、本山派修験上之坊派下の東海山宝搭院の系累と考えられる。明治五年、堂宇が破損し同十八年（一八八五）、旧真野地区を中心に鹿島町から上真野村まで広範囲に寄付を募って再建をしている。信仰圏の広さを物語っているといえよう。

観音堂の運営と祭礼 昭和七年（一九三二）、観音堂は新築された。観音堂改築のため毎年五升抛出しているが、通常は、「基本金トシテ白米一升積立ルコト」とあるように、白米一升を積立てそれを基に管理、運営していた。

次に祭礼の様子を『朝日観世音祭典宿当番帳』でみていきたいと思う。『当番帳』は、明治四十三年旧八月十七日から昭和六十年九月七日までの記録であり、最初の年の規約が基本となっている。それによると毎年九月七日を祭礼とし、前日、二人の宿前は祭礼の旗を立て堂内清掃し、町へ買い出掛ける。その品物し神酒三升、焼酎一升、饅飩それに菓子折となっている。宿では蠟燭と線香を用意し、祭典執行費用は、毎年白米一升を積立てた基本金より半金を支出し、その残金は信者が拠出する。法要の後直会となり、この時は必ず饅飩を食するものとしている。昭和八年（一九三三）の記録には、「今晚ハ青年盆踊、朝日観音庭前」とあり、青年主催の盆踊りが堂前で行われ、部落の楽しみ事のひとつ

となっていたことが分る。敗戦の翌年の昭和二十一年九月七日の記録には、「御酒三合拾円、初穂料一金拾円、繰越金七十銭、一戸当り経費二円、学児童二六円与フ。本年度稲作ハ近年ニ無キ好天候ノ為晩生、中生共花終リ、終戦第一年ノ食料不足デ米一升ヤミ六十円、馬令薯一メ目廿円、カラ麦一俵一千円、トウキミ六、七本十円、カボチャ一ヶ廿円、動力作業準備中」とあり、敗戦の混乱期の祭典の様子、それに食糧不足と物価高の生活苦の様相が分る資料でもある。その苦しい経済状況の中に祭典を執行しているのは、観音に対する尊崇の念が人々の間にあつてのことであらう。

昭和三十六年の祭典には、法会終了後一時から映画鑑賞のため一人百五十円を徴収し、映画代一人百円、往復のハイヤー代二百四十円を支払ったなど、映画全盛期の時代を反映した記述なども見られる。

全体を通して、稲作の状況、その栽培の種類、蚕の掃立てから収穫までの農業全般のことから、部落の出来事まで記録されているのは当時の世相を知る上で参考にならう。昭和六十年（一九八五）までの記録が現存する。

6、華輪山日光寺

所在地など 鹿島町小山田字戸の内五十八。宗派は天台宗、本山は比叡山延暦寺、開山は聖海上人、本尊は阿弥陀如来。



日光寺

修験寺院であった日光寺

日光院は相馬中村藩領羽黒派修験本司であった。修験道を実修する修験者は、人々から山伏とか法印さまなどと呼ばれ、地域と密着しつつ生き続けてきた。明治五年（一八七二）、大政官布告で修験宗が廃止され、修験者は改宗して天台宗や真言宗の僧侶となり、あるいは復飾して神職についたものの、相馬地方ではごく最近まで天台宗門派に属しながら緇衣を纏い、神官の祭事祈禱、僧侶の葬儀法要を兼ねた宗教活動を行っていた。それは鎮守の別当として月待、日待に参加するとともに、春秋の家祈禱に関わる形でムラの家々の神を祀り、さらには厄除け、地鎮祭、道切りなどの加持祈禱を通してムラや家とを深くつながりを持っていた。要するに、修験道は庶民の生活に行き続けた宗教であった。この間、修験者は修行のため諸国を遍歴する機会も多いため、各地の新しい文化や知識を地域の人々もたらすという重要な役割を果たし、そうしたなかで特に近世末においてはムラの知識人として寺小屋を開き、庶民の子弟の教育に携わることもあった。明治の学制発布時において修験者が開いた寺子屋がそのまま小学校となり、修験者自身が最初の小学校教員になった事例も少なくなかったのである。

旧相馬中村藩領には、本山派の上之坊と羽黒派の日光院という二つの大きな修験道の勢力があった。日光院は、明治五年（一八七二）、天台宗に帰属し、比叡山延暦寺の末寺となり、旧中村城下から再び故地である小山田村に移り後、日光寺と改称する。ここではその寺歴について概観したいと思う。

山号と寺号

日光院は、相馬中村藩領宇多・行方・標葉三郡の羽黒派修験の本寺として、代々本山より大先達阿闍梨法印に任ぜられていた。日光院は、初め行方郡真野郷柵窪邑華輪山にあり、この地名をもって山号にし、また寺号は鹿島町を貫流している真野川の上流の奇石立石に因んだものである。慶長年中（一五九五～一六一四）に華輪山の近くの小山田邑に移り、延宝年間（一六七三～八〇）には中村の城下に移った。寺号に関していえば天正十四年（一五八六）の補任状の「日光坊」から寛文九年（一六六九）の補任状では「日光院」に変わっている。なお正保四年（一六四七）、

日光院が小山田にあったとき、羽黒山別当宝前院天宥から「小倉山」の山号と「長安寺」の寺号が授けられ、一時「小倉山長安寺」と号したが中村に移る際再びもとの「華輪山立石寺」に復したといわれている。しかし、寛延年間（一六七三〜八〇）から安永年間（一七七二〜八〇）にかけての本山からの発給文書には「陸奥州相馬中村城下小倉山長安寺日光院」とあり、「小倉山長安寺」と「華輪山立石寺」は併用されていたものと思われる。

日光院と相馬氏との関わり ところで、日光院は元享三年（一三三三）、相馬氏六代相馬重胤が総州より行方郡（現原町市太田）に下向した時、随付した旧院であった（『奥相志』）というが、寺伝にはこの記事はない。相馬氏随付という縁起は、相馬中村藩領の著名な寺院の多くに見られるものであるが、それはおそらく領主との関係を強調した創話と考えられる。

寺伝によれば相馬氏との関係は、重胤の孫八代相馬胤頼の代に相馬氏の祈願所になったことに始まる。南北朝争乱のこの時代、小高城を中心に宇多庄への勢力拡大をはかっていた胤頼と、山岳抖擻とさなど修行を積んだ日光院聖海との思惑が一致し、羽黒派修験の力を結集した聖海が相馬氏に組し、地理に詳しく情報源を持った修験者としての職能を存分に発揮することで相馬氏を勝利に導くなどの功績を挙げたことから祈禱所たることを仰せつけられたものと推測される。聖海は正中元年（一三二四）日光院を継承したが、じつは栃窪の住人渡邊美濃であった。

羽黒派修験 日光院を継承した年に聖海は羽黒山に入峯し、正中二年（一三二五）には、羽黒山執行泉慶より「峯中先達職密法」を伝授された（『日光院相統記』）。短期間で入峯者を導く修験道極意の印信である「先達職密法」を授けられたのは、聖海が日光院を継承する以前から日光院の代々が羽黒山で修行を重ねてきた結果としての伝授と見るべきではなからうか。したがって、この伝授に関する記述には、聖海の代に日光院が当地方の羽黒派修験の統率に成功したことを象徴したとみなすことができよう。

日光坊の霞 日光院（現日光寺）に現存するもとも古い文書は、天正十四年（一五八六）の羽黒山大先達宝善坊慶俊の「奥州相馬日光坊」に宛てた発給の霞状「定 奥州行方郡併椎葉事 右任先例之筋目今度修験中諸行人先達職申付 事実正也 各々此旨可被存知者也 仍執達如斯 天正拾四年四季丙 戌六月吉日」である。この文書は、すでに天文二十一年（一五五二）に「宇田之庄」二十八箇村を霞場として与えられていた日光坊の霞支配が行方・椎葉（標葉）両郡に及ぶことになったことを示している。寛文九年（一六六九）の補任状では相馬中村藩領宇多・行方・標葉の三郡の羽黒派修験の先達権と火注連の執行権を確立しており、羽黒派修験の本司として活躍するようになったものと思われる。

峰中修行の四先達の二つ 貞享四年（一六八七）から日光院は、羽黒山峯中修行の四先達の一人として狩（駈）の役（山地巡歴の实地指導者）を務めるようになる（『神道大系』―秋峰床帳―）が、これは里修験としては稀なことである。こうした重役を務めるようになった理由としては、羽黒山の別当宥源が文禄年中（一五九二〜九六）日光院に寄留したこと、本山派の本司上之坊との間で本末をめぐる確執があった際、羽黒派と本山派は別派であるとの裁許を幕府から得たことなど、大きな成果を引き出した功績によつてのことであろう。

本山派上之坊との論争 日光院九代源盛の代の慶長十八年（一六一三）、本山派上之坊との間で激しい論争が起る。羽黒修験の総本司の日光院に対して、本山派総本司の上之坊が自坊の霞内の日光院とその配下に対し出仕するように命じたことが発端であった。この問題は藩内では埒が明かず幕府に訴訟を起こすが決着はつかなかった。そこで家康に直訴したところ、家康は本山派と羽黒派は別山という画期的な裁許を下し日光院は勝訴する。この裁許は羽黒派を幕府が公認するという極めて大きな結果に結びついたもので、羽黒派にとつて日光院の功績は極めて大きかった。また羽黒派修験が各地で本山派から独立するための争論を起こす嚆矢こすしとなったことなど、宗教史上画期的な出来事であった。

相馬氏とのかわり

近世の相馬中村藩領にあって日光院は、本山派上之坊とともに藩主相馬氏の祈願所としての役

割を果たし、領民の諸々の祈禱などに尽力する。相馬氏のための祈禱は前述のように南北朝期の胤頼の時代に始まるが、残念なことに元禄期まで具体的な記録はない。元禄十三年（一七〇〇）三月、日光院が藩主相馬昌胤から密かに御祈禱を仰せ付かったという記録がある（『日光院相統記』）が、このような祈禱は昌胤の代に限らずよく行われていたものと見てよいのではなからうか。藩主昌胤はことに敬神崇仏の念が篤い人で、日光院には「護持御史中丞平昌胤」という署名入りの「紙本著色秋葉三尺坊画像」という名品が什宝として残されている（『民俗資料の日光院』の項参照）。

藩領での勢力 日光院の藩領での勢力を見る場合、参考になるのは延享三年（一七四六）の羽黒山荒沢寺蔵の『羽黒派修験連名帳』である。これによれば、日光院配下の寺院は、宇多郷二五院、北郷二三院、中郷二四院、小高郷一〇院、山中郷六院、北標葉九院、南標葉七院の合計九四院となっている。当時の日光院は中村城下にあり、寺領、社領併せて二三石三斗余を食んでいた。『奥相志』栃窪邑の頃には祈禱檀家および減罪檀家（火注連檀家）とあり、それを職掌とし、城下中村への移住後も羽黒派の本司をしての職掌を務めながらも、本貫の地である栃窪邑の檀家との結びつきを維持していたのである。ところで、延享三年（一七四六）に日光院は九四の末寺を有していたが、天保期（一八三〇）に入ると末寺の数は三七ヶ寺（『奥相志』）に減っているが、その原因としては、天明・天保の飢饉による廃院や合院のためと考えられる。

修験宗廃止後 明治五年（一八七二）、修験宗廃止によって日光院は直に天台宗に帰属し、比叡山延暦寺の末寺になり、旧中村城下から再び小山田邑の旧地に移り、以後相馬郡内の宗務触頭、宗務部などを務め、郡内天台宗の中心寺院として活躍することになる。昭和十五年（一九四〇）には日光院は日光寺と改称し、同六十二年（一九八七）には本堂を新築し現在に至っている。

第三節 浜 下 り

一、鹿島町の浜下り

浜下りとは 鹿島町を貫流し太平洋に流れる真野川流域に点在する多くの寺社は「浜下り」の神事を執り行う。この神事は、日時を定めてご神体を神輿に移し行列を組み、真野川河口近くの鳥、海老の海浜に渡御し、そこに聖なる場所を設け、海に對つて遷座した神輿に潮水を奉納するものである。これを「浜下り」、「浜降り」、「お浜下り」、「磯下り」、「潮垢離」、「おさがり」などと呼称し、太平洋沿岸の各所の河川の流域に広く分布する。

福島県の中でも真野川周辺には、多くの「浜下り」の神事が集中している。この神事は歴史的に古い文化、伝承をもつところに見られるの



葉山神社遷宮祭



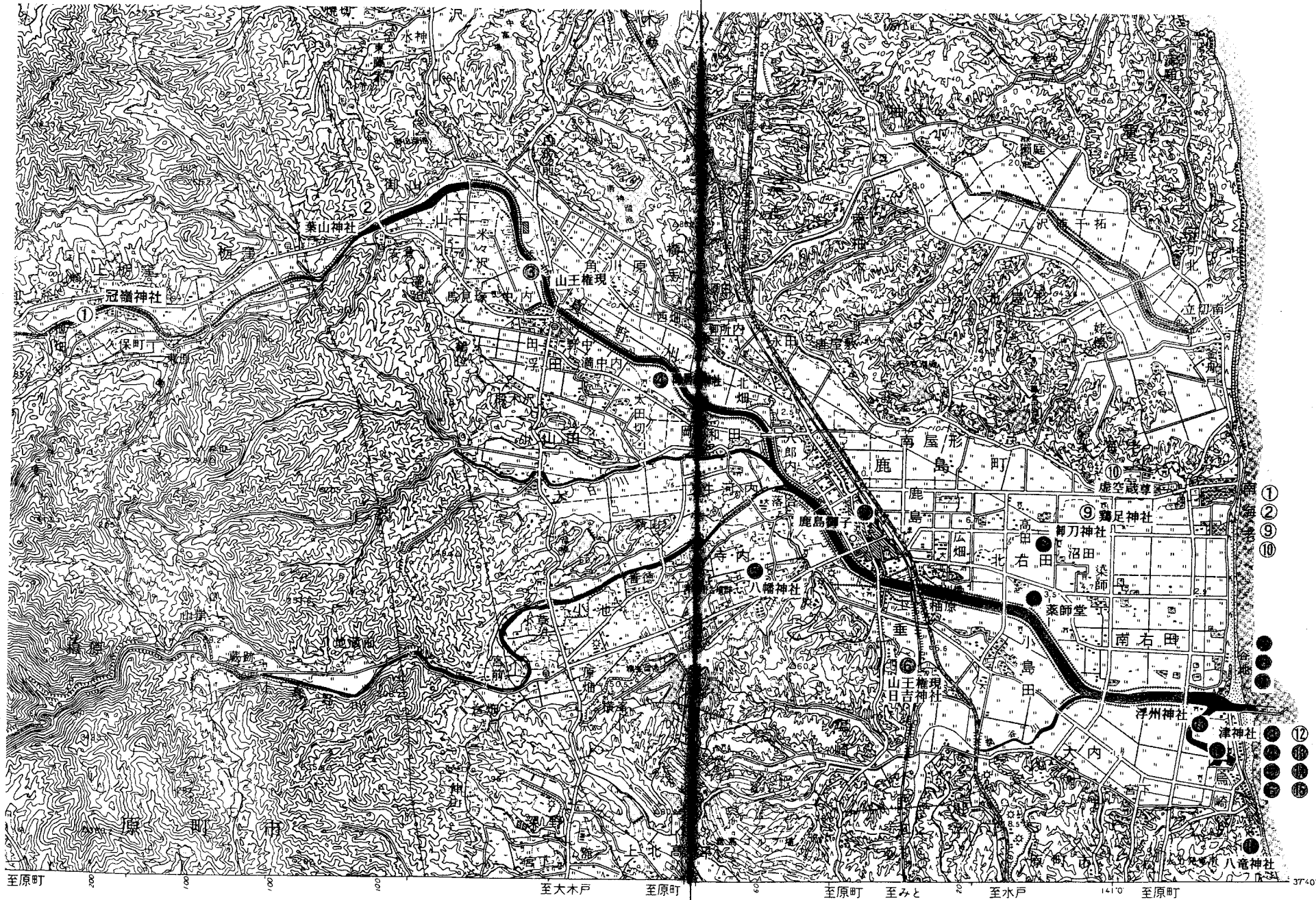
虚空蔵尊御浜下り遷座式



鹿島御子神社遷宮祭



御刀神社遷宮祭



鹿島町浜下り位置図

も特徴のひとつであり、この鹿島町も例外ではない。鹿島町は古墳文化の宝庫であり、その中でも真野古墳群はその貴重な出土品から大和朝廷との交流が密であったことは確かであり、また八世紀前半には北進の前衛基地として行方軍団が置かれたと推定され、また後半には笠女郎が大伴家持に贈ったという「陸奥の真野の草原^{さかの}遠^{とほ}けども面影^{おもかげ}にしてみゆといふものを」という和歌が万葉集に収録されているが、この「真野の草原」は、都人にとってそのイメージがすぐに想起できるほど知られたものであったことを意味する。真野の地は奈良の都と直接交流をもち、当地方古代文化の中心地であったと考えられることで理解できよう。

真野川周辺の浜下り一覽 真野川周辺で「浜下り」する寺社は次の一覽の通りである。

地域名	神社名	祭日	神幸地	備考
上板達	①冠嶺神社	四月八日	海老浜	毎年行われ「氏子が青竹に汲んできた潮水を御神体に振りかける。」宝財踊り、手踊りが奉納される。
御山	②葉山神社	四月八日		天保二年・安政三年、明治二十一年の「御神楽列帳」がある。
山下	③山王権現		烏浜	十三年毎（申年）に行う。「奥相志」

地域名	神社名	祭日	神幸地	備考
岡和田	④降居神社	四月八日	烏浜	【奥相志】
寺内	⑤男山八幡神社	四月八日	烏浜	十三年毎（戌年）に行う。
江垂	⑥日吉神社	四月初申日	烏浜	十三年毎（申年）に行い、宝財踊り、おつづら馬、弓芸が奉納される。

地域名	神社名	祭日	神幸地	備考
右田	⑦薬師堂	四月八日	高屋釜の浜	十三年毎（戌年）に行う。小島田神楽が来ないことと神事が行うことができないとい、神楽・田楽が奉納される。
右田	⑧御刀神社	四月十五日	高屋釜の浜	十三年毎（子年）に行う。
海老	⑨鶏足神社	四月初め	海老浜	十三年毎（酉年）に行う。
海老	⑩虚空蔵尊	三月二十一日	海老浜	十三年毎（丑年）に行う。古くは八月にも実施していた。
町	⑪鹿島御子神社	四月二十日	右田浜	十三年毎に行い、真野川で潮垢離。

地域名	神社名	祭日	神幸地	備考
大内	⑫愛宕神社	六月二十四日	烏浜	漂着神。【奥相志】。現在では行われていない。
大内	⑬浮州神社	四月九日	烏浜	漂着神。十三年毎（子年）に行う。【奥相志】。
烏崎	⑭津神社	四月八日	烏浜	十三年毎（丑年）に行う。
烏崎	⑮八竜神社	四月八日	烏浜	毎年行う。

二、江垂、日吉神社の浜下り

日吉神社の浜下りは、昭和五十三年（一九七八）に県の重要無形文化財に、翌年には記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財に選択された。その際鹿島町教育委員会と日吉神社お浜下り大祭祭典委員会では詳細な『鹿島日吉神社のお浜下り』という報告書を刊行している。

ここでは、『奥相志』記載の「浜下り」関連記事を中心に、県指定を受ける前の昭和四十三年（一九六八）の一連の「浜下り」神事をそれに前述の報告書を参考にしながらみていきたいと思います。

江垂の日吉神社 日吉神社は古く山王権現と称し、霊山の鎮守であったが、康永六年（一二三二）霊山城落城に伴い、桑折五郎元家とその扈従の人々が身をやつし「宝財獅子踊」を踊りながら、山王権現のご神体を奉じ江垂宇中館の現在地に社地を定めて祭祀した、という縁起をもつ名社である。

『奥相志』には、「康永三年^甲申年四月初申日遷宮祭祀を行ふ。郡主行列して山王の鳳輦を守護す。宝財神楽之に列す。鳥崎浜に神幸し潮水に垢離すと云ふ。爾来祭祀十三年を以て期となし今に至るまで古例の如し」とあり、康永三年（一三四四）四月の初申の日、初めて遷宮祭祀を執行し、郡主が山王権現の神輿を守護し、それに宝財神楽が従い鳥崎浜に神幸し潮水で垢離をとったという。それ以来十三年目の申年に鳥崎浜に御輿が渡御し、『奥相志』が成立した近世末まで古例古格に則って長い間にわたって「浜下り」神事行われた、というのである。

昭和四十三年の浜下り 昭和四十三年（一九六八）申歳の「浜下り」は、旧真野村の塩崎、川子、鳥崎、大内、寺内、小島田、江垂の七部落参加のもとに行われた。特に十三年目ごと、祭に先立っての屋根替えは神事の中でも最大の行事であったが、萱不足等の事情からこの年が最後の萱葺き工事となり、以後は銅版葺きとなる。

祭典の準備 ⑤の「浜下り」は旧真野村、すなわち七つの部落挙げての大きな祭りであり、その規模も大きくなります。初めに祭典執行のための諸準備についてみていきたいと思います。祭典の四年前の昭和三十九年（一九六四）から準備に入り十一月氏子会、総代会で神事全般の計画をこの年に立案する。四十年（一九六五）から三年積立て計画で奉賀米と称し、氏子一人米一升ずつ醸出しそれを基金とする。この浄財は祭典に先立って玉垣、お神水場みづらしなどの修繕や諸工事に充てられ神域の整備がされる。

四十二年（一九六七）二月、供奉の各部落から祭典委員を選出。総代、区長会で浄財の募金について具体案を作成し、祭典執行方法について審議。この折、屋根替え工事は予算の関係から銅板葺きは無理ということになり従来通り萱葺きとすることに決定。三月には、第一回祭典委員会がもたれ、総代、各部落の区長及び部落選出の祭典委員の中から互選で祭典総裁（明治二十九年（一八九六）の列帳には本締とあり、以前は総裁を本締と呼称していたのであろう）一名、副総裁二名（前述の列帳には祭典係りとある）、他に会計二名などの役員を選出する。この折、古例を基に大正九年（一九二〇）に条文化された「郷社日吉神社特別祭典例三十三条及び細則二十八条」を確認し祭典執行方法、予算、屋根替え工事について審議する。部落においては部落氏子会を開く。

十月、第二回の祭典委員会を開催し、祭典予算の決定。供奉部落の奉納芸能、お供人数の確認をする。
十二月、総代、区長会で屋根替え工事について話し合いがもたれ、棟梁を鳥崎の佐藤亀乃氏に依頼し、萱は地元の江垂の萱山から刈り出すことに決る。

四十三年（一九六八）一月、第三回祭典委員会が開催される。この日地元江垂部落の「宝財踊」の仕度揃いがあり、会では屋根替え工事にもなう下遷宮祭、奉納芸能の種目、人員、服装について、また供奉人数の再確認が行われた。

下遷宮祭と宝財踊り 昭和四十三年（一九六八）一月二十八日、ご神体を本殿から宮司宅の仮殿に移す下遷宮祭が執行される。この折「宝財踊り」が奉納される。「宝財踊り」は「浜下り」には欠くことのできない踊りで、この踊りを

奉納しなかったところご神体が動かなかったとか、錠があかなかったとかの伝承をもつ。この「宝財踊り」については「奥相志」には、霊山城落城の折、桑折元家とその扈従が山王、熊野を奉じ、七福神に変装し「宝財獅子踊」を踊りながら江垂に落ち延び社を建立したとある。

この「宝財り」は、師匠三名（踊り師匠二名、笛師匠二名）、世話人一名、踊り手七名（柄杓回し、子供懐抱き、山伏、獅子、箆籬下冠り、道心坊、座頭、笛吹き）より成る。踊りは、「神の社に榊を植えて、折って一枝欲しうござる。神の社に榊を植えて、折って一枝欲しうござる」の前歌に、続けて「柄杓回しも宝財だ。子供懐抱きも宝財だ。山伏も宝財だ。獅子も宝財だ。箆籬下冠りも宝財だ。道心坊も宝財だ。座頭も宝財だ」と輪になって繰り返し踊り続ける古い形式をもつものである。現在は「宝財踊り」と呼称されているが、「奥相志」などでは「宝財獅子踊」といい、他に「宝財神楽」とも「宝財獅子」とも呼ばれている。これは神座を設け神と勧請し、神前で鎮魂、清め、祓いを行う祭りの折に奉納される神楽と同じ意義をもつものであろう。旧相馬中村藩領に広く分布し滑稽に演ずるところの「宝財踊り」は、日吉神社に奉納されるそれを芸能化、娯楽化されたものと考えられる。ちなみに、日吉神社の関係者は「宝財踊」と区別してそれを「万作踊」とも呼んでいる（「民俗芸能」の項参照）。

屋根替え 下遷宮後の二月八日から、棟梁佐藤亀乃氏のもと各部落の氏子の労働奉仕のもと屋根替え工事が始まる。二月一四日、ぐし祭りを執行し、二十日、葺替え工事が完了。各部落の奉仕人数は職人を除き一五〇余名にのぼったという。

上遷宮と打ち合わせ 三月十日、「宝財踊」の奉納とともに、ご神体が装いを新たにされた本殿に還され、上遷宮が滞りなく終了する。四月六日第四回祭典委員会を開催。「祭典執行要領並に祭典係服務心得」について確認し、各部落の「お供揃え」（「仕度揃え」とも）の日時について話し合う。この「お供揃え」は普通「笠揃え」といい、祭りの数日前に祭典当日の装束で各部落ごとに鎮守に参詣し、全ての芸能を奉納し終わって部落を一巡するものである。

浜下りの祭典 四月二十一日の「浜下り」の祭典の当日、供奉する各部落の人々は、午前五時三十分社前に集合し、到着順に江垂部落の「宝財踊り」「御葛籠馬」を初めとして、各部落の「神楽」「手踊り」などの多くの芸能が奉納される。

川子部落からでる「若殿」行列は、神社から七度半の迎えを受けて初めて出立するという格式の高いものである。七度半の出迎えて初めて出立するこの行列の本義は不詳であるが、名称は新しいものの、馬上の童尼はおそらく神童としての、吉凶などを占う憑坐的な存在ではなかったろうか。

社前で各部落の諸芸能が演じられている間、本殿では祭式が執り行われ、「宝財踊り」の奉納の中ご神体が新調した神輿に移され、祭典係が読みあげる列帳に従って各部落ごとに、螺、火花を合図にご発聲となる。道順は旧国道一石坂を北進し、十字路より真野街道を東に下り、小島田を経て安子橋から大内に入り堤下を経て烏崎に到着、海岸に出祭場地に到着。途中、部落境や神社等の前に十三ヶ所の建場（大きな建場は十文字、藤内前、堤下、村境、札場の五ヶ所）を設け「境迎え」を行い、列帳によって各部落とも諸芸能を披露する。神輿は江垂の十文字、大内の堤下などの建場で下すが、他は担いだまま下さない。最も重要な「境迎え」を行う場所は、大内、烏崎西両部落の字境である村境「堤下」の建場で、このところを「関所」と呼び、祭典総裁の指揮の行列が、この建場から烏部落の



日吉神社浜下り・大内堤下の建場の儀礼

「浜格」に従い神事を執行する「受け取り渡し」の儀式が行われる。村境での儀式 この儀式が執行される村境（堤下）の建場は櫓を組み、祭典総裁と鳥崎の祭典元締でもある区長と目付の浜役人がその上に坐り、鳥崎の六尺の青竹をもった青年警護のもとに、「祭典列帳」が祭典総裁から祭典元締に渡され、列帳と行列、芸能が照合され、特に芸能は変更なく記載通り演じられれば通行が許可される。ここでは少しの省略も許されず、それに反した時は呼び戻され再演させられるほど非常に厳しいものであった。十三年目という長い周期をもちながらも古態を保つことができたのは、このように少しの省略も許さない厳重な「浜格」などが神事の中に組み入れられていたためともいわれている。

浜での神事と遷御 大内堤下の建場すなわち「関所」を通過すると、六尺の青竹を手にした鳥浜部落青年の警護役に先導され「浜格」によって祭場に到着。祭場は二百余本の竹矢来で囲まれ、その中央奥まったところに白砂の壇を築き、その上に海に向けて神輿を安置する。「宝財踊り」奉納後、お籠りして潔斎し白の浄衣を着けた鳥崎の区長が、新桶で波三つめのところから、一旦身体を海水に沈めた後潮水を汲み、高く捧げながら祭場に進み、神官に渡し神前に供える。この潮水はそのまま持ち帰り、神殿に供えておくという。次いで、式次第によって祭典が執行され、終ると諸芸能奉納となる。その順序は江垂の「宝財踊り」と「神楽」、小島田の「神楽」、江垂の「お葛籠馬」、塩崎の「獅子踊り」がまず奉納され、続いて「関所」と



日吉神社浜下り・鳥崎関所

同じように列帳記載の諸芸を省略することなく奉納し祭典は終了する。遷御は往路と逆の順序で先陣は後陣となる。「宝財踊り」奉納の中、ご神体を本殿に移し「浜下り」の神事は終了する。午後八時過ぎまでかかったこの神事も、古くは十二時過ぎになった、と古老はいう。

御開帳 翌、四月二十二日が御開帳式典。祭礼の各役員が参列のもと祭式を執り行い、後、社前に舞台が立ちそこで各部落の諸芸能が、またこの日に限って他部落からも神楽などが奉納され、一般参詣者にも披露される。この折、何時、どのような理由で始められたかは不明であるが、氏子でもある塩崎部落弓組による「印西流射礼」が奉納される。この「射礼」は、以前は弓による稲作などの作の豊凶を占ったものではなからうか。

日吉神社浜下りの意味 供奉人員五百余名を越すこの日吉神社の「浜下り」は、七つの部落の人々が参加のもと他に例を見ないほど大掛かりな神事である。この神事は、日吉神社のご神体が鳥崎浜に下り、潮水による禊そぎによって日吉神の蘇生復活を願い、人々はその神威に絶あがって恩恵に預かろうとすると本義があろう。しかし、このように盛大になる「浜下り」の原初的な姿は、十月八日、稲作の収穫が終り感謝の祭り（新嘗祭）を受けた田の神（作神）は山に籠り山の神となり、春四月八日に再び田の神となって田に降りる。すなわち里と山との間を去来するという民俗の伝統的な考え方があり、人々は山に籠っている間に神威が落ち、四月八日にその神々が浜まで下り潮水を浴びる（禊）ことによって蘇生復活を果たし、稲作の豊かな稔りをもたらしという考え方がその根底にあったと思われる。規模は小さいが宇多郷柏崎（相馬市柏崎）の山王権現も「申歳に磯部に神幸し、遷宮祭礼あり」（『奥相志』）とあるように「浜下り」の神事を執行しており、この社も日吉神社同様の意味をもつての神事と考えられ、他にも同じ例が見られる。これは古くは農作業開始に先立って、氏神として祀る神を奉持して潮垢離をとるなどの先行習俗があり、神社勧請とともにその習俗が吸収され、「浜下り」神事として規模が大きくなっていったのではなからうか。近世に入り四月八日の「磯遊び」など物見遊山の要素が加味され、潮垢離の神事に娯乐的、行楽的な芸能が数多く奉納されるようになったと考えられる。

三、大倉、山津見神社の浜下り

大倉の山津見神社 大倉は鹿島町ではなく西隣の相馬郡飯館村の一地区である。上栃窪地区に隣接し真野川の最上流域にあたる地区で、交易を始めとして鹿島町との関係が強い。山津見神社の「浜下り」の神事も鹿島町との関係を抜きにすることができないので、ここで取り上げる。この社は明治五年（一八七二）の神仏分離令の時に、社名を十六善神から山津見神社に改称する。祭神は応永十三年（一四〇八）、岩松義政が鎌倉からこの地千倉ノ庄に下向した時の尊崇した持仏で義政歿後姫君に譲るが、その後家臣の反逆に遭い大倉の地に逃れ、姫ヶ崎という地で出産し間もなく死去し、そこを通りかかった獵師がこの持仏をムラで祭祀するようになったとか、南海老で祀られていた神様を大倉へ還し祀ったともいうが、はっきりしない。

山津見神社の浜下り 祭日は旧暦の四月十七、十八日であったが、現在は新暦の四月二十、二十一日で、五里の道程を神が通ったという伝承通り海老浜まで「浜下り」を続けている。

この「浜下り」は笛と太鼓を鳴らしながら氏子に守護され渡御するので、その音に似せて鹿島の人々は「タンタンボウズ」と親しみを込めて呼び、暖かく迎えた。現在は神輿を車に乗せて「浜下り」を行っている。

海老浜での祭場は、砂浜に玉石を敷き神座としその上に神輿を安置。神輿を担いで来た氏子の一人が、桶に潮水に汲み入れて奉納し祭式が行われる。終わるとその潮水は神座に撒く。現在は神に潮水を浸し、御神体（神輿）に振りかける。神事が終ると神輿は海老街道を西に上る。以前は大倉の神は女神で、鹿島御子神社は男神で、この二神は夫婦神であるともいい、この日は鹿島御子神社に一泊する。また、神輿には脚絆、草鞋履きの女性二、三人はお供するものとしていた。

かつて「浜下り」の渡御を中止したところ、鹿島でも大倉でもというが疫病が流行ったので、翌年から復活したともいう。

山津見神社は安産の神として、また以前は単除けの神として、沿道の人々に信仰された。神輿につけた枕や麻緒を妊婦が借り受け、それを神棚に供えておき、お産の時に使い翌年は倍返したといい、養蚕する人々は神札を受け単除けにするなど、信仰する人々が多かった。

四、山下、葉山神社の浜下り

山下の葉山神社 葉山神社は、神仏分離令以前は葉山権現と称し、藩主相馬家の尊崇篤く二代藩主相馬義胤が社殿を修復し、また三代藩主勝胤（後の忠胤）が神田を寄進するなど、折にふれて手厚く遇した。『奥相志』には、勝胤の時に「浜下り」の神事を執行しているが、その折、行列に使用する兵具は藩から貸与しており、それ以来「浜下り」の都合借用するのが恒例となっている、と記している。その兵具は、「長槍十二本、看板衣を副ふ、弓十二張、塗弦矢匣。火銃十二挺、銃丸匣火薬火繩。幕一束」となっている。

十九世紀初頭の浜下り 享和二年（一八〇二）の葉山権現修復の折の「浜下り」神事について記録した、享和二年の藩の寺社奉行の日記（『旧相馬中村藩家老家文書十二』）の中からその様子をみていきたい。

葉山権現の修復後の四月一日、葉山権現の別当、本山派修験匡王山玉東院は、前例にならない、会所へ一両と兵具の貸与を願い出た。寺社方、御用人衆の協議を経て、金一両と兵具が貸与されるが、鉄炮は証文を差し出すことを条件にして認められている。費用の耄両は、修復費用のみか、修復にともなって行われる「浜下り」の神事を含めてのそれかは

不詳である。兵具は「浜下り」の行列に使用するものである。

葉山権現の「浜下り」は六十年周期に行われるといわれているが、この享和二年（一八〇二）の「浜下り」は、十二年前の「安永子ノ年（安永九、一七八〇）ノ通り」とあるので、間は十二年である。しかし天保二年（一八三二）、安政三年（一八五六）等の「列帳」も現存しており、神事執行の干支も異なっていて間隔も一定していない。六〇年毎に大祭が執行され、社殿等の修復の折には臨時に「浜下り」が執り行われたのかどうか定かではない。神事の名称も「浜下り」ではなく、「御礮下り」と記されており他に例をみないものである。

四月五日、玉東院から「拾叟鉄砲拾貳挺」「打柄鑓十式本小鳥毛印付」「弓拾貳張弦十二本」「鞆十二甫黒塗金御紋」「木綿羽織三十六丸よふ御紋付」「狸々非鉄砲袋十式かた革付」「葉四十八匁拾貳放分」「御幕寄束是ハ一七門帳中」などの兵具の借用の願いが出され、本山派修験役僧の五大院から十二日に引き渡される旨伝達された。前述の『奥相志』記載の「浜下り」都度、安永度の先規に従って借用する「兵具」の一覧より、「鞆甫（矢入れ）」、「九曜御紋付の羽織」、「葉（火葉）」など新たに貸与されている。祭りは十五日を中心に、ご開帳まで七日間に亘って行われることもわかる。貸出し一覧には、『奥相志』には記載のない「火葉、拾貳放分」とあり、十二回放銃する火葉を受領しているが、北郷（鹿島町）は明野であるものの、具体的な放銃の場所やその方法などは分らない。放銃には悪霊を払い、その場を清浄にするという意義があるが、加えて「浜下り」の豪華な行列に威儀をもたらすという一面も見逃がすことはできない。なお、藩公の九曜の御紋付の羽織での、「御礮下り」の神幸式は、格式を重視した大名行列を意識したものであり、威儀を見せるための風流と考えられよう。鹿島の「浜下り」に多く見られる絢爛豪華な行列は、江戸時代に大名行列が人々の眼に深く印象付けられた結果の風流化といえよう。

四月十四日には「葉山開帳二付、開帳札左ノ通り相立度願」と、葉山権現のご開帳の「開帳札」を五か所に立てることを申請し許可を得ている。開帳札は中ノ郷では原町、北郷では鹿島町と葉山権現下の玉東院向い、それに城下の宇多

郷では川原（相馬市宇多川町）と田町尻（同田町で、当時は城下のはずれで浜街道の出口辺り）であり、このことから山下の葉山権現の「浜下り」は、南は原町から鹿島、相馬までの広い地域の人々の信仰を集め、ご開帳には参詣者が列をなしたことは想像でき、広い信仰圏をもっていたことがわかる。

残念ながら十五日の「浜下り」自体の記録はない。十八日の記録は、藩から借用した「御兵具物」を、去る十六日に返却したということと、「御幕」は七日間のご開帳中拝借する旨を五大院を通して藩に伝えている。

四月二十五日、「一、玉東院開帳相済候二付、御まく御台所え差上候由届ヶ申置候事」とあって、葉山権現の「浜下り」の神事から、ご開帳に至る一連の行事が終了し、最後まで借用していた「御まく」を藩の御台所へ返却したというものである。四月朔日、藩に対して別当玉東院が安永度の先規に従って「浜下り」の費用及び兵具の借用の申し出に始まり、「浜下り」や「御開帳」をはさみ、二十五日間の「御まく」の返却で、約一ヶ月に亘る行事が終了している。

五、海老、虚空蔵尊の浜下り

虚空蔵尊は元暦元年（一一八四）、鏡雄法印の創建と伝えられ、地域の人々から「海老の虚空蔵さま」として、「宝蔵寺」とともに鎮守同様に親しまれ、また丑寅歳生まれの守り本尊として尊崇されるなど、村落生活と密接に結びついている。

虚空蔵尊の「浜下り」は、「遷座式」ともいい、屋根替え等の堂宇修覆は十三年目毎の丑歳をもつてすることを恒例とし、その落慶法要の折にご本尊を海浜に移し「浜下り」の儀式が挙行される。

真野川流域に点在する寺社の中で、「浜下り」の神事を執行するのは日吉神社など神社に多く、寺院では右田の薬師

堂と虚空蔵尊のみである。神式と仏式とはその方法に自ら差違はあるものの、海浜に神幸し潮水で禊をし蘇生復活を図るといふ本義は少しも変わらない。

虚空蔵尊は何時から「浜下り」を始めたかは不詳である。『宝蔵寺史』には、「文化三年（一八〇六）三月十九日、虚空蔵菩薩お浜下り執行」、「嘉永六年（一八五三）三月二十四日、虚空蔵堂屋根替え、お浜下り執行」、「文久三年（一八六三）七月二十九日夜、燈明より出火して虚空蔵を焼く。慶応元年（一八六五）、虚空蔵堂を再建、八月十九日落慶入仏の法要。お浜下りが執行され、同二十一日尊像のご開帳」、「大正二年（一九一三）四月二十七日、虚空蔵堂屋根替慶法要、お浜下りを執行」、「昭和十二年（一九三七）四月十三日、虚空蔵堂屋根替、お浜下り執行」、「昭和三十六年（一九六一）四月一日、虚空蔵堂屋根替落慶、お浜下り執行」などとあるが、近世末からの屋根替えに伴う「浜下り」の記事が見られるものの、その詳細な様相は分らない。

平成九年の浜下り 平成九年（一九九七）三月二十九日（土）、この丑歳の「虚空蔵尊浜下り」の祭典は、北海老・南海老・港の三部落供奉のもとに執行された。

供奉員参集のもと、午前七時、僧侶の読経（法要）のもと本尊を厨子から御輿台に移す遷座式が執り行われ、その間執行委員長の挨拶と北海老の万作踊り、南海老の青年手踊り、南海老の子供手踊り、港の子供手踊り、北海老の子供手踊りが奉納される。

祭典係が読み上げる列帳に従って、信徒など供奉する人々が本尊を奉載し行列を組み、螺の音を合図に、青竹を持った警護役を先頭に出発し祭場へ向う。途中、部落境、辻、祠堂などの前の建物で御輿台を休ませ、港公会堂前で読経、そして諸芸が披露される。

祭場は南海老浜中谷地。竹矢来で囲まれた祭場は俗を隔てた聖なる世界で、結界を意味し、その奥まったところに白砂の上に玉石を敷きつめ尊座を設け、海に向かって御輿台を安置する。祭場作りは南海老部落が担当する。潔斎した南

海老の区長が新桶で、三波を超えたところから浄らかな海水を汲み、高く捧げながら祭場に進み、主僧に渡し本尊に供える。この潮水はそのまま持ち帰り、本堂に供え後境内に撒く。次いで式次第によって一連の法楽が営まれ、終ると各部落の諸芸能が奉納される。終ると「お上がり」と称し還御となる。還御は南海老と北海老のムラ境で、先陣、後陣が入れ変わり、夕刻到着。本尊を厨子に戻し、最後の諸芸能の奉納となる。

翌、三十一日（日）には、式典委員参列の上、御開帳式典が執り行われ、諸芸能を奉納し一連の「浜下り」は終了する。奉納した芸能は部落に戻り部落回りをする。

浜下り神事の役 平成九年の「浜下り」列帳の役について記しておく。表題は『平成九丁丑歳三月二十九日（土）執行、虚空蔵尊御浜下り遷座式列帳』とある。その役は、祭典委員（執行委員長、副執行委員長、総務委員、執行委員）、列奉行（前区長）、列奉行付、御使番、先導、警護、酒水（酒水師―壺に香水を入れ浄める役僧）、大旗（遷座式）、螺役、打金、妙鉢（鉢師）、講中旗、五色旗、奉納踊（五組）、日天・月天、吹流、造花（蓮花）、生花、供物（餅、菓子、果実）、香炉、灯明、御酒、先旗（虚空蔵旗）、和囃（御棟札（総代、区長、区長代理、総務―三社代表）、稚児（男女共、稚児係）、副導師（安養寺、泉竜寺）、警護、御輿係、天蓋、大導師（宝蔵寺）、大傘、後旗（虚空蔵尊旗）、後吹流、一般御供衆、大旗（遷座式）、押、警護となっており、供奉総人数二〇四名という盛大な祭典である。

六、浜下り神事の意味と特色

浜下り神事の意味 「浜下り」は氏子と信奉者による祭祀集団が神輿を奉持し、行列を組み海浜に渡御する神幸形式をとり、聖なる祭場で神輿を海中に、あるいは潮水を奉納し、または神で振りかけて禊を行い神の蘇生復活を願うもので

ある。海浜に神幸し潮水で禊を行うのは、潮水の持つ何よりも高い浄祓力の威力、靈力を人々は認めていたからに他ならない。

「浜下り」は太平洋沿岸特に九州南部と東北、それも東日本に濃厚に分布し、阿武隈高地を背にした茨城県北部と福島県浜通りの河川沿いに多く見られ、その神事内容も共通点が多い。

真野川流域の「浜下り」神事の特徴について、岩崎敏夫先生のご指摘のように、「浜下り」を行う神社に八龍神、ハヤマ神が多いことである。「八龍神」は、水を司る神で稲作とは関連が深く、大倉の八龍様が「浜下り」すると豊作になると沿道の人たちは喜ぶなどの事例からも作神的要素が認められよう。また「ハヤマ神」は、祖霊が子孫の手厚い供養によって徐々じょじょに昇華し、「ハヤマ」という集落が一望できる、山容の端麗な神聖な山に籠り、子孫の生活や稲作を見守るといふ、祖霊神的要素をもつ作神と考えることができよう。

浜下り神事の日にち 「浜下り」が行われる日は多様であるものの、県内の「浜下り神事」一一六例中九二例と旧暦四月八日が圧倒的に多かった。ここで四月八日に行われる背景についてみていきたいと思う。この日は「お八日」とか「神日」とか「田に入らず、種蒔かず」とかいつて神が人界に去来する日で、人々は仕事を休み家に籠り謹慎し神を祀る日でもあった。いわき地方では、山から花を採って来て軒回りに飾るとか、また山に登る習慣も全国的に見られる。これは年の暮れに正月さまを門松とともに山から迎え、また盆に祖霊を盆花に乗せて山から迎えると同じで、この四月

八日は山の神を農作業に先立って田に迎える大切な日でもあった。それは十月八日のいわゆる「お八日」に、田の神（作神）が山に籠って山の神となり、四月八日に田に降りて田の神になるといふ神觀念があつてのことである。靈力の衰微した神々が海浜に下りて潮垢離をとり、蘇生復活して威力を取り戻し子孫の耕作する稲作を守護するという意義を「浜下り」はもっている。

祭場について 祭場についてであるが、真野川の北側に位置する神々は南海老浜に、南側に位置する神々は烏崎浜で

神事を執り行う。祭神が上陸したとか寄り着いたという伝承（漂着神伝承）をもつ海浜で、たとえば神木が漂着しそれをご神体として祀ったという伝承をもつ寄木神社（相馬市磯部）のように、潮垢離をとる例は他では比較的多く見られるが、鹿島では烏崎浜に下る大内の浮州神社と愛宕神社の二社のみで少ない。

臨時に行う例 「雨乞い」の項で記述しているが、近世ではあるが大旱魃の折など藩を挙げて寺社に降雨を祈願し、各郷の人々は千駄焚きなどを試みるがその験が見えないと、最後の手段として中郷ではムラを挙げて海老、烏浜に集り、小島田、川子、烏の八龍神を浜に下し獅子神楽を奉納し雨を乞うている。また弘化四年（一八四七）の「牛頭天王御浜下行烈帳」に「悪病はやり候ニ付不時御浜下ヶ仕候」とあり、悪病退散のため臨時に「浜下り」をした例も見られる。これらより効験を求める場合、臨時に「浜下り」を行っている貴重な事例である。

また茨城県以北の「浜下り」は、茨城県では五六社、福島県が一六社あり、その中で右田の薬師堂、海老の虚空蔵尊以外はすべて神社であり、寺院がこの地に限って「浜下り」するのは特異の事例といえよう。それは両院とも地域の人々から他に見られない程の、ムラ氏神と同等の篤い信仰がその根底にあるからに他ならない。他に人々は、明治以前の神仏混淆時代からの、神仏を明確に区別しない精神的伝統と、真野川流域で「浜下り」をする数多くの神社に倣ってあらたな靈験を求めて両院も何の抵抗もなくこの神事を続けてきたものと考えられる。

他に、鹿島で「浜下り」する、あるいはかつて行った十五の寺社のうち、九社が十三年毎の周期で執り行ったり、また烏崎の津神社の「浜下り」には、大漁を願つての鯨引きと陸（農業）の豊作を祈願しての「蕪引き」が行われるが、そこには神の意志を占う一面を有するのも特色といえるだろう。

最後に、最も大きな特色は「浜下り」は神輿が海浜に神幸する祭りであるが、鹿島ではその神社の多くは神輿の休息する各所の建場と、海浜の祭場で神楽や手踊りなど数多くの、そして多彩な芸能を奉納するということであろう。

村名	祠名	場所	日時	祠官・別当	備考
下海老	蓮重院				羽黒派修験・廢絶
村	塩釜明神	明神前孤岩にあり 姥横山上に遷す	六月十七日 七月十日	別当 喜宝山照山院	宝蔵寺に合院
老	稲荷明神	御稲荷前	二月初午	祠官 紺野河内正	下海老邑、芹沢氏の護神。漁者之を信仰す 真言宗歡喜寺の末寺。派下は十三箇寺。寺歴あり
海	平出山摩尼院宝蔵寺	北畑			
	清滝権現	右に同じ 寺域にあり			
	熊野権現				
	稲荷明神				
	十二天宮				
	白山権現				
	愛宕権現				
	延命地藏				
	子安観音石像				
	一切経五重の石塔				
北	虚栄蔵堂	北畑	毎月二十一日 大縁日三月二十一日		昌胤、堂を再興。守本尊とする

(第十二章 事務局で編集)

◆鹿島町史第八巻編纂専門委員及び執筆者(執筆順)

監修者 岩崎 敏夫 文学博士
主任 大迫 徳行 福島県民俗学会会長

総説	第一章 衣・食・住	第一節 大迫 徳行 福島県立博物館専門学芸員
第二章 一生の儀礼	第二・三節 佐々木長生・佐藤 吉典 磐城民俗研究会会員	第四章 諸職業
第三章 年中行事	第一〜四節 丹野香須美 東日本国際大学附属昌平中学高等学校教諭	第五章 交通と交易
第四章 年中行事	第五節 岩崎 真幸 みちのく民俗文化研究所代表	第六章 社会のしくみ
第五章 諸職業		第七章 信仰
第六章 交通と交易		第八章 昔話と伝説
第七章 社会のしくみ		第九章 遊びとわらべ歌
第八章 信仰		第十節 第一節
第九章 昔話と伝説		第二節
第十章 遊びとわらべ歌		
第十一章 民俗芸能		
第十二章 民俗資料		

御前ノ内	小島田	車池川	北屋形	北右田	北海老	烏崎
菅野とり	北畑當子	但野アキ	新妻隆雄	紺野光男	遠藤尚	堀内チヨウ
						百井芳春
						田代二三男
						田中サクス
						田代マクス
						三浦久男
						天野有平
						佐藤吉宗
						今野宗一
						井上宗雄
						相原ミヨ
						阿部キイ
						鳥中キク子
						坂下トミ
						荒哲子
						桑折孝夫
						田代清一
						錦織スキ
						佐藤要人
						河沼幸夫
						桑折邦雄
						遠藤安亀
						遠藤金一
						但野一
						小林ちゑ
						小林チエ
						高田将
						桑折静子
						西畑栄
						館野梅
						田代悟
						高橋正一
						荒橋とちお
						佐藤ハツイ
						桑折ハツイ
						阿部ヨシ
						門馬経房
						遠藤ツメ
						佐藤ハツイ
						桑折ハツイ
						阿部ヨシ

鹿島	御山	小島田	大内	江垂	牛河内	浮田	上柄達
富田ハナ	山本昌一	小川博	伏見貞子	佐藤トシ子	遠藤ノイ	福島輝子	竹田忠夫
							牛渡康光
							木幡亀二郎
							小林一郎
							鎌田初雄
							鎌田ハツ
							愛宕金慶
							猪狩ハルヨ
							佐藤セツ
							鎌田セツ
							佐藤セツ
							渡辺学
							佐藤重儀
							大谷広
							酒井敏夫
							西井徹雄
							堀越直人
							太田モト
							志賀モト
							高野ウメ
							高野ウメ
							但野ヨシ
							西山サヨ
							佐藤サヨ
							堀越ミヨ
							福島胤子
							桜井晴子
							上江正
							富澤和史
							田村三義
							鎌田三喜

永	永	栃	寺	南	塩	小	小	北	北	烏	大	江	上
渡	田	窪	内	木	崎	山	池	屋	海	崎	内	垂	栃
森	紺	大	西	鈴	菅	藤	遠	岡	西	荒	桑	多	西
定	野	谷	道	木	野	沢	藤	本	内	義	折	宏	徹
男	一	泰	典	和	茂	龍	賢	友	五	衛	警	政	重
				比	古	雄	明	治	月				珍
				古				郎					
								郎					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					
								周					
								道					

◆鹿島町史編纂委員会(順不同)

- 委員長 中野 一徳 鹿島町長
- 副委員長 但野 安俊 鹿島町議会議長
- 委員 館内 利重 鹿島町教育委員長
- 委員 浦島 誠治 鹿島町区長
- 委員 幾世橋初男 鹿島町教育民生常任委員長
- 委員 佐々木 晉 鹿島町社会教育委員長
- 委員 齋藤 弘伸 鹿島町文化協会長
- 委員 鈴木 治 鹿島町老人クラブ連合会長
- 委員 大井 芳治 鹿島町文化財愛好会長
- 委員 田原口保貞 鹿島町文化財保護審議会長
- 委員 高荒 昌展 鹿島町助役
- 委員 石橋 紀元 鹿島町収入役
- 委員 青木 紀男 鹿島町教育長

◆鹿島町史出版委員会(順不同)

- 委員長 石橋 紀元 鹿島町収入役
- 副委員長 多田 穰治 鹿島町総務財政グループ統括
- 委員 浦島 誠治 鹿島町区長
- 委員 齋藤 弘伸 鹿島町文化協会長
- 委員 大井 芳治 鹿島町文化財愛好会長
- 委員 鈴木 直門 鹿島町生涯学習グループ統括

◆鹿島町教育委員会

- 教育部門参事 石橋 一子
- 生涯学習グループ鹿島町史編纂事務局
- 統括 鈴木 直門
- 主幹 鈴木 勇治
- 主任主査 佐藤 友之
- 事務補助 富澤 和史
- 事務補助 田代二三男
- 事務補助 鈴木恵美子

◆引用文献・参考文献一覽

- ・「相馬藩世紀」〔稿本〕(相馬市図書館岩崎文庫蔵)
- ・「衆臣家譜」〔稿本〕(相馬市図書館岩崎文庫蔵)
- ・齋藤完隆「奥相志」〔相馬市史 四所収〕(一八七一項)
- ・「鹿嶋町郷土誌」〔複写〕(一九二二、鹿島町歴史民俗資料館蔵)
- ・「八澤村郷土誌」〔複写〕(一九二二、鹿島町歴史民俗資料館蔵)
- ・「相馬郡上真野村郷土誌」〔複写〕(一九二二、鹿島町歴史民俗資料館蔵)
- ・八澤村尋常高等小学校編「我が村ノ歴史」(八澤村尋常高等小学校郷土史研究会、一九二八)
- ・真野小学校編「郷土誌」〔複写〕(真野小学校、一九三七)
- ・和歌森太郎「修験道史研究」(河出書房、一九四三)
- ・民俗学研究所編「民俗学辞典」(東京堂出版、一九五二)
- ・民俗学研究所編「綜合日本民俗語彙」一〇五(平凡社、一九五五)
- ・西角井正慶「年中行事辞典」(東京堂出版、一九五八)
- ・岩崎敏夫「本邦小祠の研究」(岩崎博士學位論文出版後援会、一九六三)
- ・朝倉治彦他編「神話伝説辞典」(東京堂出版、一九五八)
- ・福島県史編纂委員会編「福島県史」一三三・二四(福島県、

- 一九六四・六七)
- ・大藤ゆき「見やらい」(岩崎美術社、一九六八)
- ・相馬市史編纂会編「相馬市史」一〇六(相馬市、一九六九)
- ・井之口章次「子どもの世界」茨城民俗学会編「子どもの歳時と遊び」(第一法規、一九七〇)
- ・大塚民俗学会編「日本民俗事典」(弘文堂、一九七二)
- ・いわき市史編纂委員会編「いわき市史」七民俗(いわき市、一九七二)
- ・岩崎敏夫「日本の民俗 福島」(第一法規、一九七二)
- ・戸川安章「出羽三山修験道の研究」(佼正出版、一九七三)
- ・馬場富子「今昔ことも遊び」(錦正社、一九七四)
- ・懸田弘訓編著「福島の民謡とわらべ歌」(岩瀬書店、一九七四)
- ・草野和夫「ふくしまの民家」〔ふくしま文庫三〕(福島中央テレビ、一九七四)
- ・和田文夫「クセヤミの話」〔福島の民俗 一二〕(福島県民俗学会、一九七四)
- ・恩賜財団母子愛育会編「日本産育資料集成」(第一法規、一九七五)
- ・行智著 五来重編注「木葉衣・鈴懸衣・踏雲録事」〔東洋文庫二七三〕(平凡社、一九七五)
- ・柳田國男・橋浦泰雄「産育習俗語彙」〔復刻版〕(国書刊行会、一九七五)

・相馬市史編纂会編『相馬市史』三民俗人物(相馬市、一九七五)

・新妻三男「相馬方言考改訂版」(相馬郷土研究会、一九七六)

・飯館村史編纂委員会「飯館村史」三民俗(飯館村、一九七六)

・佐々木長生「母より聞きし昔話」『相馬史学会会報』五八・六〇(相馬史学会、一九七六)

・本田安次他「文化財講座日本の無形文化財」二芸能(第一法規、一九七六)

・大迫徳行「阿武隈山中の葉山信仰」月光善弘編『東北霊山と修験道』(名著出版、一九七七)

・菅田 宏「福島の峠」『ふくしま文庫四六』(福島中央テレビ、一九七八)

・今野美寿「相馬藩政史」上・下「復刻版」(東洋書院、一九七九)

・新月通正「浜街道を行く」(朝日ソノラマ、一九七九)

・宝蔵寺誌編集委員会編『宝蔵寺誌』(平出山宝蔵寺、一九八〇)

・石川純一郎・竹岡智恵子「福島の伝説」(角川書店、一九八〇)

・国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』一〜一七(吉川弘文館、一九八〇)

・鹿島町編「鹿島日吉神社のお浜下り」『鹿島町文化財調査報告書』(鹿島町、一九八二)

・上真野中学校文芸クラブ編『上真野の伝説』(上真野中学校文芸クラブ、一九八二)

・村川友彦「明治十二年水産旧慣調」『福島県歴史資料館研究紀要』四・五(福島県文化センター、一九八二・八三)

・大谷 広他「歴史の道 相馬街道」(福島県教育委員会、一九八三)

・福島県教育委員会編『福島県浜通りの海事習俗』(福島県立博物館調査報告五)(福島県教育委員会、一九八四)

・石原敬彦・堀越直人他「歴史の道 浜街道」(福島県教育委員会、一九八五)

・鳥越皓之「家と村の社会学」(世界思想社、一九八五)

・朝日新聞福島支局編「塩の道を行く」(歴史春秋社、一九八五)

・鹿島町文化財愛好会編『奥相三十三観音』(鹿島町文化財愛好会、一九八六)

・日本看護協会福島県支部編『福島県看護史』(日本看護協会福島県支部、一九八六)

・南柚木部落公民館編『南柚木部落誌』(南柚木部落公民館、一九八七)

・柳田國男・丸山久子「分類児童語彙」(国書刊行会、一九八七)

・阿弥陀寺寺史編集委員会「中目山阿弥陀寺史」(阿弥陀寺、一九八八)

・山本 明「福島県の葬送・墓制」『東北の葬送・墓制』(明玄書房、一九八八)

・鹿島町史編纂委員会編『鹿島町の石造遺物』(鹿島町史資料二)(鹿島町史編纂委員会、一九八八)

・中村 元他編『岩波仏教辞典』(岩波書店、一九八九)

・小牧忠雄「浜街道を往く」(いわき地域学会出版部、一九八九)

・鎌田久子他「日本人の子産み・子育て―いま・むかし」(勁草書房、一九九〇)

・原町市史編纂委員会編『原町市史』「復刻版」(原町市、一九九〇)

・鹿島町文化財愛好会編『万葉の里かしま文化財百選ガイドブック』(鹿島町文化財愛好会、一九九一)

・松岡悦子「出産の文化人類学―儀礼と産婆」(海鳴社、一九九一)

・吉村典子「子どもを産む」(岩波書店、一九九二)

・木幡正俊「山下村昔むかし」(私家版、一九九二)

・鹿島町史編纂委員会編『鹿島町史』四(鹿島町、一九九三)

・本田安次「日本の伝統芸能」『本田安次著作集』一〜二〇(錦正社、一九九三)

・黒板勝美編『交替式・弘仁式・延喜式前篇』(新訂増補國史大系)(吉川弘文館、一九九五)

・福島県立博物館編『福島県における浜下りの研究』(福島県立博物館学術調査報告書二八)(福島県立博物館、一九九七)

・野馬追の里歴史民俗資料館編『交通にみる近代化』(企画展図録)(野馬追の里歴史民俗資料館、一九九七)

・原釜・尾浜・松川郷土史研究会編『ふるさとのあゆみ・漁業編』(原釜・尾浜・松川郷土史研究会、一九九九)

・福田アジオ他編『日本民俗大辞典』上・下(吉川弘文館、一九九九)

・大迫徳行「東照権現(壇)と御塚権現と」『福島の民俗』二八(福島県民俗学会、二〇〇〇)

・佐藤高俊編『旧相馬中村藩家老熊川家文書』一〇「相馬市博物館資料叢書二二」(相馬市教育文化センター博物館、二〇〇〇)

・蒲池勢至「真宗民俗の再発見」(法蔵館、二〇〇一)

・木幡正俊「義経の愛馬太夫黒」[タイプ印刷](私家版、発行年不詳)

・今野昭八郎編『相馬の伝説』[郷土クラブ学習資料、謄写印刷](上真野小学校、発行年不詳)

・大井芳治「相馬地方の伝説と俗信」[謄写印刷](私家版、発行年不詳)

※編著者名、書名、論文名、カッコ内に発行所もしくは所蔵先、刊行年あるいは完成年の順で記載した。文献は刊行年の順に配列したが、刊行年が不明なものは末尾に示した。

今回『鹿島町史』全七巻の第五回配本として、「第六巻民俗編」を発刊することになりました。

鹿島町は藩政時代には、相馬中村藩の中で北郷と称され、鎌倉時代より現代まで庶民の生活文化を連続と持ち伝えて来た地域です。鹿島町の民俗の特色は何と云っても民俗芸能の多さにあります。とりわけ、鹿島町江垂に鎮座する日吉神社に伝承されている「日吉神社のお浜下りと手踊」は、昭和五十三年に福島県の重要無形民俗文化財の指定を受け、さらに昭和五十四年には国選択無形民俗文化財として選定されました。この祭りに奉納される芸能は、鹿島町の伝統芸能の豊富さを象徴しています。

この民俗編で取り扱う領域は、生活にかかわるすべての側面です。衣食住などの変遷、生から死に至るまでの種々の儀礼、一年間の生活暦としての年中行事、生活基盤を形成する仕事としての生業、交通の発達によって変化した交通や交易、社会のさまざまな組織やしぐみ、守り伝えてきた信仰や口承文芸、遊び、多彩な民俗芸能などから構成されています。鹿島町には海の文化と里の文化、山の文化が、あるものは独立し、あるいは融合しながら伝承されていることが分かりました。

この巻を編纂するにあたって、巻頭の口絵を飾る、町内の祭礼の素晴らしい写真を快く提供して下さった、福島県の代表的な民俗写真家、後藤輝夫先生と、伝説をさらに豊かにイメージさせる、あたたかな挿絵を描いて下さった朝倉悠三画伯には厚く御礼申し上げます。執筆者の諸先生方には、長期にわたり町内を詳しく調査して頂き、しかも民俗について分かり易く御執筆頂きました。また監修の岩崎敏夫博士には全領域にわたって御指導頂きました。改めて諸先生方に御礼申し上げます。

この民俗編に記されている内容は、すべて鹿島町民が今まで経験した生活の出来事や、今まで信じ実践してきた日常生活の記録を集大成したものです。故人とられた方々を含め、多くの町民の皆様にご協力いただき、ありがとうございました。最後になりますが、民俗編の編纂を支えて下さった町民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成十六年三月

鹿島町史 第六巻 民俗編

平成十六年三月十五日 発行

編集 鹿島町史編纂委員会
発行 福島県鹿島町

〒九九九-二三三四
福島県相馬郡鹿島町西町一丁目一番地
電話 〇二四四-四六一二二-二一(代)

印刷 株式会社 まつざき印刷
〒九九九-一五二五
福島県双葉郡浪江町高瀬字根木内一〇〇
電話 〇二四〇-三四一六六五五